

綾瀬市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

—令和6年度～令和8年度—

令和6年3月

綾 瀬 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画策定の趣旨と背景.....	5
2 計画の性格と位置付け.....	7
3 計画の策定体制.....	9
第2章 高齢者の現状と課題	11
1 本市の人口及び年齢階層.....	11
2 高齢者世帯の状況.....	14
3 介護保険事業等の状況.....	15
4 介護サービスの利用状況.....	17
5 他市との比較.....	22
6 日常生活圏域別の状況.....	25
7 アンケート調査結果からみた現状.....	38
8 高齢者の現状からみた課題と対応.....	59
第3章 計画の基本的考え方	63
1 基本理念.....	63
2 地域包括ケアを推進するための3つのサブシステム.....	64
3 施策体系.....	65
第4章 施策の方向性	66
1 地域包括ケアシステムの推進と施策の展開.....	66
2 元気高齢者社会参加システム.....	67
3 ハイリスク高齢者介護予防システム.....	74
4 要介護者総合支援システム.....	87
第5章 介護保険事業の円滑な運営	103
1 介護・介護予防サービス.....	103
2 地域支援事業.....	115
3 第1号被保険者の保険料.....	121
4 介護保険制度の円滑な推進に向けて.....	123
第6章 計画の推進体制	126
1 推進体制の整備・充実.....	126

資料編	128
1 綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	128
2 綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	130
3 綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会開催状況.....	131
4 綾瀬市社会福祉審議会委員名簿.....	132
5 綾瀬市社会福祉審議会諮問・答申.....	133
6 介護保険事業にかかわる費用等の推計	135
7 用語集	146

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、高齢社会白書（令和5年度版）では高齢化率は29.0%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上に到達し、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を越えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なっていく見込みです。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を踏まえた上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「綾瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「安心と笑顔で過ごす自分らしい毎日を目指して」の実現に向け、高齢者が「生きがい」を持って、「健康」でいきいきとした生活を送り、「笑顔」で毎日過ごすことのできるまちづくりを目指すとともに、介護が必要となった場合でも「安心」して住み慣れた地域で「快適」に過ごすことができるような地域社会の構築を目指してきました。令和5年をもって計画期間が満了を迎え、引き続き本市独自の地域包括ケアシステムの更なる推進を目指し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆国の第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

- ・介護事業所間のケアプランデータ連携システムの利用促進
- ・医療・介護現場におけるICT機器・ソフトウェア導入の推進

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

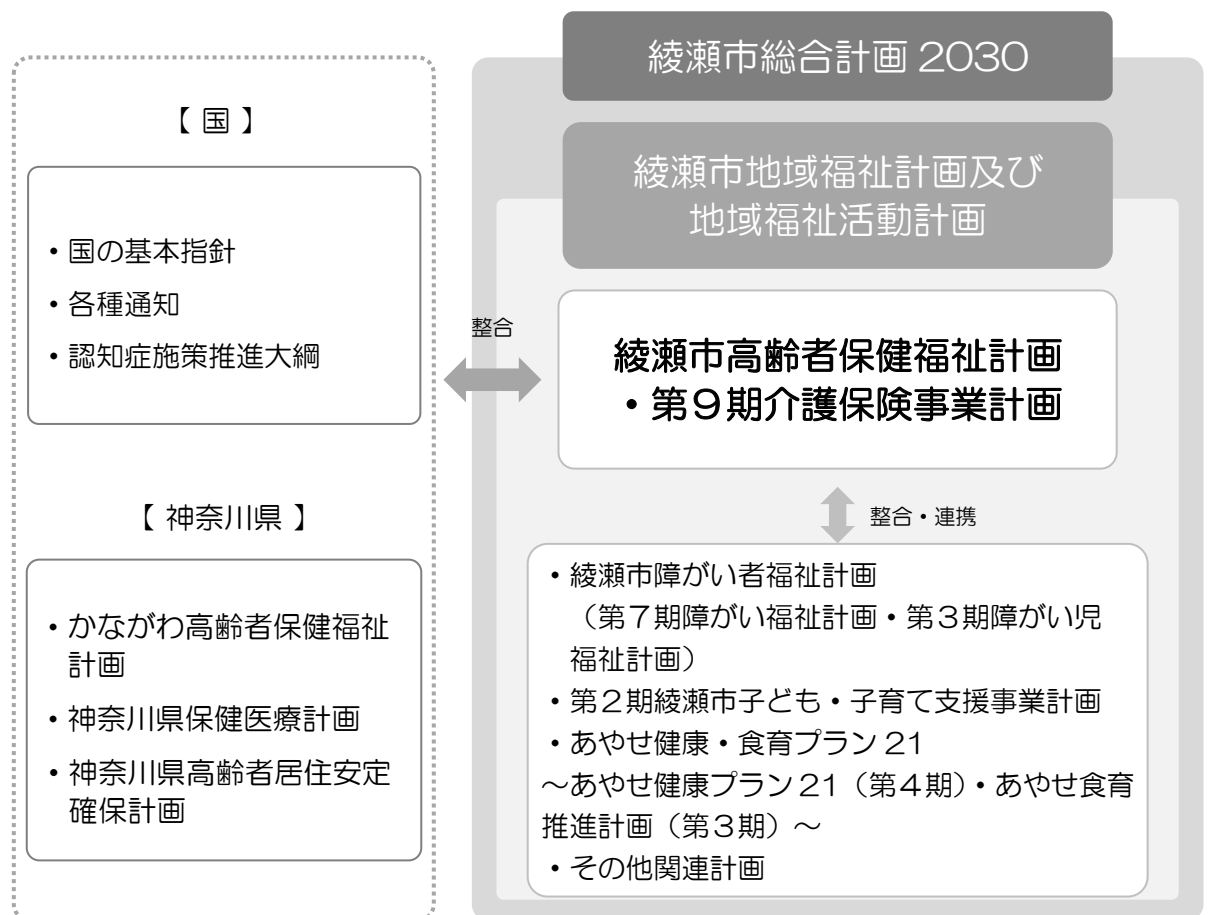
(2) 関連計画との関係

本計画は「綾瀬市総合計画2030」及び「綾瀬市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」、「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県保健医療計画」、「神奈川県高齢者居住安定確保計画」との連携を図って策定しています。

なお、高齢者の保健事業については、健康増進法と食育基本法に基づく「あやせ健康・食育プラン21～あやせ健康プラン21（第4期）・あやせ食育推進計画（第3期）～」や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「綾瀬市国民健康保険第2期保険事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」に位置付けられておりますが、本市においては、今後も高齢者の健康づくりを一体に行っていくという観点から、本計画に高齢者の保健事業の内容を盛り込むこととしています。

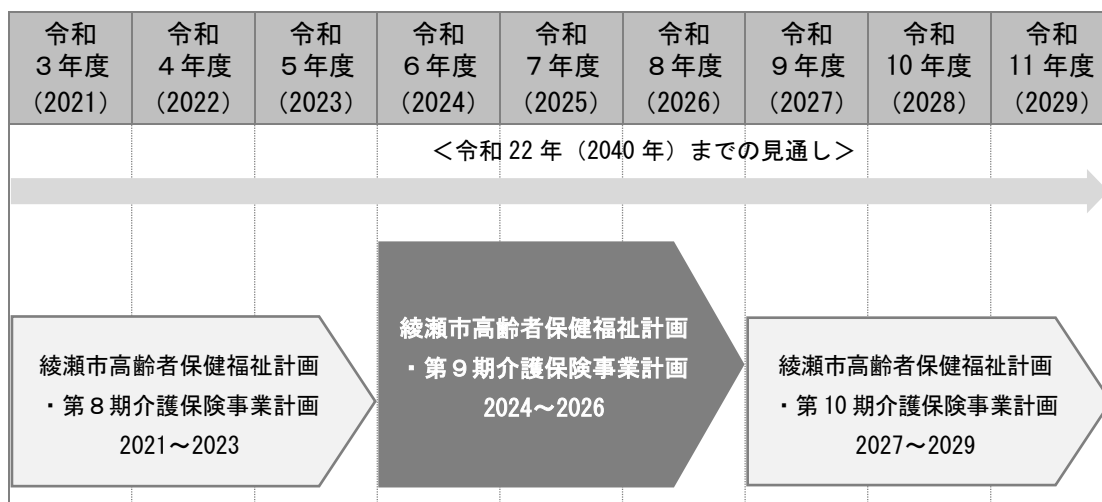
また、SDGsの17の目標は、地域共生社会の実現を目指す本計画の取組と関連する目標が含まれていることから、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会と地域共生社会の2つの社会実現に向け、本計画では、SDGsの趣旨を踏まえて、各取組を推進していきます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



3 計画の策定体制

(1) 策定委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者、市民等によって構成する「綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」等を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和6年1月5日から令和6年2月5日までパブリックコメントを実施しました。

第2章

高齢者の現状と課題

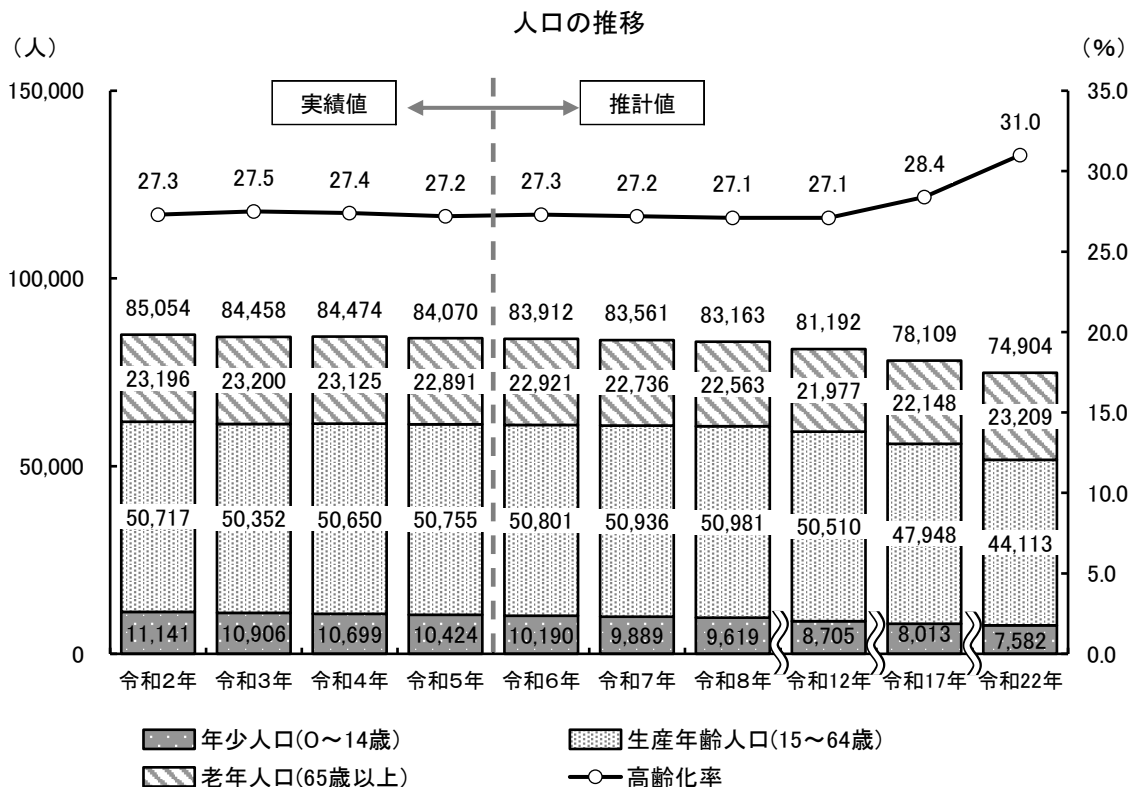
1 本市の人口及び年齢階層

(1) 人口の推移・推計

総人口は減少傾向が続いており、令和5年10月で84,070人、令和22年には74,904人まで減少すると推計されています。

高齢者人口は23,000人前後で概ね横ばいに推移していましたが、令和7年から減少傾向となる見込みとなっています。

一方で、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年に向けて高齢者人口は再び急増し、令和22年の高齢者人口は23,209人となり、高齢化率は31.0%と、3人に1人は高齢者になると推計されています。

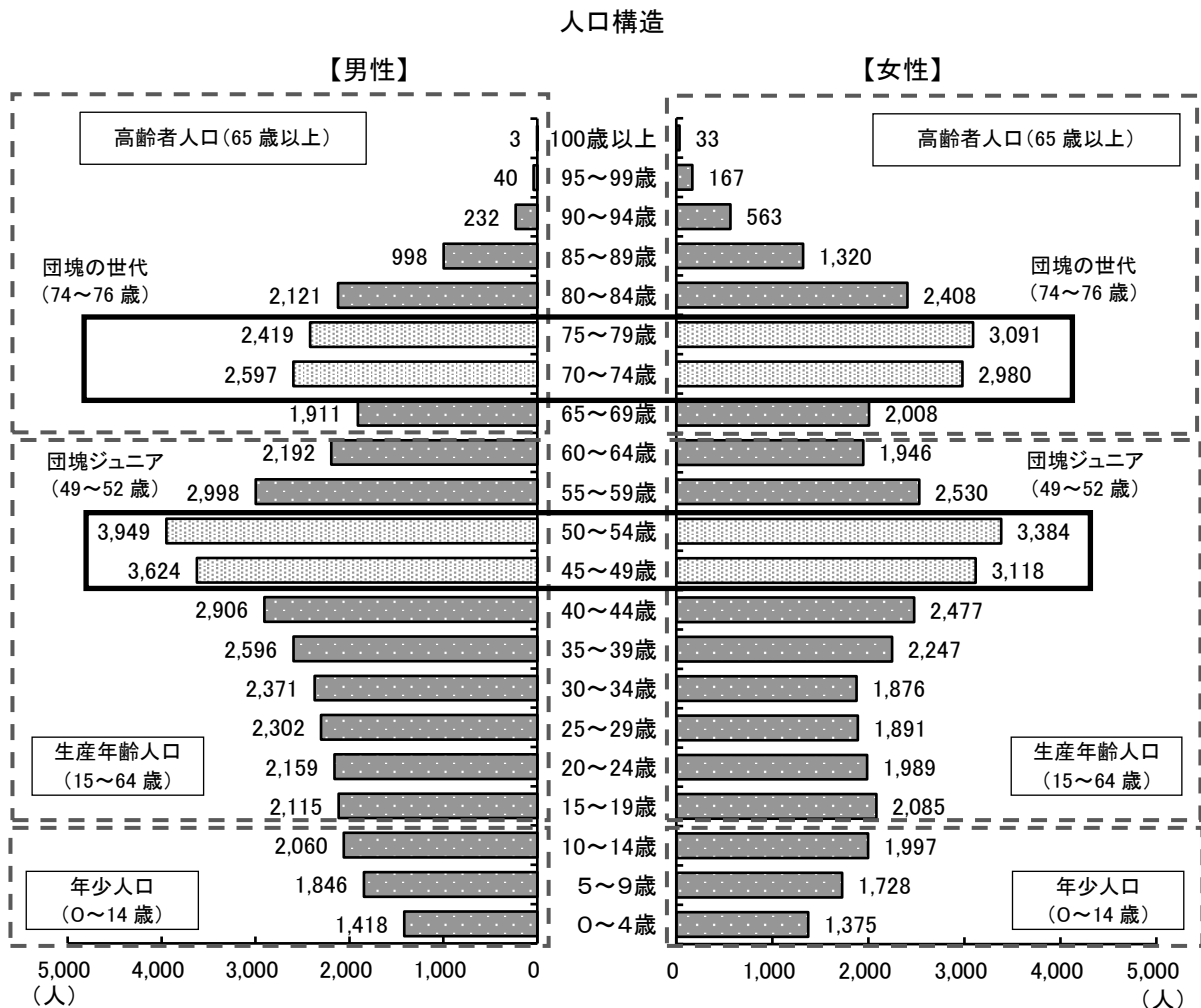


資料：令和5年までは統計あやせ「町丁字年齢別人口」（各年10月1日時点）

令和6年以降はコーホート変化率法で算出

(2) 人口の構造

令和5年10月1日現在の人口構造を人口ピラミッドで見ると、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）、団塊ジュニア（昭和46～49年生まれ）が人口のピークを形成しています。

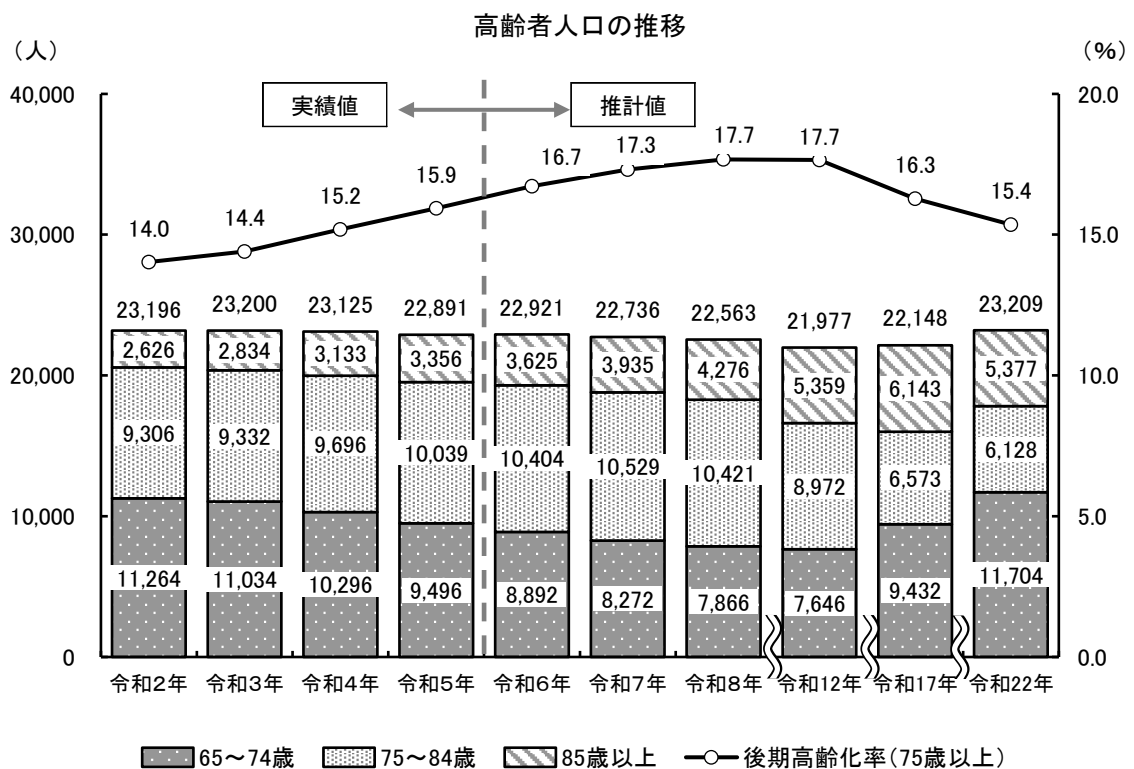


資料：統計あやせ「町丁字年齢別人口」（令和5年10月1日現在）

(3) 高齢者人口の推移・推計

高齢者人口の推計を年齢区分ごとに分けてみると、74歳以下の前期高齢者は令和12年まで減少が続きますが、令和17年からは増加に転じています。

75歳以上の後期高齢者は令和8年まで増加を続け、令和12年からは減少に転じています。総人口に対する後期高齢化率は増加し続け、令和12年をピークに減少する見込みです。



資料：令和5年までは統計あやせ「町丁字年齢別人口」（各年10月1日時点）

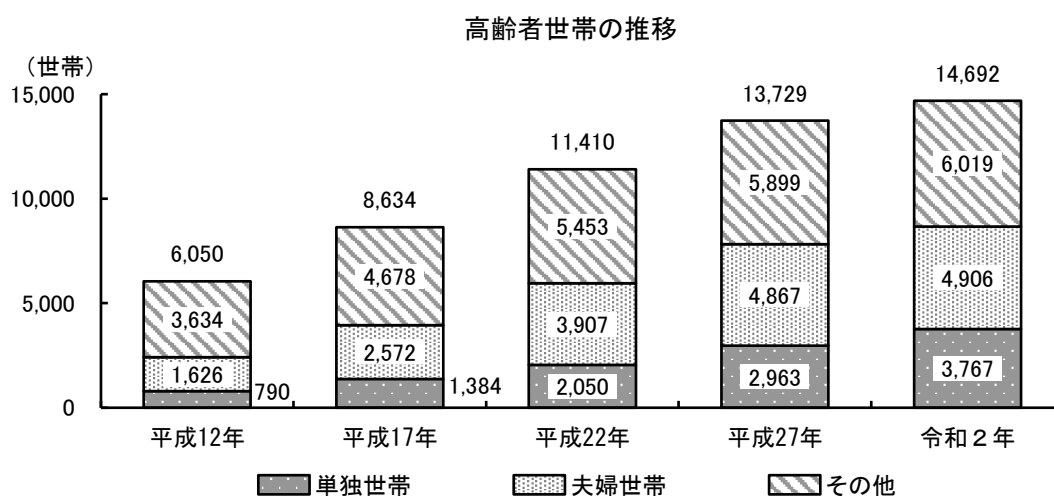
令和6年以降はコーホート変化率法で算出

2 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、令和2年で14,692世帯と、20年前の平成12年の2.4倍となっています。

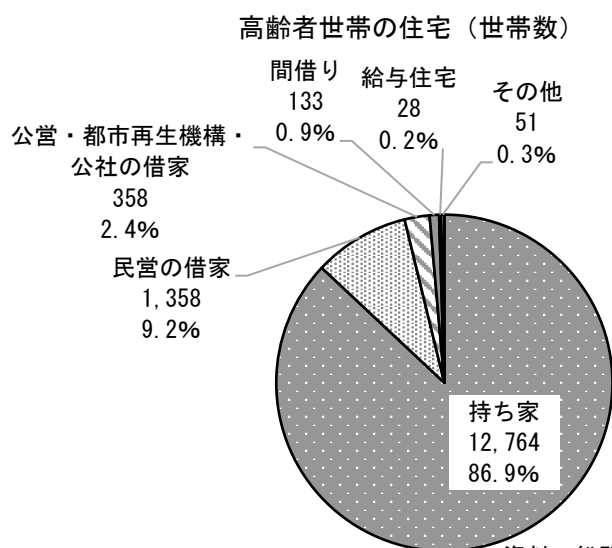
世帯類型別にみると、単独世帯（ひとり暮らし世帯）、夫婦世帯の増加が著しく、令和2年には両者合わせて59.0%と、6割近くを占めています。



資料：総務省「平成12～令和2年国勢調査」

(2) 高齢者の住宅

高齢者のいる世帯の住宅は、「持ち家」が86.9%で最も多くなっていますが、「民営の借家」等の借家世帯も約10%となっています。

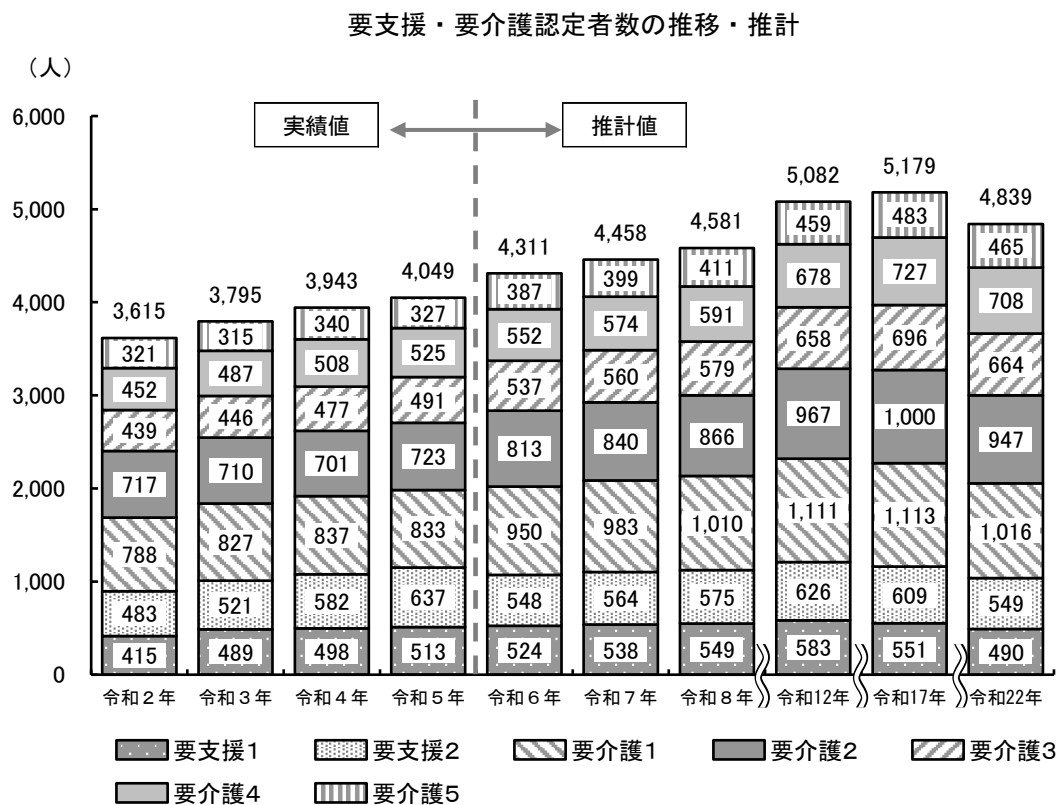


資料：総務省「令和2年国勢調査」

3 介護保険事業等の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移・推計

要支援・要介護認定者は、令和8年で4,581人と、令和2年と比べて966人の増加が見込まれています。令和17年まで増加を続けますが、令和22年には減少に転じ、4,839人になると見込まれています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）、

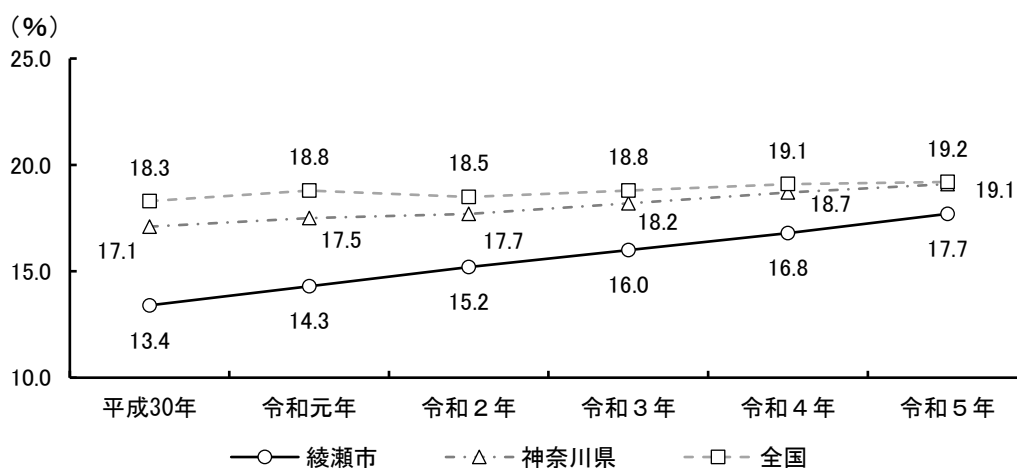
高齢介護課（令和6年以降：介護保険事業報告を基に推計）

(2) 第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移・推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定率は年々上昇し、令和5年には17.7%となっています。全国平均と、神奈川県平均より、低くなっていますが、近年認定率の上昇幅が大きくなり、その差は小さくなりつつあります。

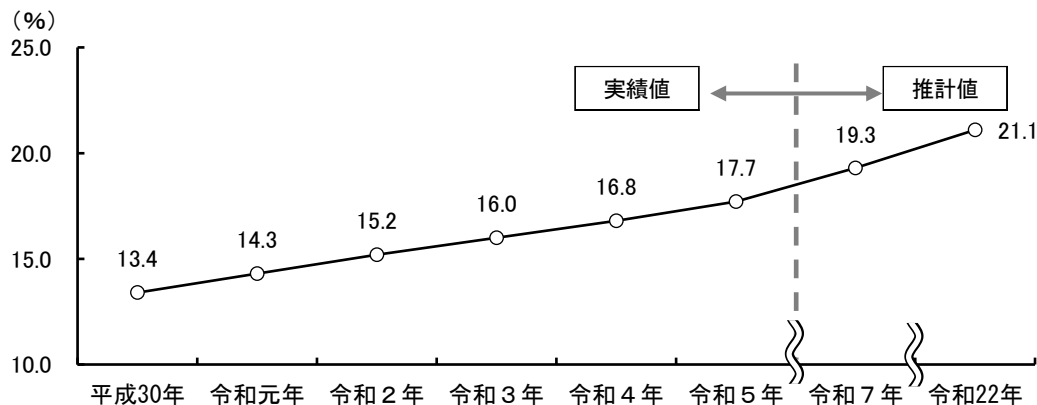
令和5年以降の第1号被保険者の要支援・要介護認定率は、その後も上昇を続け、令和7年には19.3%、令和22年には21.1%となる見込みとなっています。

第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

4 介護サービスの利用状況

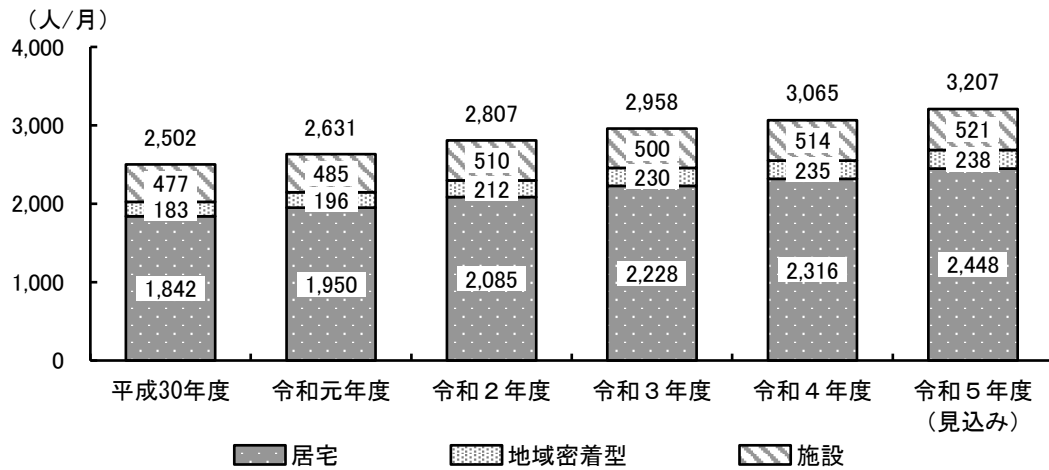
(1) 利用者数

① サービス分類別利用者数の推移

サービス分類別利用者数の推移をみると、居宅サービスの利用は、年々伸び続けています。

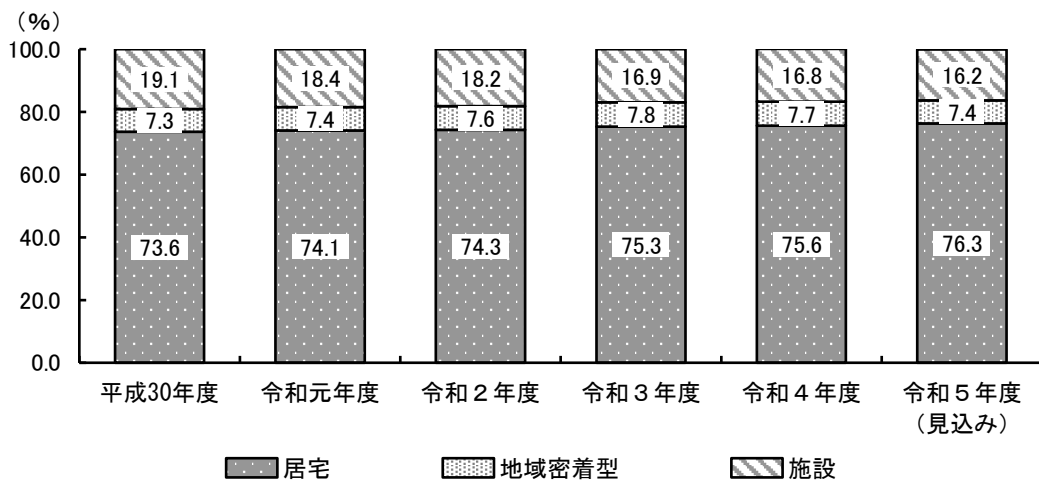
利用者割合では、居宅サービスの割合が伸びています。一方、施設サービスの利用率は低下しています。

サービス分類別利用者数の推移



資料：介護保険事業状況報告年報

サービス分類別利用率の推移

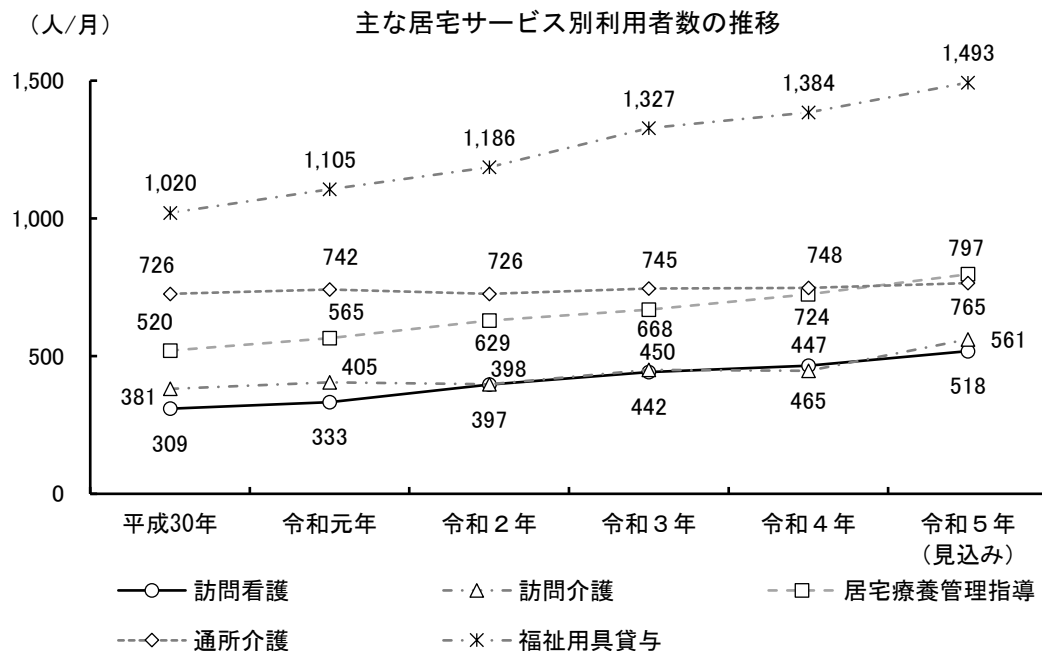


資料：介護保険事業状況報告年報

② 居宅サービス

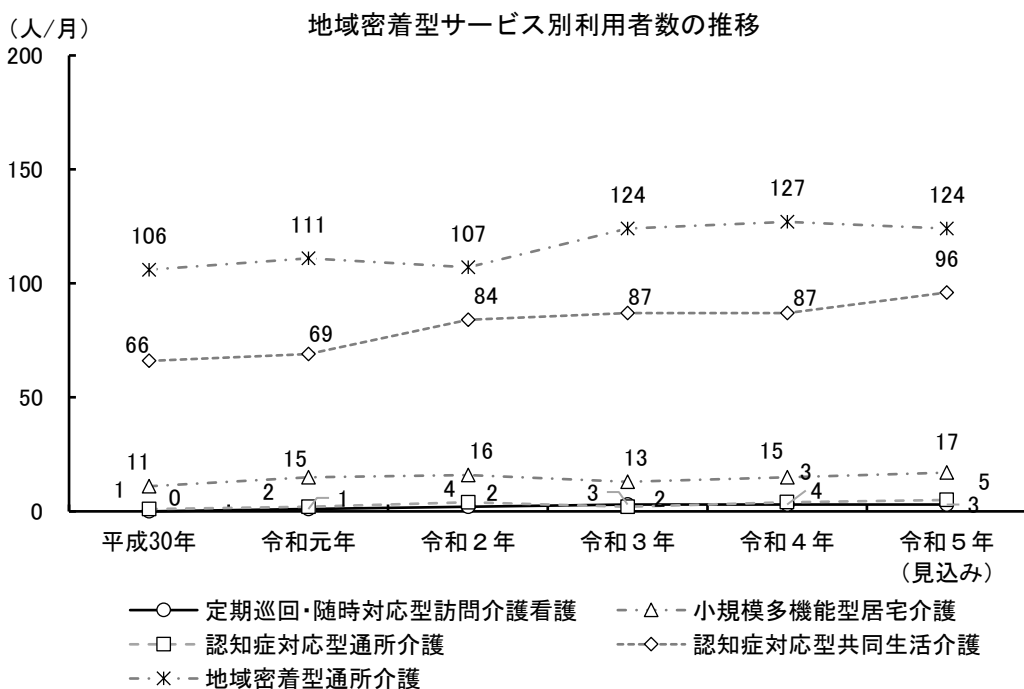
主な居宅サービス別の利用者数の推移をみると、福祉用具貸与が最も多く、次いで通所介護、居宅療養管理指導などが続いています。

また、訪問看護の利用者数の伸びが大きくなっています。



③ 地域密着型サービス

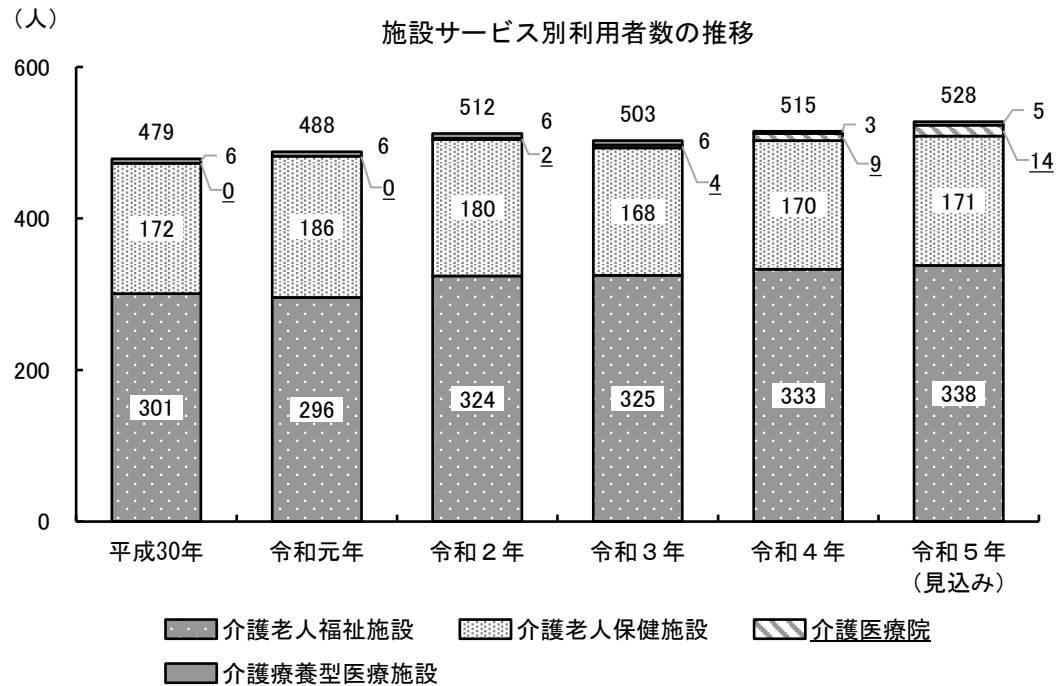
地域密着型サービス別の利用者数の推移をみると、地域密着型通所介護が最も利用されており、次いで認知症対応型共同生活介護が多くなっています。



④ 施設サービス

施設サービス別の利用者数をみると、介護老人福祉施設の利用が最も多く、また利用者数が増加しています。

介護老人保健施設は、160人台から180人台の間で増減を繰り返しています。

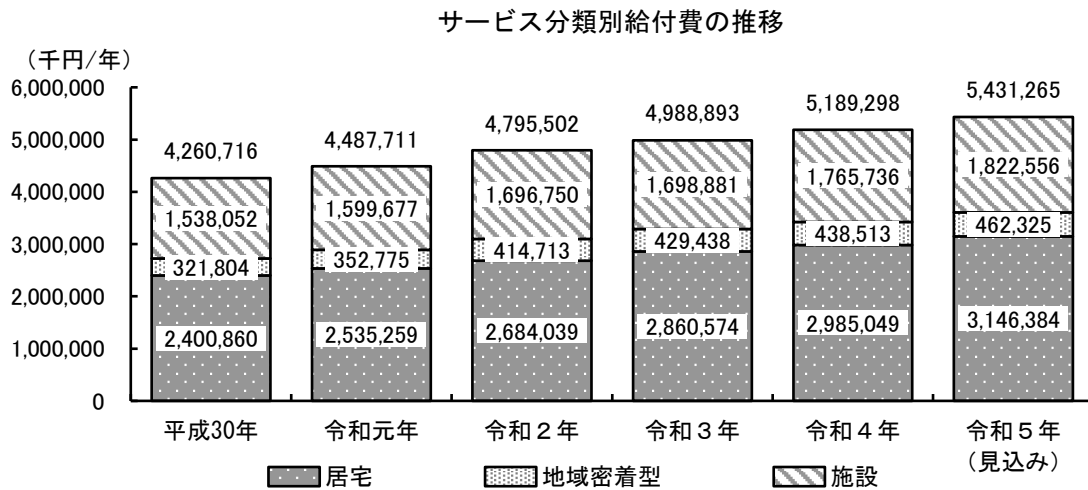


資料：介護保険事業状況報告年報

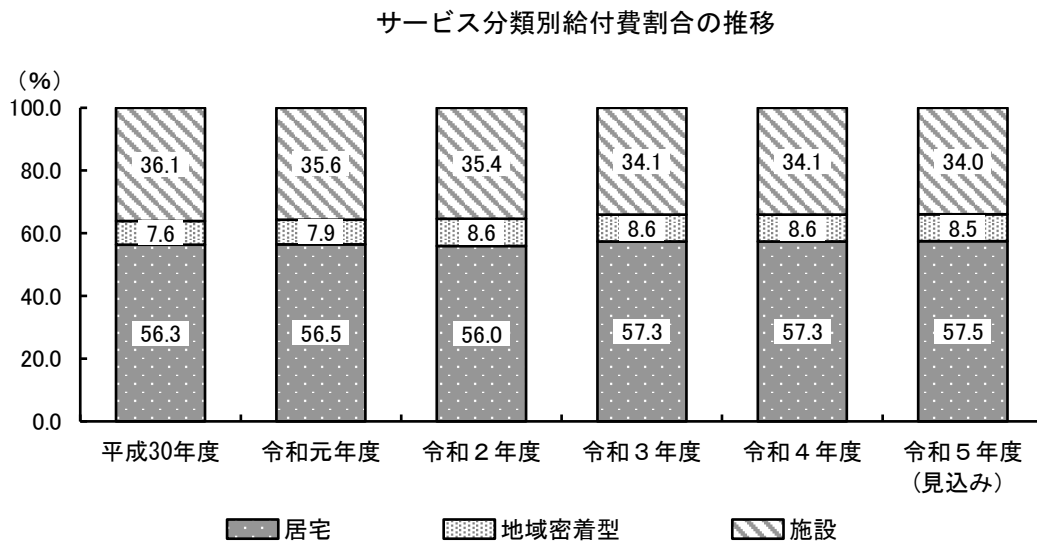
(2) 給付費

介護給付費をサービス分類別にみると、すべてのサービス分類において増加を続けています。

給付費割合をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

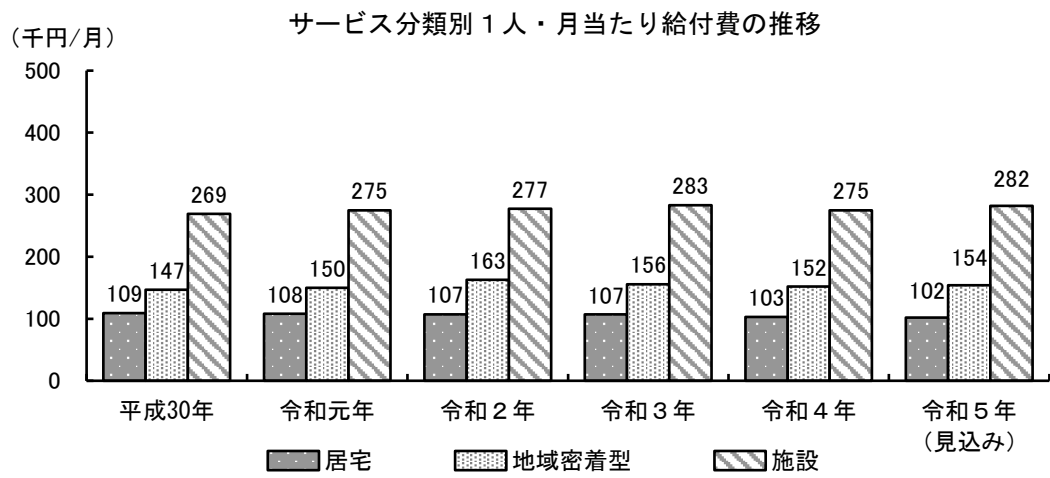


資料：介護保険事業状況報告年報



資料：介護保険事業状況報告年報

1人・月当たり給付費をみると、最も高いのは施設サービスとなっています。



資料：介護保険事業状況報告年報

5 他市との比較

(1) 高齢化率

綾瀬市の高齢化率は令和5年1月1日時点で27.6%となっており、神奈川県内市町村の中では21位と、中間より下に位置しておりますが、県平均よりも高くなっています。

神奈川県内市町村の高齢化率

順位	保険者	高齢化率	順位	保険者	高齢化率
—	全国	29.0%	—	神奈川県	25.2%
1	真鶴町	44.9%	18	小田原市	30.4%
2	湯河原町	43.3%	19	大井町	29.3%
3	三浦市	41.5%	20	平塚市	28.5%
4	山北町	41.4%	21	綾瀬市	27.6%
5	清川村	38.9%	22	寒川町	27.5%
6	中井町	36.7%	23	茅ヶ崎市	26.9%
7	箱根町	36.6%	24	伊勢原市	26.5%
8	二宮町	35.6%		開成町	26.5%
9	大磯町	34.7%	26	厚木市	26.1%
10	松田町	34.5%	27	相模原市	25.9%
11	南足柄市	33.6%	28	座間市	25.7%
12	横須賀市	32.6%	29	海老名市	24.7%
13	葉山町	31.8%	30	横浜市	24.6%
14	逗子市	31.2%	31	藤沢市	24.3%
15	愛川町	30.9%	32	大和市	23.5%
16	鎌倉市	30.6%	33	川崎市	19.8%
	秦野市	30.6%			

資料：神奈川県「市町村、男女、年齢階級別人口（2023（令和5）年1月1日現在）（確報値）」

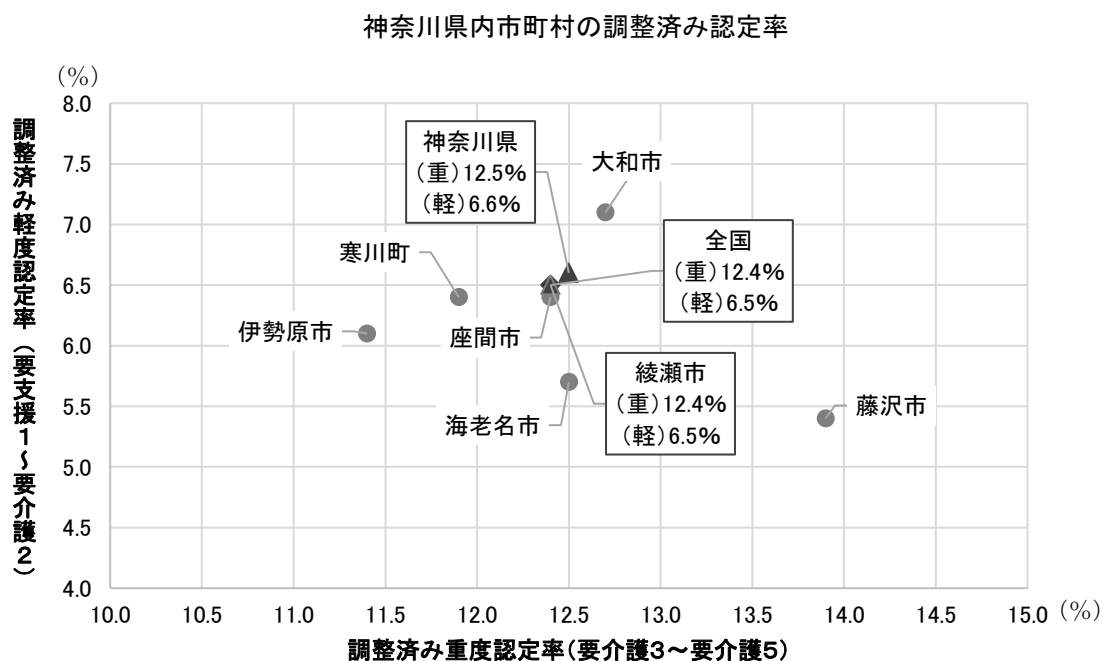
全国：総務省統計局「人口推計」（2023年1月1日現在人口）（確定値：年齢不詳含まず）

(2) 調整済み認定率

綾瀬市の調整済み認定率（※）をみると、軽度認定率は6.5%、重度認定率は12.4%と、軽度認定率、重度認定率ともに全国と同率となっています。

また、軽度認定率、重度認定率ともに神奈川県平均よりも0.1ポイント低くなっています。

神奈川県内市町村と認定率の高さを比較すると、軽度認定率は14位、重度認定率は10位と、神奈川県では中間よりも高い位置となっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年）

※調整済み認定率：認定率の多寡に影響する「第1号被保険者の性・年齢構成」を除外した認定率。

後期高齢者の割合が高い場合、認定率が高くなることから、年齢構成による認定率への影響を除外しています。性・年齢調整をすることで、全国平均と同様になるよう調整し、認定率の地域間での比較がしやすくなります。

(3) サービス別受給率

綾瀬市のサービス別受給率の高さを見ると、在宅サービスは8.6%で30位、施設サービスは2.3%で19位、居住系サービスは1.4%で19位となっています。神奈川県と比較すると、いずれも県平均の値を下回っています。

神奈川県内市町村のサービス別受給率（令和5年）

在宅サービス			施設サービス			居住系サービス								
順位	保険者	受給率	順位	保険者	受給率	順位	保険者	受給率						
—	神奈川県	9.9%	—	神奈川県	2.4%	—	神奈川県	1.8%						
1	逗子市	11.1%	1	箱根町	4.1%	1	逗子市	2.4%						
2	川崎市	10.8%	2	清川村	3.3%	2	湯河原町	2.3%						
	鎌倉市	10.8%		3	三浦市	3.2%	3	三浦市	2.2%					
4	全国	10.4%	3		松田町	3.2%	4	鎌倉市	2.1%					
	三浦市	10.4%		5	山北町	3.1%		二宮町	2.1%					
6	大和市	10.3%	6		真鶴町	3.0%	6	川崎市	2.0%					
7	藤沢市	10.2%		6	愛川町	3.0%		葉山町	2.0%					
8	小田原市	10.1%	8		全国	2.8%	8	横浜市	1.9%					
9	横浜市	10.0%		8	開成町	2.8%		箱根町	1.9%					
10	平塚市	9.9%	10		大井町	2.7%	10	横須賀市	1.8%					
11	相模原市	9.8%	11	横浜市	2.6%	10		小田原市	1.8%					
12	座間市	9.7%		11	逗子市		2.6%	12	藤沢市	1.7%				
	横須賀市	9.7%			11	秦野市	2.6%		山北町	1.7%				
	山北町	9.7%				15	中井町	2.6%	14	大和市	1.5%			
15	茅ヶ崎市	9.6%	15	横須賀市	2.5%		相模原市	1.5%						
	葉山町	9.6%		15	葉山町	2.5%	秦野市	1.5%						
17	開成町	9.5%	18		二宮町	2.5%	開成町	1.5%						
18	伊勢原市	9.4%		18	大磯町	2.4%	19	真鶴町	1.5%					
	湯河原町	9.4%	19		綾瀬市	2.3%		綾瀬市	1.4%					
20	南足柄市	9.3%		19	大和市	2.3%	伊勢原市	1.4%						
21	真鶴町	9.2%			19	寒川町	2.3%	平塚市	1.4%					
22	寒川町	9.0%				19	伊勢原市	2.3%	南足柄市	1.4%				
	海老名市	9.0%					19	川崎市	2.3%	大磯町	1.4%			
25	清川村	9.0%						19	相模原市	2.3%	24	座間市	1.3%	
	厚木市	8.9%							19	平塚市		2.3%	全国	1.3%
26	大磯町	8.8%								19	鎌倉市	2.3%	24	茅ヶ崎市
	二宮町	8.8%							19		小田原市	2.3%		厚木市
	松田町	8.8%								19	厚木市	2.3%	28	海老名市
29	箱根町	8.7%							19		南足柄市	2.3%		中井町
	綾瀬市	8.6%								19	湯河原町	2.3%	30	松田町
31	中井町	8.5%							31		座間市	2.1%	31	大井町
32	秦野市	8.0%								31	茅ヶ崎市	2.1%	32	寒川町
	愛川町	8.0%							33		藤沢市	2.0%		愛川町
34	大井町	7.6%								34	海老名市	1.9%	34	清川村

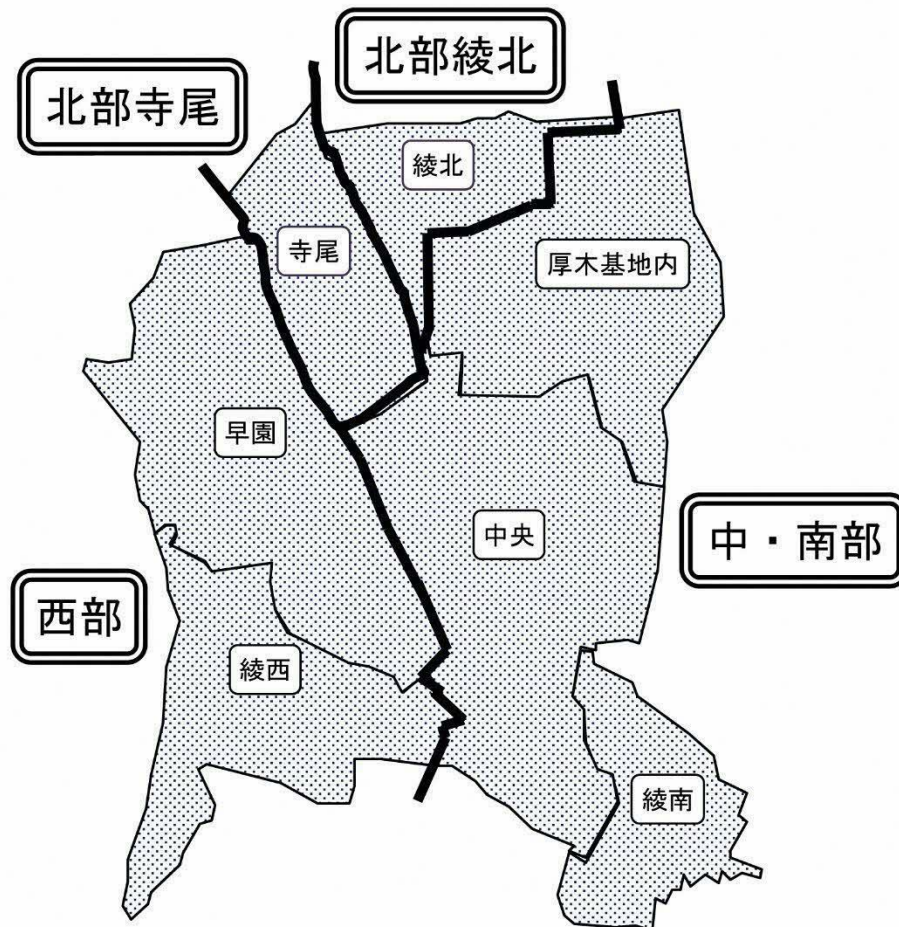
資料：地域包括ケア「見える化」システム

6 日常生活圏域別の状況

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定については、本市の面積、人口規模及び高齢者の日常生活の行動範囲を総合的に勘案しつつ、よりきめ細やかなサービス提供を可能とするために、圏域を北部綾北、北部寺尾、西部、中・南部の4圏域としています。

項目	
北部綾北圏域	蓼川、大上
北部寺尾圏域	寺尾北、寺尾中、寺尾本町、寺尾南、寺尾釜田、寺尾西、寺尾台
西部圏域	小園、小園南、早川、早川城山、綾西、吉岡、吉岡東
中・南部圏域	深谷南、深谷中、深谷上、落合北、落合南、上土棚北、上土棚中、上土棚南、本蓼川



(2) 圏域別の高齢化等の状況

圏域名	町(字)名	総人口	高齢者人口			高齢化率	第1号 被保険者 数	要支援 要介護 認定者数	要介護 認定率	要介護3 以上
			65~74歳 人口	75歳以上 人口	合計					
北部綾北 圏域	蓼川	3,786人	398人	447人	853人	22.5%	851人	131人	15.39%	46人
	大上	8,140人	1061人	1339人	2400人	29.5%	2,401人	410人	17.08%	128人
	圏域計	11,926人	1,459人	1,786人	3,245人	27.2%	3,252人	541人	16.64%	174人
北部寺尾 圏域	寺尾	19,380人	2,266人	3,249人	5,515人	28.5%	5,468人	943人	17.25%	301人
	圏域計	19,380人	2,266人	3,249人	5,515人	28.5%	5,468人	943人	17.25%	301人
西部圏域	小園	6,164人	756人	1,087人	1,843人	29.9%	1,841人	285人	15.48%	91人
	早川	6,176人	494人	747人	1,241人	20.1%	1,210人	212人	17.52%	67人
	吉岡	3,226人	421人	502人	923人	28.6%	914人	127人	13.89%	38人
	綾西	3,488人	359人	1,014人	1,373人	39.4%	1,376人	295人	21.44%	88人
	圏域計	19,054人	2,030人	3,350人	5,380人	28.2%	5,341人	919人	17.21%	284人
中・南部 圏域	深谷	14,102人	1,372人	1,669人	3,041人	21.6%	2,965人	473人	15.95%	154人
	上土棚	12,289人	1,566人	2,139人	3,705人	30.1%	3,701人	657人	17.75%	228人
	本蓼川	12人	3人	2人	5人	41.7%	5人	0人	0.00%	0人
	落合	6,662人	800人	1,196人	1,996人	30.0%	2,007人	372人	18.54%	117人
	厚木 基地内	641人	0人	0人	0人	0.0%	—	—	—	—
	圏域計	33,706人	3,741人	5,006人	8,747人	26.0%	8,678人	1,502人	17.31%	499人
市外	—	—	—	—	—	166人	144人	86.75%	85人	
合計	84,066人	9,496人	13,391人	22,887人	27.2%	58,282人	10,080人	17.30%	3,296人	

資料：統計あやせ「町丁字年齢別人口」（令和5年10月1日現在）から作成

(3) サービス事業所の設置状況

介護保険3施設と居住系サービス

施設名/圏域名		北部綾北圏域	北部寺尾圏域	西部圏域	中・南部圏域	合計
特別養護老人ホーム	設置数	0	1	1	1	3
	定員数	0	90	90	58	238
介護老人保健施設	設置数	0	0	1	0	1
	定員数	0	0	87	0	87
介護医療院 (介護療養型医療施設)	設置数	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0
短期入所施設 (ショートステイ)	設置数	0	1	2	2	5
	定員数	0	10	15	36	61
ケアハウス	設置数	0	0	1	1	2
	定員数	0	0	30	15	45
有料老人ホーム	設置数	0	4	1	1	6
	定員数	0	77	84	35	196
サービス付き 高齢者向け住宅	設置数	1	1	0	2	4
	定員数	49	34	0	92	175
特定施設入居者 生活介護	設置数	0	1	2	4	7
	定員数	0	78	107	304	489
合計	設置数	1	8	8【7】	11	28【27】
	定員数	49	289	413	540	1,291

※令和5年10月1日現在

※合計の【】内の数値は、西部圏域に有料老人ホームと特定施設入居者生活介護が併設された施設があるため、重複を除いた施設数

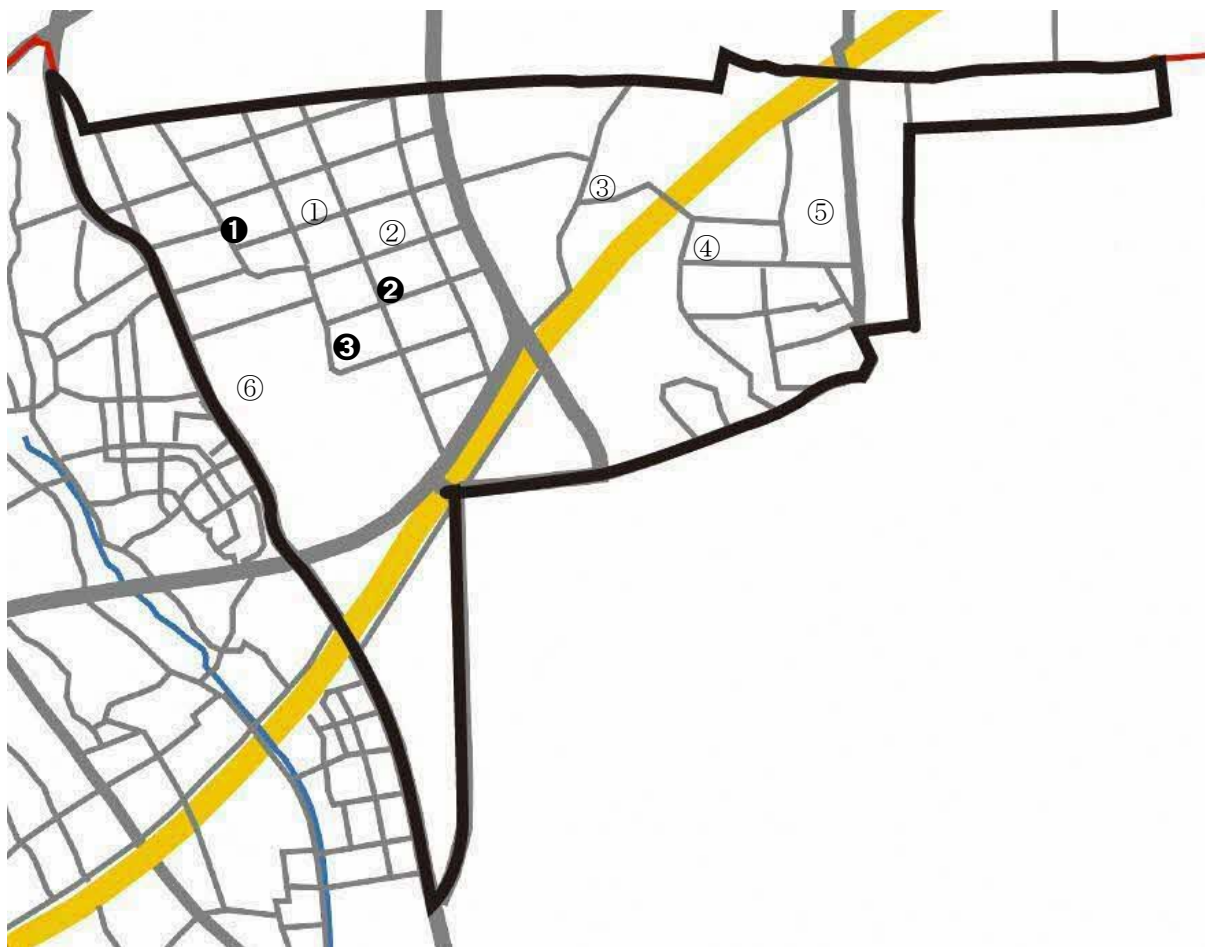
地域密着型施設サービス・施設

施設名/圏域名		北部綾北圏域	北部寺尾圏域	西部圏域	中・南部圏域	合計
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	設置数	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅 介護	設置数	0	1	0	0	1
	定員数	0	24	0	0	24
認知症対応型共同 生活介護	設置数	0	1	1	4	6
	定員数	0	18	18	81	117
地域密着型特定施設 入居者生活介護	設置数	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設	設置数	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0
合計	設置数	0	2	1	4	7
	定員数	0	42	18	81	141

※令和5年10月1日現在

(4) 日常生活圏域別の状況

①北部綾北圏域



■北部綾北圏域 事業所一覧

番号	名称	種類
①	デイケアセンターエポック	通所介護（デイサービス）
②	学研ココファン綾瀬ヘルパーセンター ココファンさがみ野	訪問介護（ホームヘルプ） サービス付き高齢者向け住宅
③	地域包括支援センターメイプル	地域包括支援センター

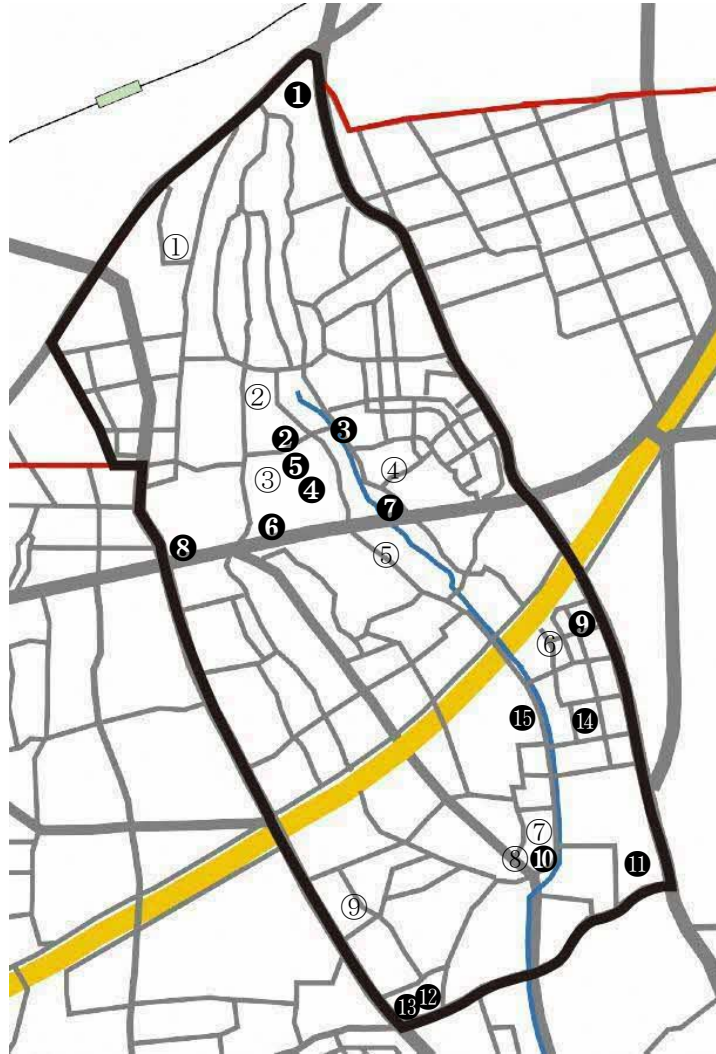
■北部綾北圏域 活動の場・資源一覧

番号	名称	種類
①	大上会館 大上第二高齢者憩の家	地区会館 地域高齢者憩の家
②	大上自治会館	自治会館
③	深谷大上ふれあいの家 深谷大上高齢者憩の家	ふれあいの家 地域高齢者憩の家
④	北の台地区センター北の台図書室	地区センター図書館（分室）
⑤	蓼川自治会館蓼川高齢者憩の家	自治会館地域高齢者憩の家
⑥	風車公園	近隣公園

■北部綾北圏域 概要

圏域構成			
蓼川、大上			
人口・高齢者数等（令和5年10月1日現在）			
総人口	11,926人	高齢者数	3,245人
高齢化率	27.2%	前期高齢者(65～74歳)	1,459人
要支援・要介護認定率	16.64%	後期高齢者(75歳以上)	1,786人

②北部寺尾圏域



■北部寺尾圏域 事業所一覧

番号	名称	種類
①	ニチイケアセンター綾瀬寺尾	認知症対応型共同生活介護
②	ゆいケアプランセンター ゆい訪問看護ステーション綾北	居宅介護支援事業所 訪問看護
③	サンライズ・ヴィラ綾瀬	特定施設入居者生活介護
④	リビングケア唯の郷 綾瀬寺尾台東	通所介護（デイサービス） 住宅型有料老人ホーム
⑤	リビングケア唯の家 綾瀬寺尾台西	通所介護（デイサービス） 住宅型有料老人ホーム
⑥	福寿あやせ寺尾台 デイサービスセンター福寿あやせ寺尾台	住宅型有料老人ホーム 通所介護（デイサービス）
⑦	エルケアセンターまなて	通所介護（デイサービス）
⑧	介護隊 本部	訪問介護（ホームヘルプ）

番号	名称	種類
⑨	大和病院訪問看護ステーション	訪問看護
⑩	ふるさとホーム綾瀬 ケアステーションあさひ綾瀬	サービス付き高齢者向け住宅 通所介護（デイサービス）
⑪	地域包括支援センター杜の郷 特別養護老人ホーム杜の郷 居宅支援センター杜の郷 デイサービスセンター杜の郷	地域包括支援センター 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 短期入所（ショートステイ） 居宅介護支援事業所 通所介護（デイサービス）
⑫	小規模多機能型居宅介護事業所たんぼぼあ ゆみ	小規模多機能型居宅介護
⑬	たんぼぼ 綾瀬館	住宅型有料老人ホーム
⑭	訪問看護ステーションあやめ綾瀬	訪問看護
⑮	リハビリデイサービスおさんぼ	通所介護（デイサービス）

■北部寺尾圏域 活動の場・資源一覧

番号	名称	種類
①	寺尾北自治会館	自治会館
②	寺尾いずみ会館 寺尾いずみ図書室	コミュニティセンター 図書館（分室）
③	寺尾天台自治会館	自治会館
④	綾北福祉会館	福祉会館
⑤	寺尾綾北自治会館 寺尾本町高齢者憩の家	自治会館 地域高齢者憩の家
⑥	寺尾ふれあい高齢者憩の家	地域高齢者憩の家
⑦	寺尾南自治会館	自治会館
⑧	希望の家	障害者自立支援センター
⑨	寺尾釜田高齢者憩の家	地域高齢者憩の家

■北部寺尾圏域 概要

圏域構成			
寺尾北	寺尾中	寺尾本町	寺尾南 寺尾釜田 寺尾西 寺尾台
人口・高齢者数等（令和5年10月1日現在）			
総人口	19,380人	高齢者数	5,515人
高齢化率	28.5%	前期高齢者(65～74歳)	2,266人
要支援・要介護認定率	17.25%	後期高齢者(75歳以上)	3,249人

③西部圏域



■西部圏域 事業所一覧

番号	名称	種類
①	ヒューマンライフケア望地	通所介護（デイサービス）
②	愛の家グループホーム綾瀬小園	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
③	SOMPOケア ラヴィーレ綾瀬	特定施設入居者生活介護
④	株式会社協同電気研究所	福祉用具貸与・販売
⑤	サロンデイ綾瀬	通所介護（デイサービス）
⑥	ケアハウス長寿	軽費老人ホーム（ケアハウス）
⑦	株式会社星医療酸器神奈川事業所	福祉用具貸与・販売
⑧	水車会 綾瀬の里	通所介護（デイサービス）
⑨	ケアプラン しろやま	居宅介護支援事業所
⑩	ヴィラ城山	住宅型有料老人ホーム 特定施設入居者生活介護
⑪	道志会地域包括支援センター 道志会老人ホーム 道志会居宅介護支援事業所	地域包括支援センター 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 居宅介護支援事業所、訪問介護、通所（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）
⑫	綾瀬西デイサービスセンター	通所介護（デイサービス）
⑬	ケアステーション紅組 ヘルパーステーション白組	居宅介護支援事業所 訪問介護（ホームヘルプ）
⑭	ケアプラン花言葉、デイサービス花束	居宅介護支援事業所 通所介護（デイサービス）
⑮	介護老人保健施設メイプル	短期入所（ショートステイ） 介護老人保健施設 通所リハビリテーション（デイケア） 居宅介護支援事業所
⑯	さんしゃいんケアサービス ひあし居宅介護支援事業所 訪問看護ステーションひあし	訪問介護（ホームヘルプ）、福祉用具貸与・販売 居宅介護支援事業所 訪問看護
⑰	プラスワンサポートライラック	訪問介護（ホームヘルプ）
⑱	ヘルパーステーションMerci	訪問介護（ホームヘルプ）
⑲	リハビリデイサービス なでしこ	通所介護（デイサービス）
⑳	デイサービス ユニコ	通所介護（デイサービス）

■西部圏域 活動の場・資源一覧

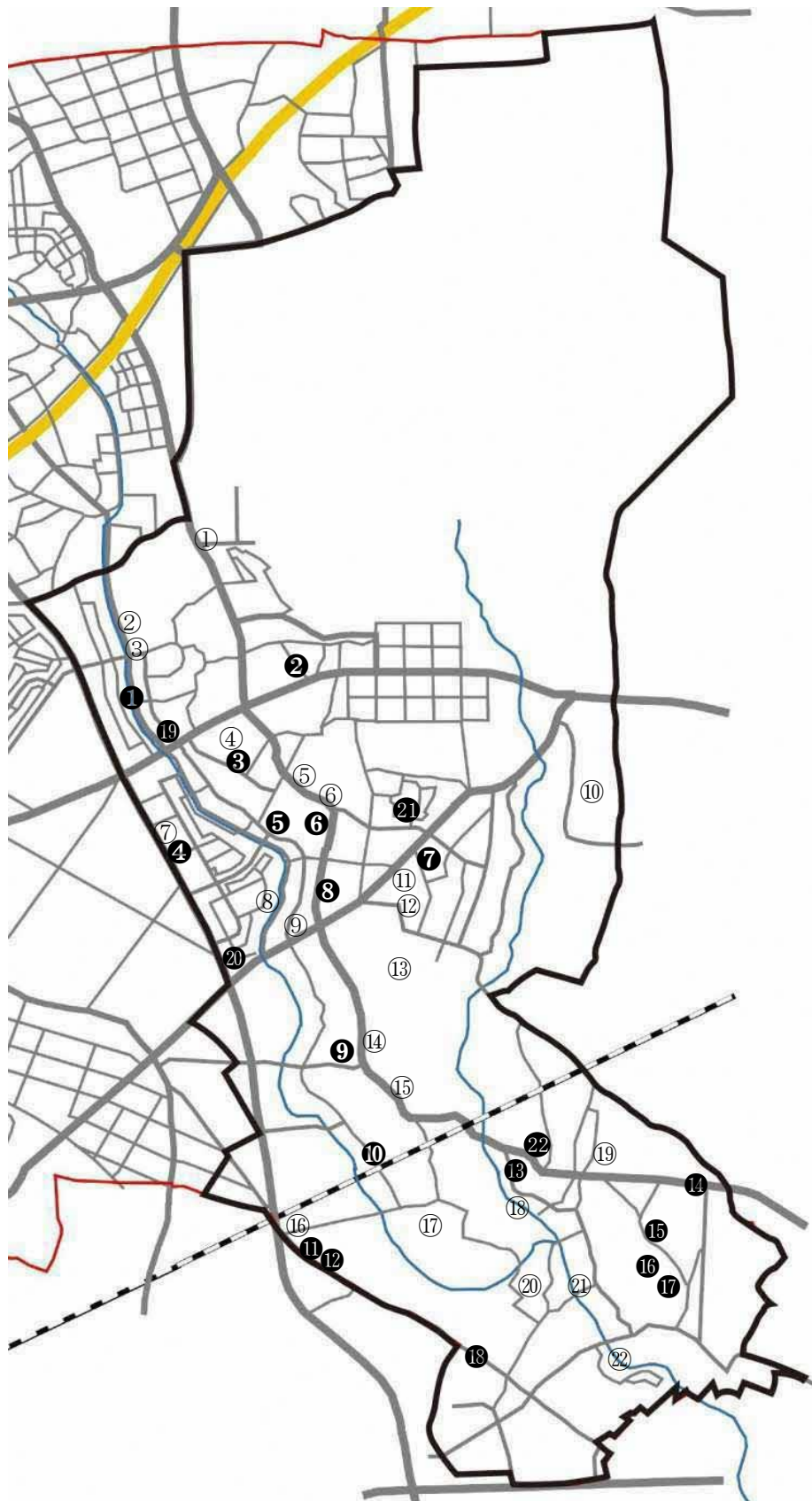
番号	名称	種類
①	アクティブ・シニア応援窓口	仕事、ボランティア等の相談窓口
②	小園自治会館小園憩の家	自治会館地域高齢者憩の家
③	早園地区センター	地区センター
④	早川自治会館早川高齢者憩の家	自治会館地域高齢者憩の家
⑤	早川城山高齢者憩の家	地域高齢者憩の家
⑥	城山公園	地区公園
⑦	せせらぎ広場	近隣公園
⑧	綾西自治会館	自治会館
⑨	綾西高齢者憩の家	高齢者憩の家
⑩	吉岡地区センター	地区センター
⑪	吉岡自治会館吉岡高齢者憩の家	自治会館地域高齢者憩の家

番号	名称	種類
⑫	蟹ヶ谷公園	地区公園
⑬	芝原高齢者の家	地域高齢者憩の家
⑭	神崎遺跡資料館神崎遺跡公園	歴史学習施設歴史公園

■西部圏域 概要

圏域構成			
小園 小園南 早川 早川城山 綾西 吉岡 吉岡東			
人口・高齢者数等（令和5年10月1日現在）			
総人口	19,054人	高齢者数	5,380人
高齢化率	28.2%	前期高齢者(65～74歳)	2,030人
要支援・要介護認定率	17.21%	後期高齢者(75歳以上)	3,350人

④中・南部圏域



■中・南部圏域 事業所一覧

番号	名称	種類
①	ニチイケアセンター綾瀬	通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプ）、居宅介護支援事業所
②	ロイヤルレジデンス綾瀬 ロイヤル綾瀬訪問看護ステーション	特定施設入居者生活介護 訪問看護
③	基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター
④	あやせ訪問看護ステーション	訪問看護
⑤	リリィケア綾瀬 ヘルパスステーション カミーリア	住宅型有料老人ホーム 訪問介護（ホームヘルプ）
⑥	ケアセンター caren かれん	通所介護（デイサービス）
⑦	ヨウコーキャッスル綾瀬	特定施設入居者生活介護
⑧	医療法人社団慈広会グループホーム楓	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）
⑨	医療法人社団慈広会 グループホーム若葉	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）
⑩	デイサービス菜の花	通所介護（デイサービス）
⑪	グループホームすずの家	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）
⑫	泉の郷 綾瀬	訪問介護（ホームヘルプ）、サービス付き高齢者向け住宅、居宅介護支援事業所
⑬	ハンズ綾南訪問看護ステーション	訪問看護
⑭	デイサービス ひばり	通所介護（デイサービス）
⑮	綾瀬ケアセンターそよ風	短期入所（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援事業所
⑯	有料老人ホームサニーライフ綾瀬弐番館	特定施設入居者生活介護
⑰	有料老人ホームサニーライフ綾瀬	特定施設入居者生活介護
⑱	地域包括支援センター泉正園 特別養護老人ホーム泉正園 居宅サービスセンター泉正園 ケアハウス泉正園	地域包括支援センター 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 居宅介護支援事業所、通所（デイサービス）、短期入所（ショートステイ） 軽費老人ホーム（ケアハウス）
⑲	モアナ訪問看護ステーション	訪問看護
⑳	ニューソフィアコート綾瀬 デイサービス綾瀬 シャンティ	サービス付き高齢者向け住宅 通所介護
㉑	ワークステーション蒼組	通所介護（デイサービス）
㉒	花物語あやせ	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

■中・南部圏域 活動の場・資源一覧

番号	名称	種類
①	光綾公園	地区公園
②	IIMURO GLASS 市民スポーツセンター	スポーツセンター
③	上深谷自治会館 上深谷高齢者憩の家	自治会館 地域高齢者憩の家
④	保健福祉プラザ	保健福祉施設
⑤	中村地区センター	地区センター
⑥	中村自治会館 中村西部高齢者憩の家	自治会館 地域高齢者憩の家
⑦	オーエンス文化会館 中央公民館 図書館本館 高齢者福祉会館	文化会館 公民館 図書館 老人福祉センター
⑧	深谷森林公園	近隣公園
⑨	新道高齢者憩の家	地域高齢者憩の家
⑩	綾瀬スポーツ公園	運動公園
⑪	中原高齢者の家	地域高齢者憩の家
⑫	東部高齢者の家	地域高齢者憩の家
⑬	ばらの里	障害者自立支援センター
⑭	綾瀬市シルバー人材センター	シルバー人材センター
⑮	落合高齢者憩の家	地域高齢者憩の家
⑯	落合ふれあいの家	ふれあいの家
⑰	落合自治会館	自治会館
⑱	綾南公園	近隣公園
⑲	上土棚自治会館	自治会館
⑳	南部ふれあい会館南部ふれあい図書室	コミュニティセンター図書館（分室）
㉑	綾南地区センター	地区センター
㉒	綾南会館 上土棚中地区高齢者憩の家 上土棚南地区高齢者憩の家	地区会館 地域高齢者憩の家 地域高齢者憩の家

■中・南部圏域 概要

圏域構成			
厚木基地内 深谷南 深谷中 深谷上 落合北 落合南 上土棚北 上土棚中 上土棚南 本蓼川			
人口・高齢者数等（令和5年10月1日現在）			
総人口	33,706人	高齢者数	8,747人
高齢化率	26.0%	前期高齢者(65～74歳)	3,741人
要支援・要介護認定率	17.31%	後期高齢者(75歳以上)	5,006人

7 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、その基礎資料となる各種調査を実施し、調査対象者の意向、要望、現状を把握することを目的とする。

②調査期間

<調査種別1～3の期間>

・令和4年12月12日(月)～令和4年12月28日(水)

<調査種別4～6の期間>

・令和4年12月12日(月)～令和5年1月16日(月)

③調査方法

・郵送による調査(介護予防・日常生活圏二一ズ調査、在宅介護実態調査は記名式)

④調査の実施概要

	調査種別	調査項目	調査対象	有効回収数・率	
1	一般調査 (40～64歳)	・本人と家族の状況 ・身体と健康の状況 ・日常生活の状況 ・今後希望する暮らし ・綾瀬市の保険福祉サービス等	・仕事や社会参加活動 ・介護予防 ・地域とのかかわり	40歳以上64歳以下の市民(無作為抽出) 950人	318人 33.5%
2	介護予防・日常生活圏二一ズ調査	・家族や生活状況 ・栄養・食生活 ・地域活動 ・健康 ・今後希望する暮らし	・運動 ・日常生活 ・たすけあい ・仕事	要介護認定1～5を受けていない65歳以上の市民(無作為抽出) 990人	707人 71.4%
3	在宅介護実態調査	・本人の状況 ・介護者の状況		要介護認定1～5を受けている65歳以上で在宅の市民 1,120人	665人 59.4%
4	居所変更実態調査	・サービス種別、施設等の概要 ・入所居者の要支援、介護度 ・医療処置の状況 ・新規の入所・入居者、退去者の状況		施設・居住系サービス 27事業所	23事業所 85.2%
5	介護人材実態調査	(施設系・通所事業票)	・サービス種別 ・採用者、離職の状況 ・所属する介護職員全の状況	・施設系・居住系・通所系・短期サービス 55事業所	40事業所 72.7%
		(訪問系事業票)	・サービス種別・採用者、離職の状況(職員票)	・訪問系サービス施設 9事業所	6事業所 66.7%
		・所属事業のサービス種別 ・所有資格、研修の状況 ・雇用形態、勤務の状況、以前の職場	・訪問介護・訪問サービスを行っている介護職員 約90人	72人	
6	在宅生活改善調査	(事業者票)	・ケアマネジャーの人数及び利用者・自宅等から居場所を変更した利用者数	・居宅介護支援小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所 14事業所	14事業所 100.0%
		(利用者票)	・利用者の状況 ・生活の維持が難しくなっている理由 ・状況を改善するための変更等	・介護支援専門員 約50人	35人

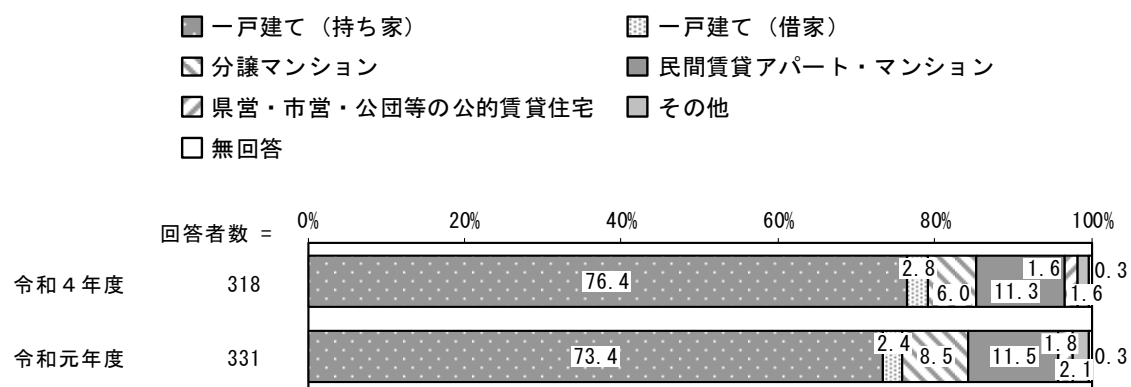
(2) 一般調査の結果

① 回答者の属性

ア 現在の暮らし方

「一戸建て（持ち家）」の割合が 76.4%と最も高く、次いで「民間賃貸アパート・マンション」の割合が 11.3%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

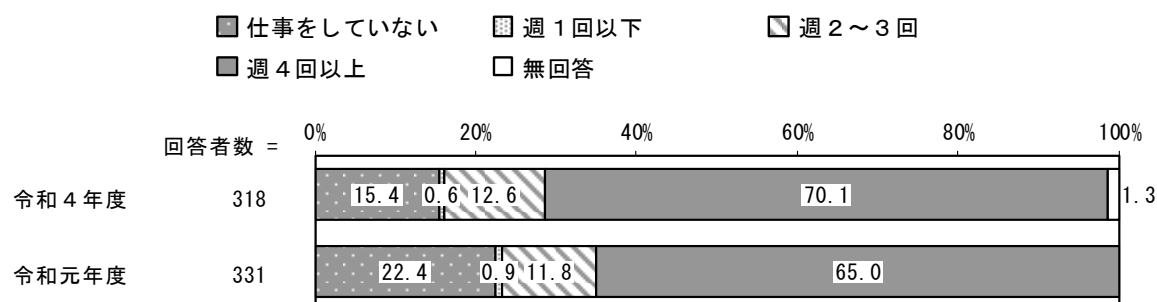


② 仕事や社会参加活動について

ア 就労状況

「週4回以上」の割合が 70.1%と最も高く、次いで「仕事をしていない」の割合が 15.4%、「週2～3回」の割合が 12.6%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事をしていない」が 7.0 ポイント減少し、「週4回以上」が 5.1 ポイント増加しています。

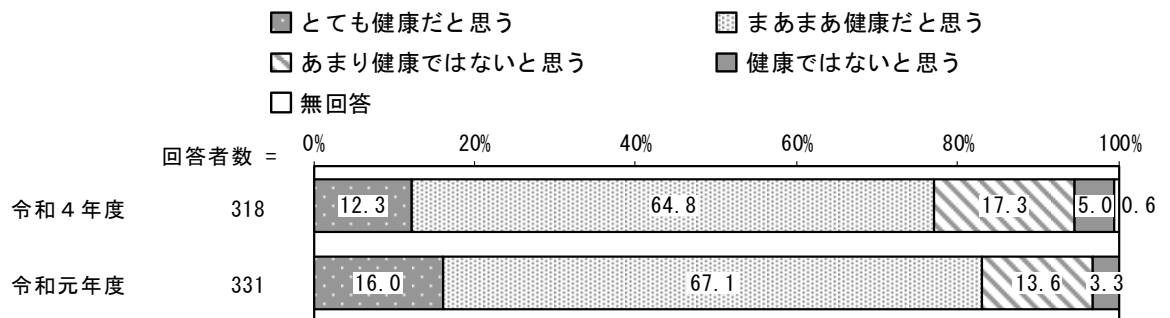


③ 身体と健康の状況について

ア 健康状態

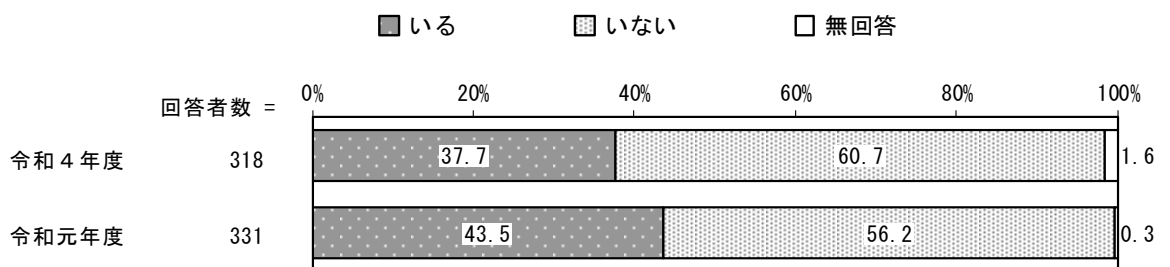
「まあまあ健康だと思う」の割合が64.8%と最も高く、次いで「あまり健康ではないと思う」の割合が17.3%、「とても健康だと思う」の割合が12.3%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ かかりつけ医の有無

「いる」の割合が37.7%、「いない」の割合が60.7%となっています。前回調査と比較すると、「いる」が5.8ポイント減少しています。

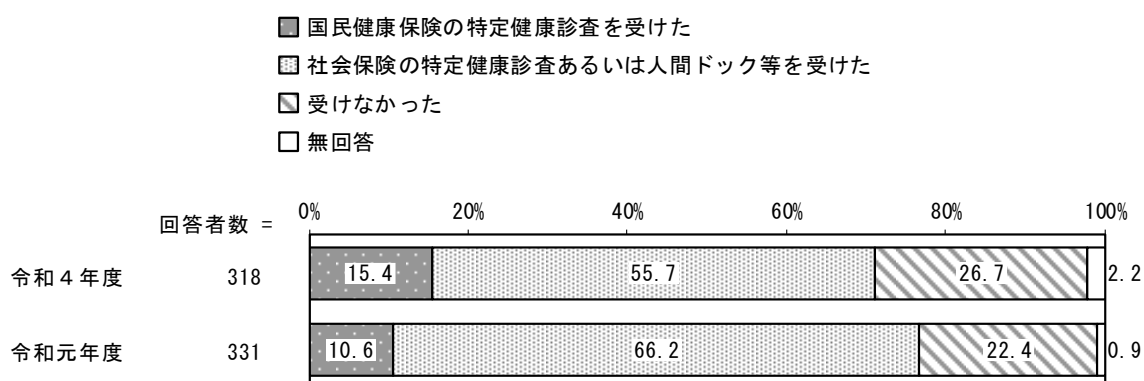


④ 介護予防について（一般調査）

ア 健康診査の受診の有無

「社会保険の特定健康診査あるいは人間ドック等を受けた」の割合が55.7%と最も高く、次いで「受けなかった」の割合が26.7%、「国民健康保険の特定健康診査を受けた」の割合が15.4%となっています。

前回調査と比較すると、「社会保険の特定健康診査あるいは人間ドック等を受けた」が10.5ポイント減少しています。

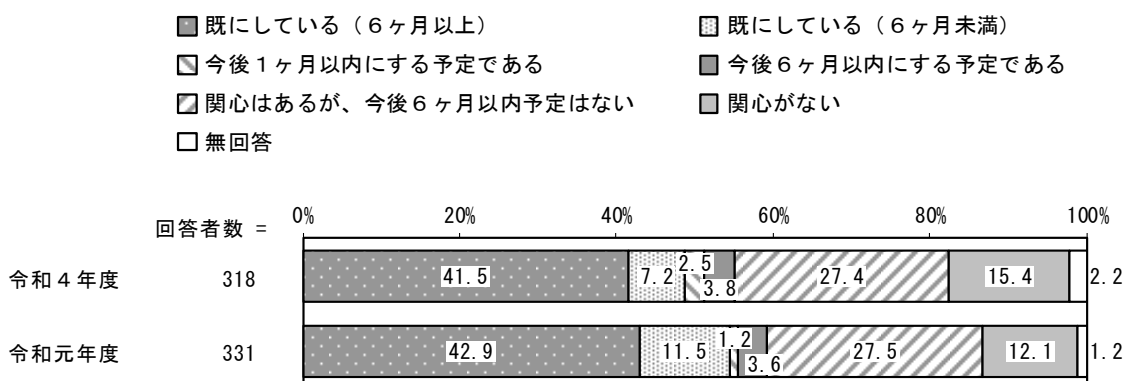


※「国民健康保険の特定健康診査を受けた」の選択肢は、令和元年度では「市の特定健康診査を受けた」でした。

イ 運動や栄養改善の有無

「既に行っている（6ヶ月以上）」の割合が41.5%と最も高く、次いで「関心はあるが、今後6ヶ月以内予定はない」の割合が27.4%、「関心がない」の割合が15.4%となっています。

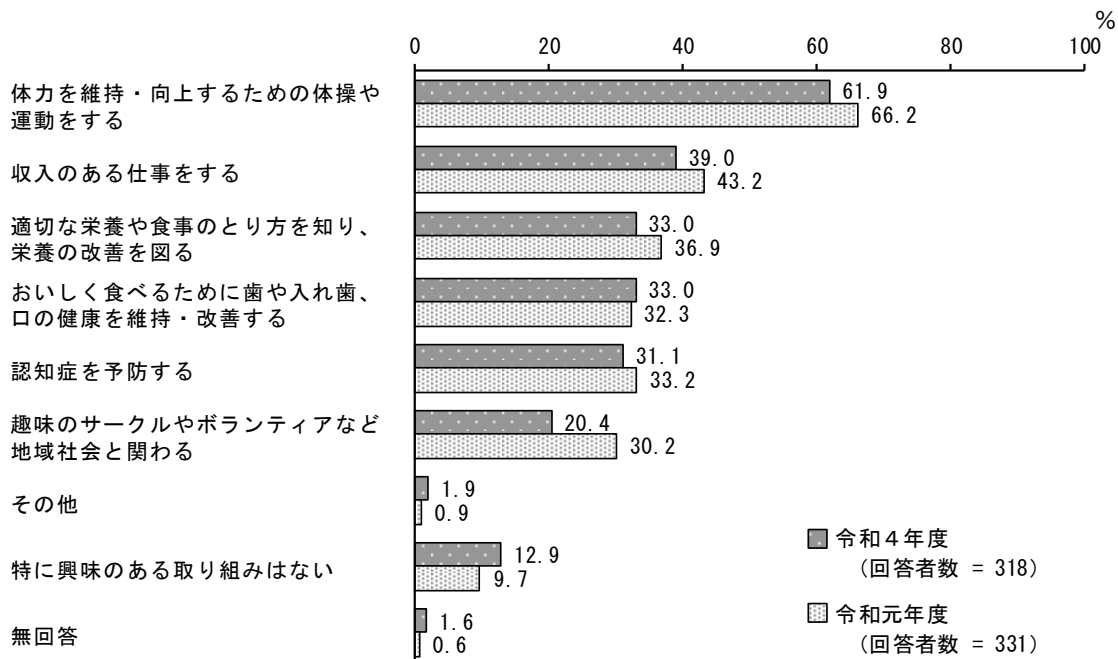
前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。



ウ 興味のある介護予防の取組

「体力を維持・向上するための体操や運動をする」の割合が61.9%と最も高く、次いで「収入のある仕事をする」の割合が39.0%、「適切な栄養や食事のとり方を知り、栄養の改善を図る」、「おいしく食べるために歯や入れ歯、口の健康を維持・改善する」の割合が33.0%となっています。

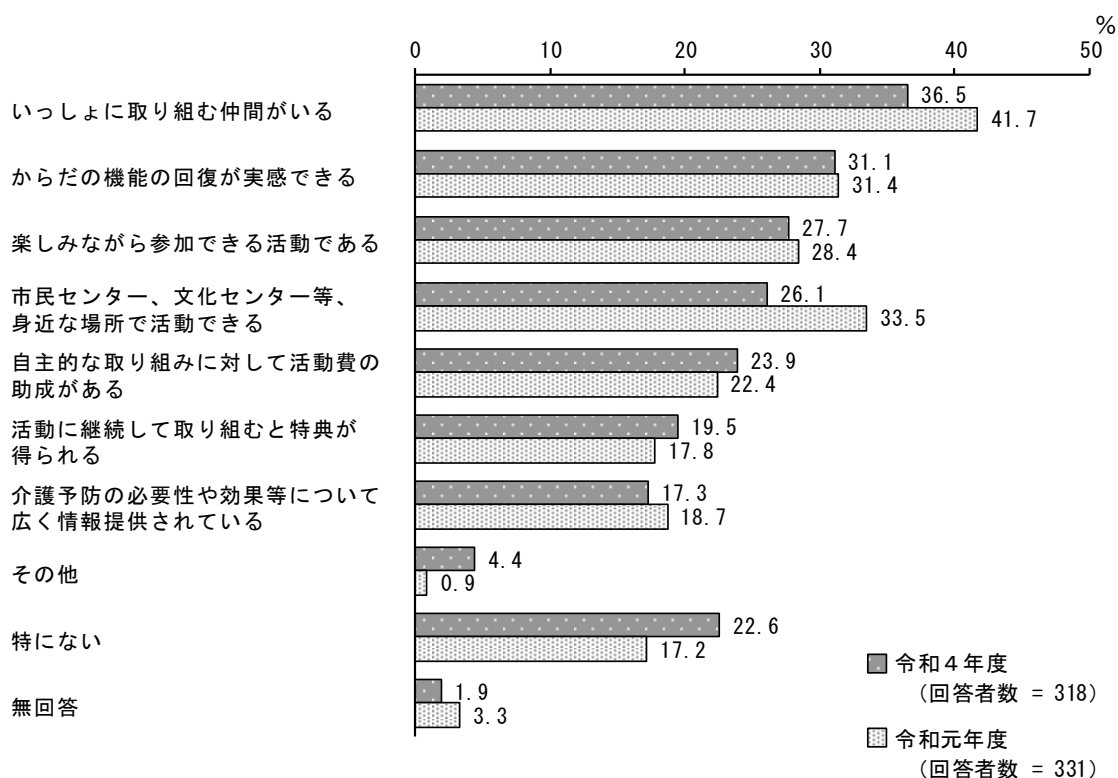
前回調査と比較すると、「趣味のサークルやボランティアなど地域社会と関わる」が9.8ポイント減少しています。



エ 参加しやすい介護予防の条件

「いっしょに取り組む仲間がいる」の割合が36.5%と最も高く、次いで「からだの機能の回復が実感できる」の割合が31.1%、「楽しみながら参加できる活動である」の割合が27.7%となっています。

前回調査と比較すると、「いっしょに取り組む仲間がいる」が5.2ポイント、「市民センター、文化センター等、身近な場所で活動できる」が7.4ポイント減少し、「特にない」が5.4ポイント増加しています。

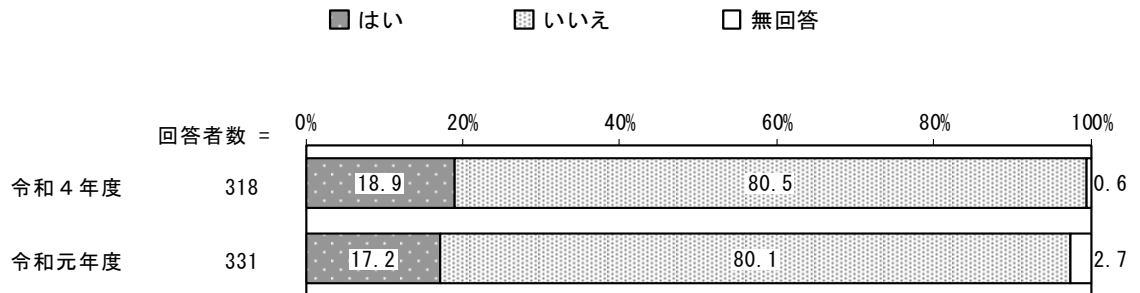


⑤ 日常生活の状況について

ア 6カ月間で2～3kgの体重減少の有無

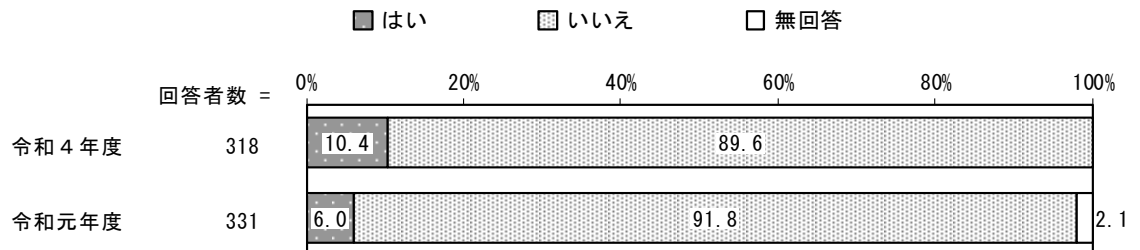
「6カ月間で2～3kgの体重減少がありましたか」との設問に「はい」と回答した割合が18.9%となっており、低栄養の傾向が見られます。

前回の調査結果と比較すると、大きな変化はみられません。



イ もの忘れの有無

前回の調査結果と比較すると、大きな変化はみられません。

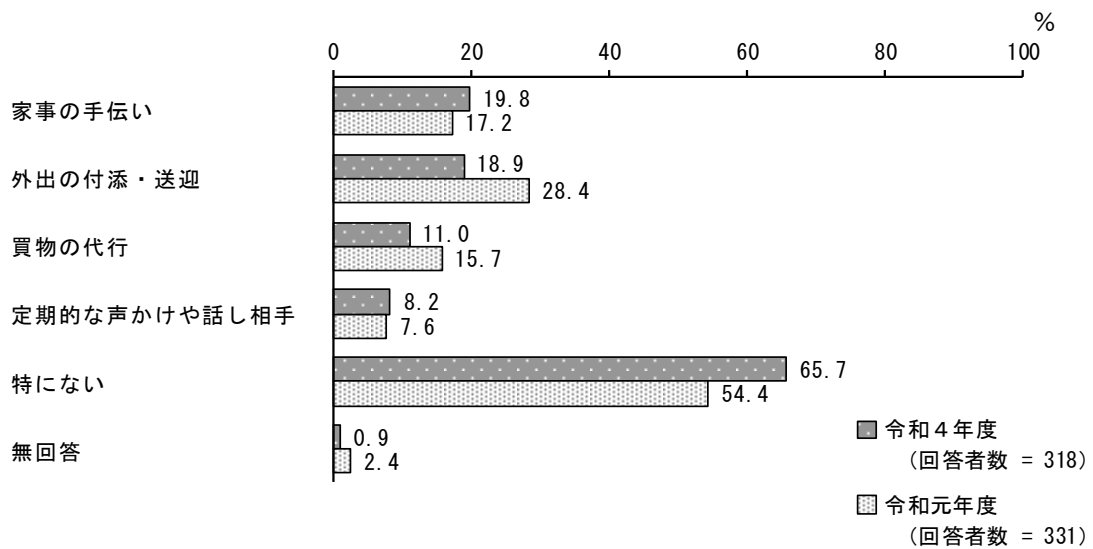


⑥ 地域とのかかわりについて（一般調査）

ア 参加し（続け）たい支援活動

「特にない」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「家事の手伝い」の割合が 19.8%、「外出の付添・送迎」の割合が 18.9%となっています。

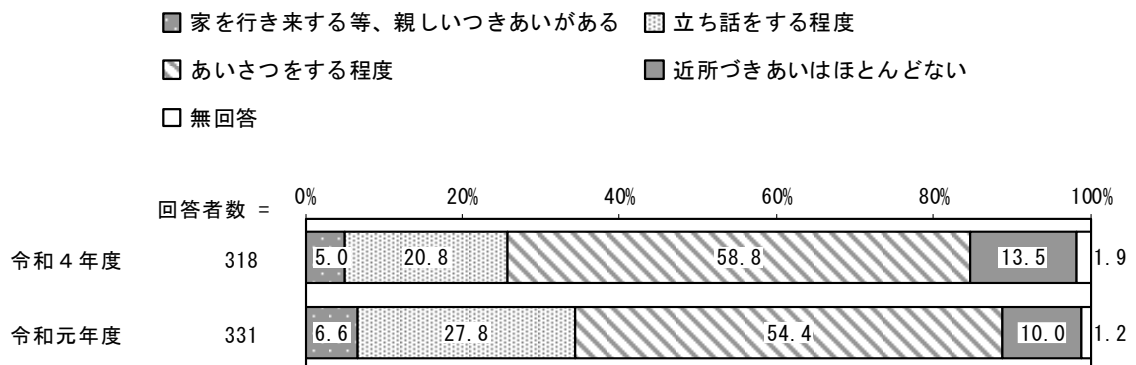
前回調査と比較すると、「外出の付添・送迎」が 9.5 ポイント減少し、「特にない」が 11.3 ポイント増加しています。



イ 近所づきあいの程度

「あいさつをする程度」の割合が 58.8%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」の割合が 20.8%、「近所づきあいはほとんどない」の割合が 13.5%となっています。

前回調査と比較すると、「立ち話をする程度」が 7.0 ポイント減少しています。

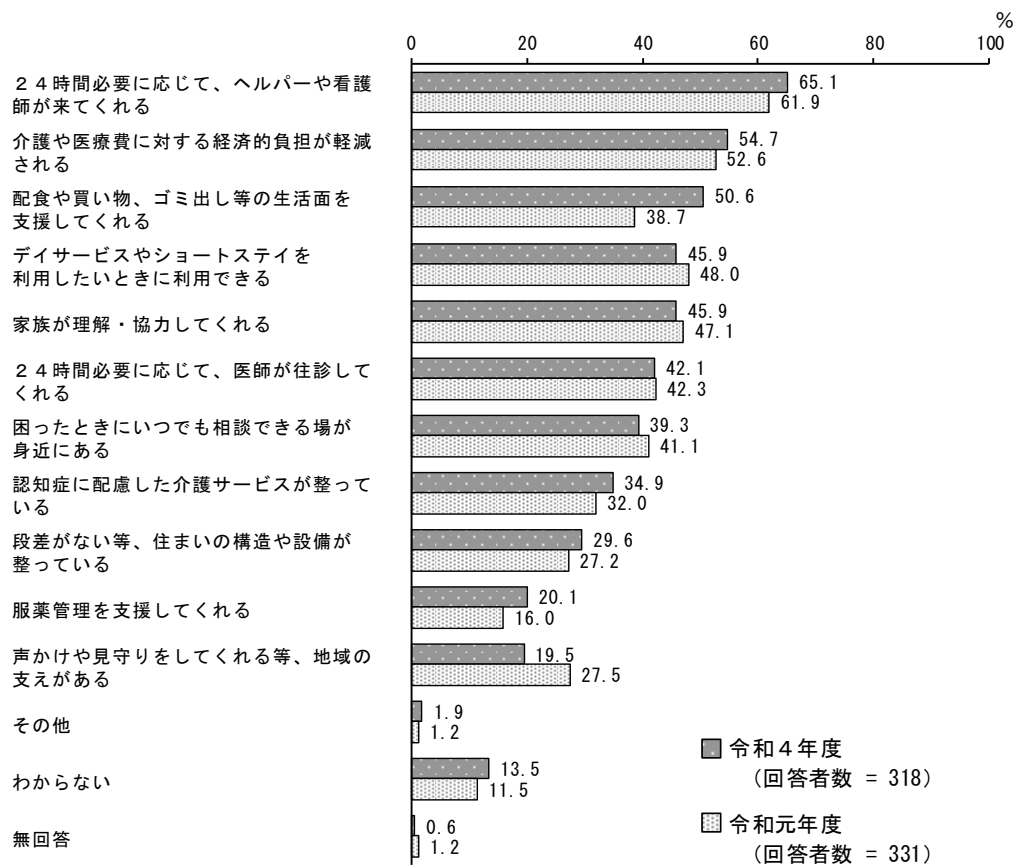


⑦ 今後希望する暮らしについて（一般調査）

ア 在宅で安心して暮らすためのサービスや条件

「24時間必要に応じて、ヘルパーや看護師が来てくれる」の割合が65.1%と最も高く、次いで「介護や医療費に対する経済的負担が軽減される」の割合が54.7%、「配食や買い物、ゴミ出し等の生活面を支援してくれる」の割合が50.6%となっています。

前回調査と比較すると、「声かけや見守りをしてくれる等、地域の支えがある」が8.0ポイント減少し、「配食や買い物、ゴミ出し等の生活面を支援してくれる」が11.9ポイント増加しています。

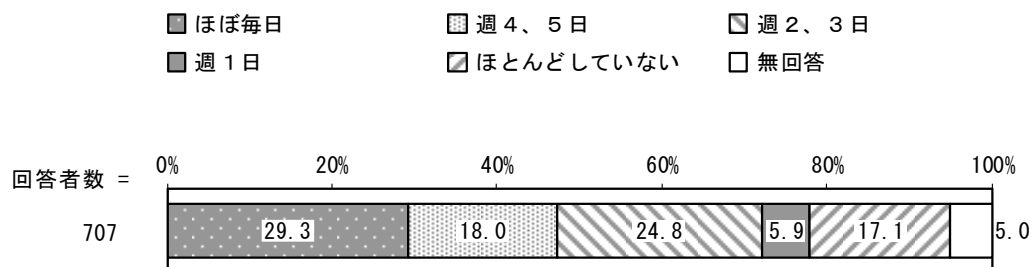


(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

① 運動について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

ア 1週間の中で運動をする頻度

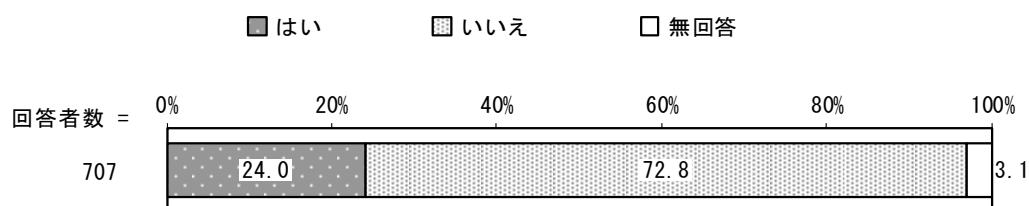
「ほぼ毎日」の割合が 29.3%と最も高く、次いで「週2、3日」の割合が 24.8%、「週4、5日」の割合が 18.0%となっています。



② 日常生活について

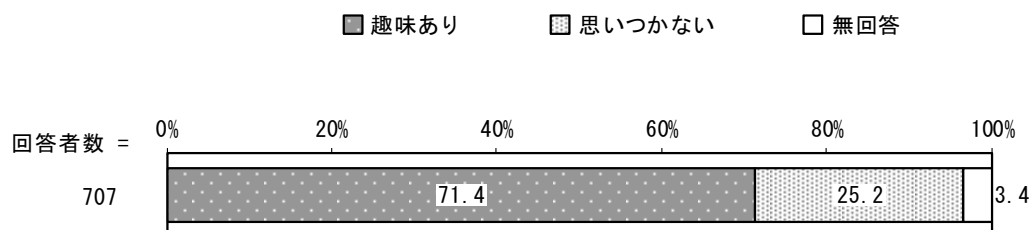
ア 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が 24.0%、「いいえ」の割合が 72.8%となっています。



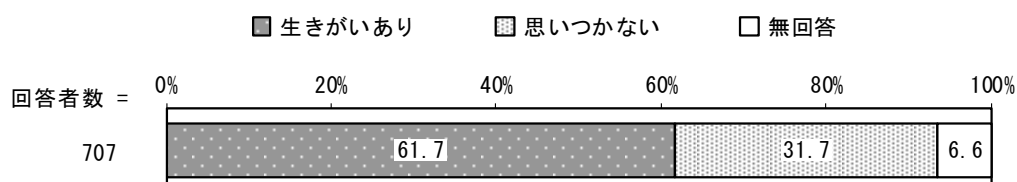
イ 趣味の有無

「趣味あり」の割合が 71.4%、「思いつかない」の割合が 25.2%となっています。



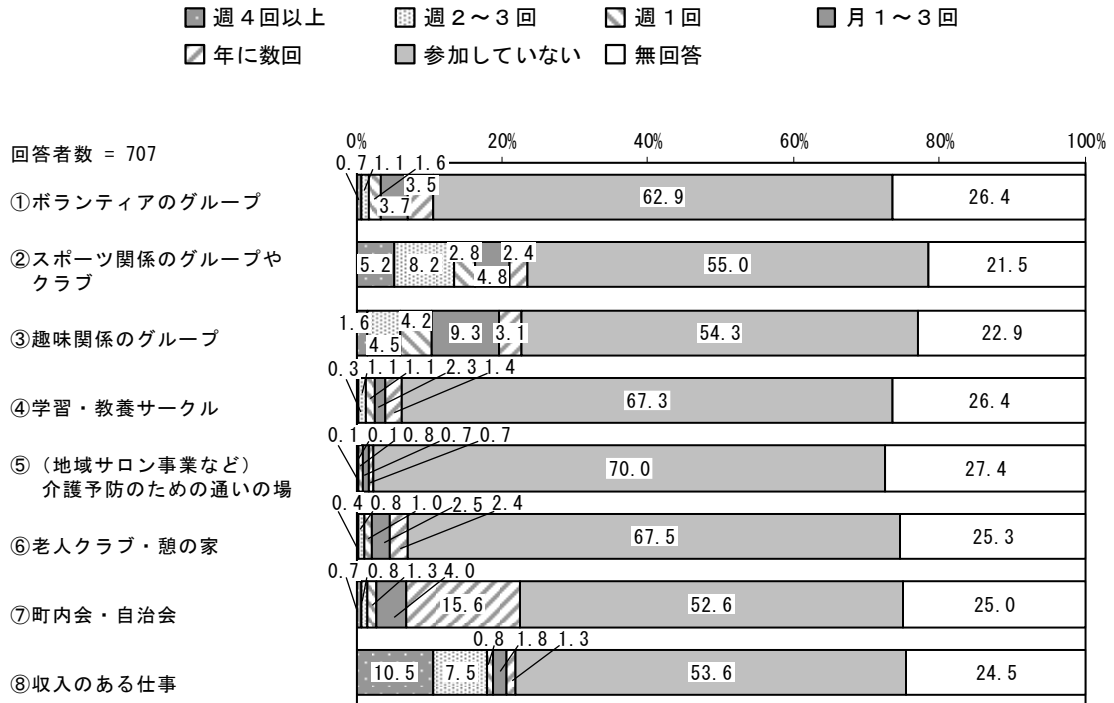
ウ 生きがいの有無

「生きがいあり」の割合が 61.7%、「思いつかない」の割合が 31.7%となっています。



③ 地域活動について

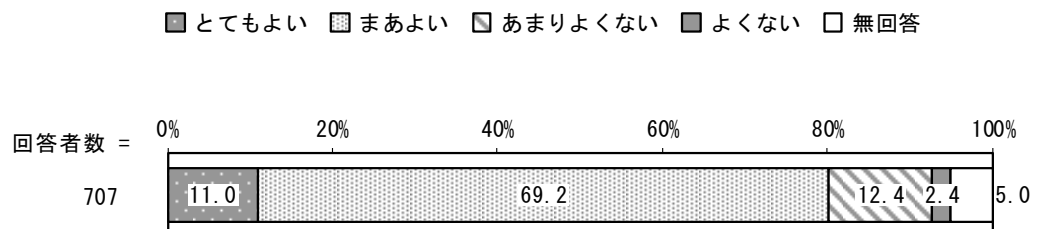
ア 会・グループ等の参加頻度



④ 健康について

ア 健康状態

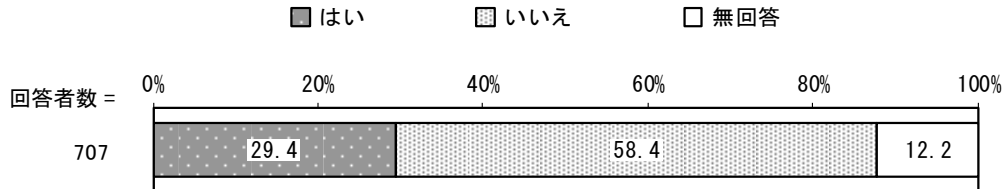
「まあよい」の割合が69.2%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が12.4%、「とてもよい」の割合が11.0%となっています。



⑤ 仕事について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

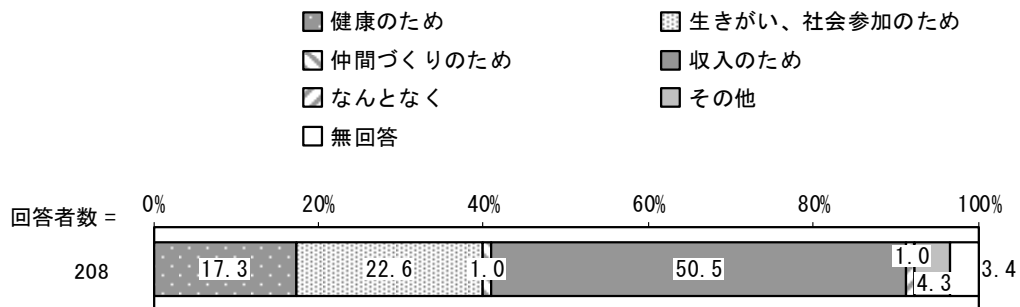
ア 仕事の継続、再就職の希望

「はい」の割合が29.4%、「いいえ」の割合が58.4%となっています。



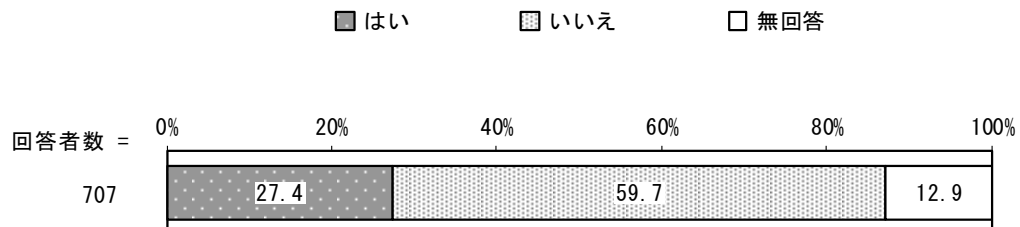
イ 仕事を継続する、再就職を希望する理由

「収入のため」の割合が50.5%と最も高く、次いで「生きがい、社会参加のため」の割合が22.6%、「健康のため」の割合が17.3%となっています。



ウ 「アクティブ・シニア応援窓口」の認知度

「はい」の割合が27.4%、「いいえ」の割合が59.7%となっています。

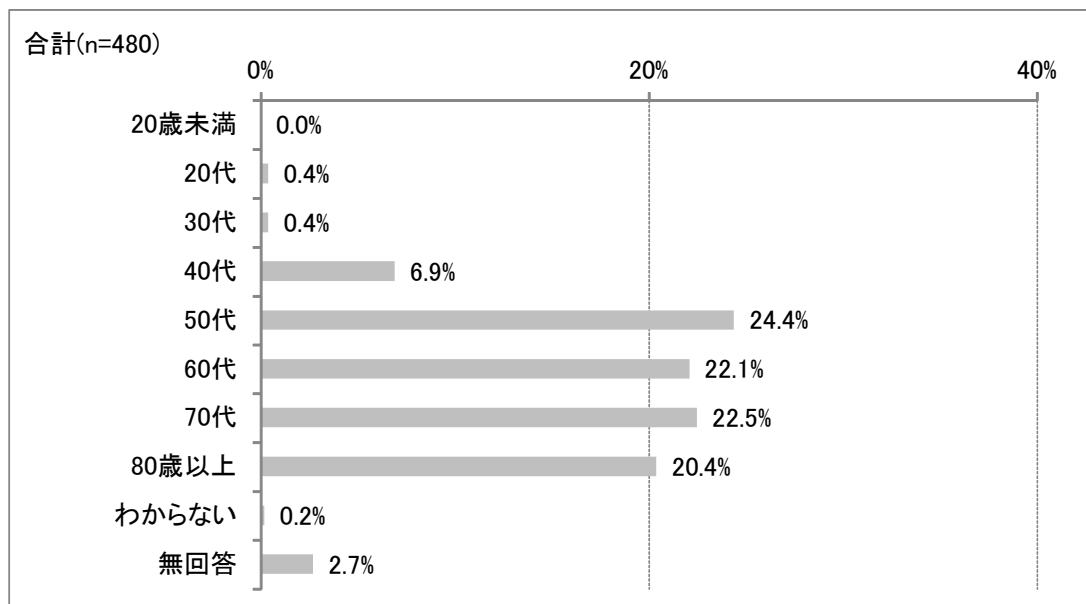


(4) 在宅介護実態調査の結果

① 本人（介護を受ける側）の状況について

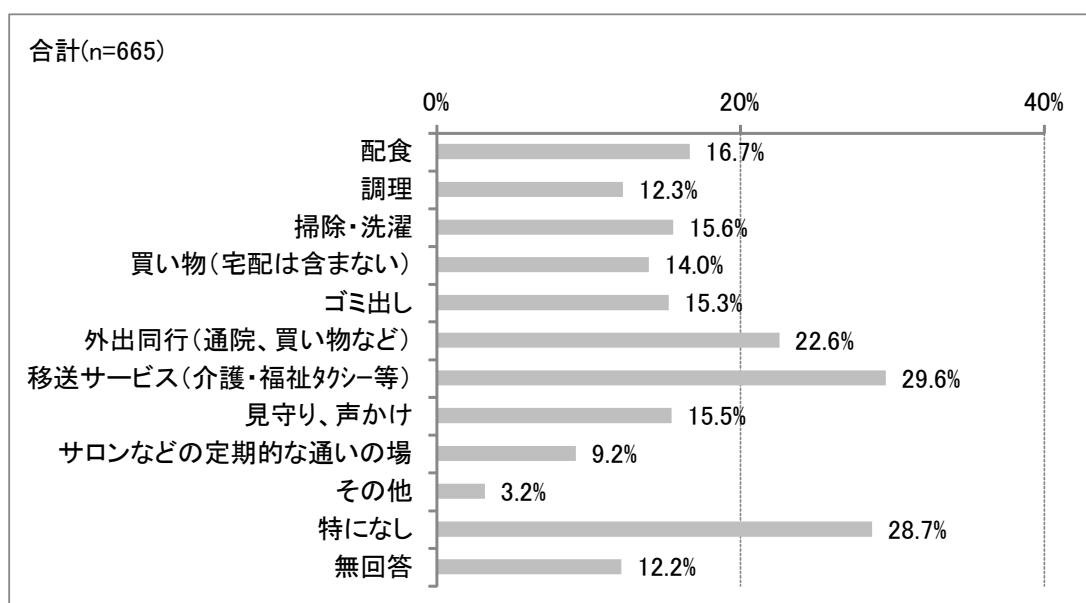
ア 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢についてみると、「50代」の割合が最も高く 24.4%となっています。次いで「70代（22.5%）」、「60代（22.1%）」となっています。



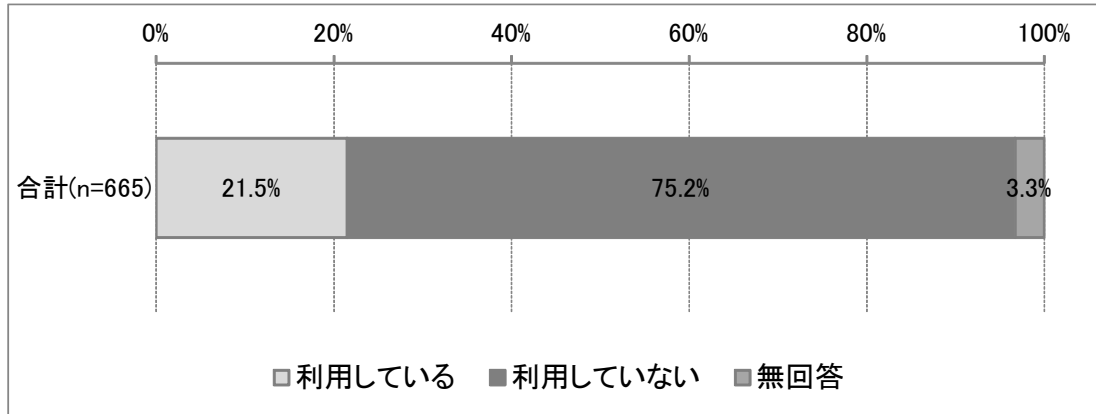
イ 在宅生活に必要と感じる介護保険外の支援・サービス

在宅生活に必要と感じる介護保険外サービスとしては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が最も高く 29.6%となっています。次いで「外出同行（通院、買い物など）（22.6%）」、「配食（16.7%）」となっています。



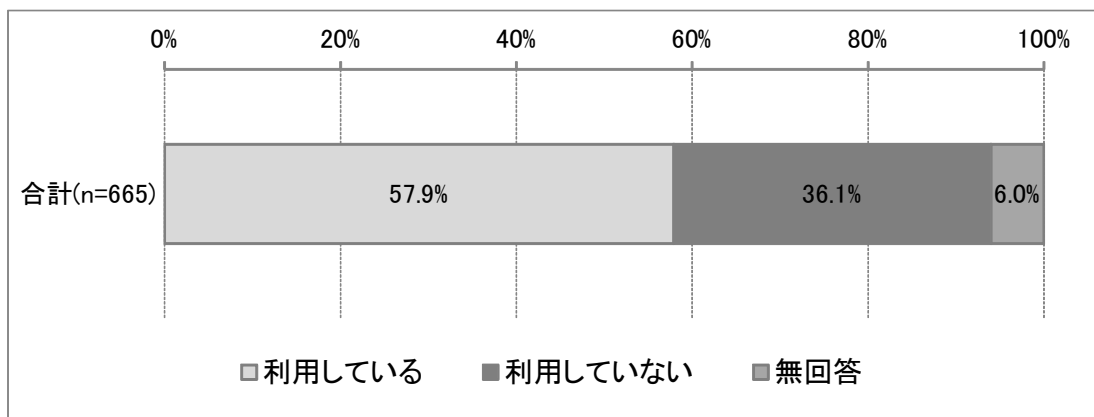
ウ 訪問診療の利用

訪問診療の利用についてみると、「利用していない（75.2%）」、「利用している（21.5%）」となっています。



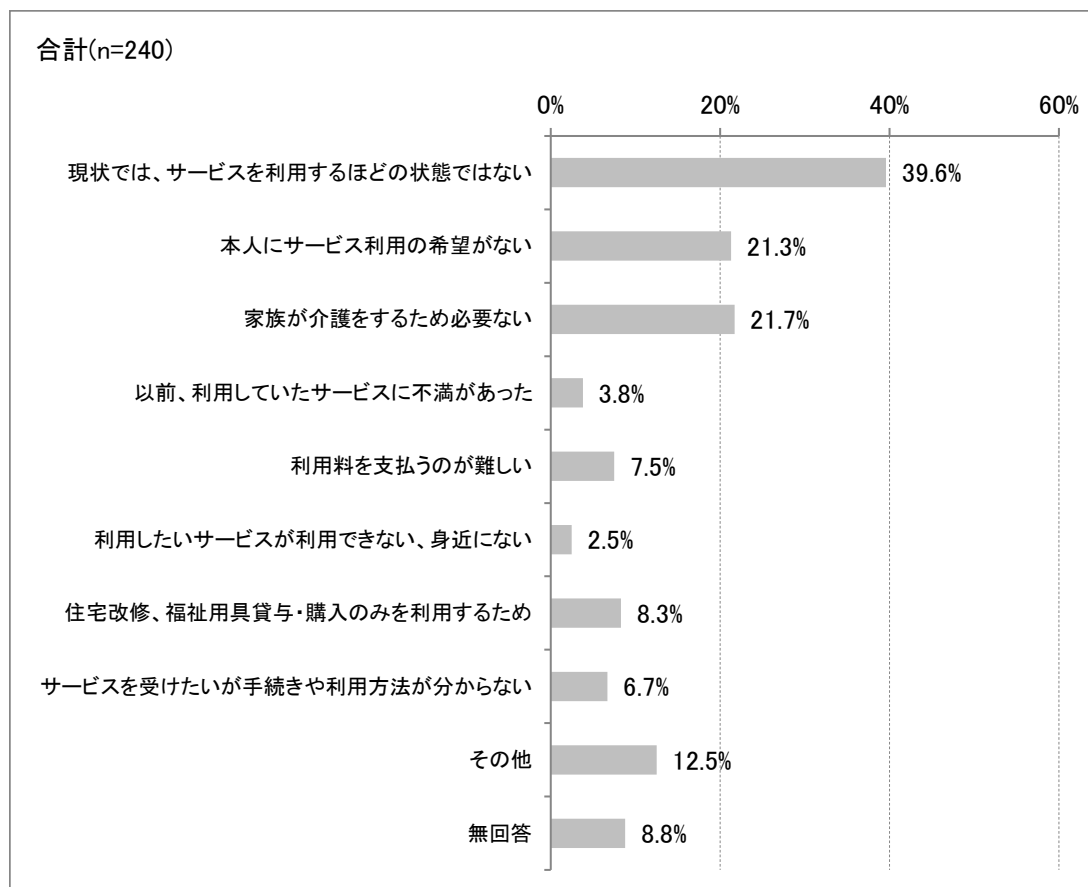
エ 介護保険サービスの利用

介護保険サービスの利用についてみると、「利用している（57.9%）」、「利用していない（36.1%）」となっています。



オ サービスを利用していない理由

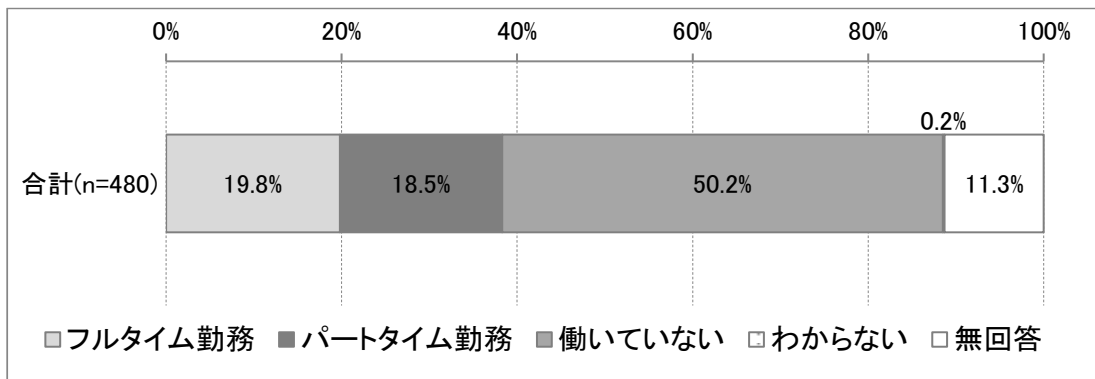
サービスを利用していない理由についてみると、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」の割合が最も高く39.6%となっています。次いで「家族が介護をするため必要ない（21.7%）」、「本人にサービス利用の希望がない（21.3%）」となっています。



② 介護者の状況について（在宅介護実態調査）

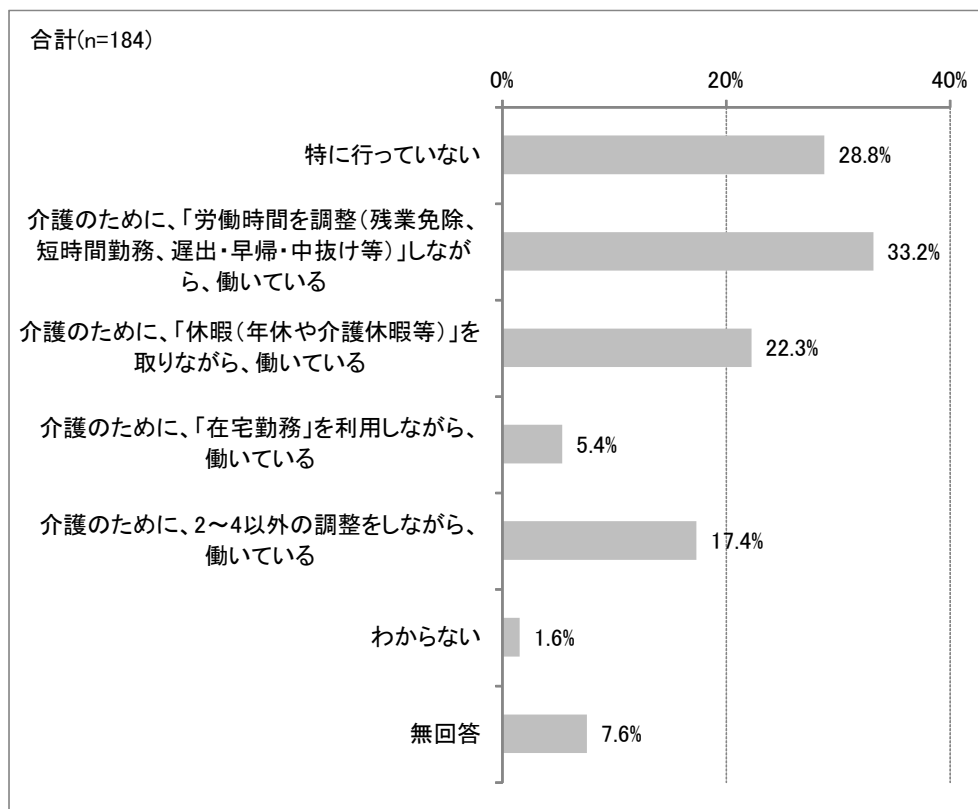
ア 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態についてみると、「働いていない」の割合が最も高く50.2%となっています。次いで「フルタイム勤務（19.8%）」、「パートタイム勤務（18.5%）」となっています。



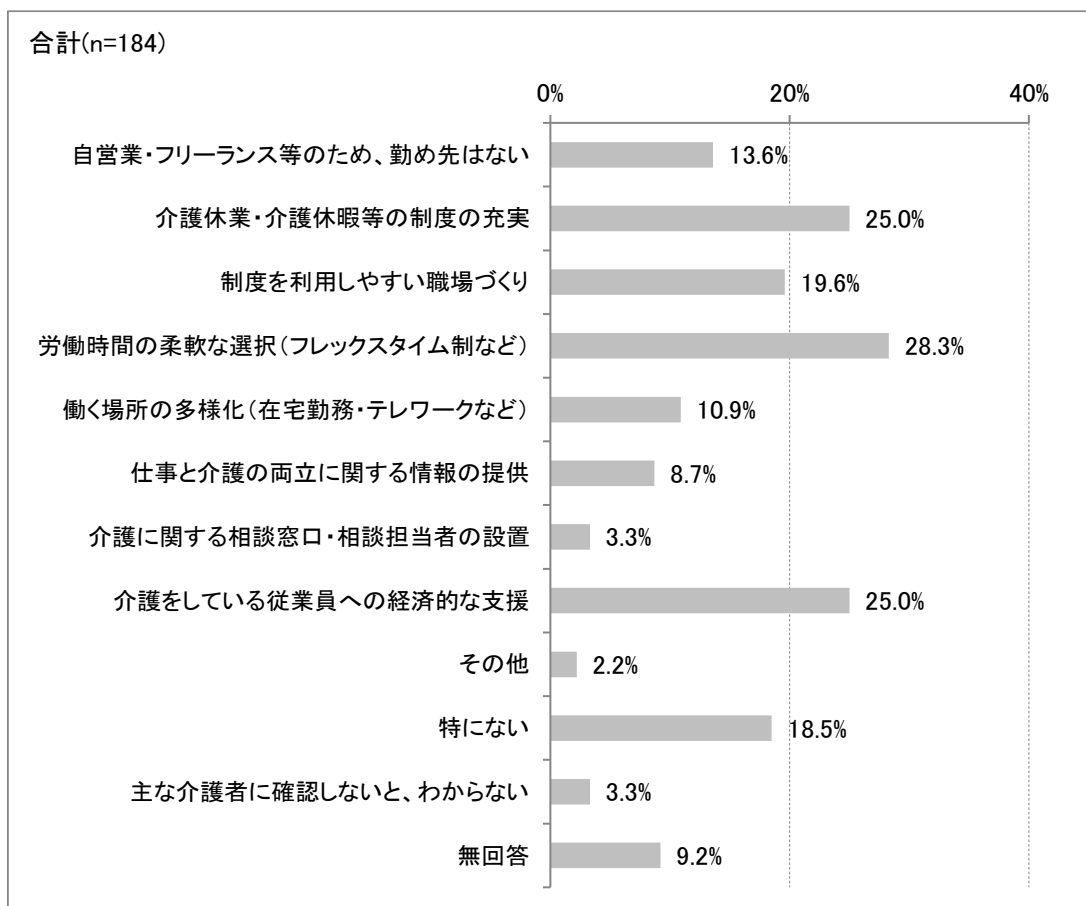
イ 主な介護者の働き方の調整

働いている主な介護者が介護をするにあたってしている働き方の調整等についてみると、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」の割合が最も高く33.2%となっています。次いで「特に行っていない（28.8%）」、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている（22.3%）」となっています。



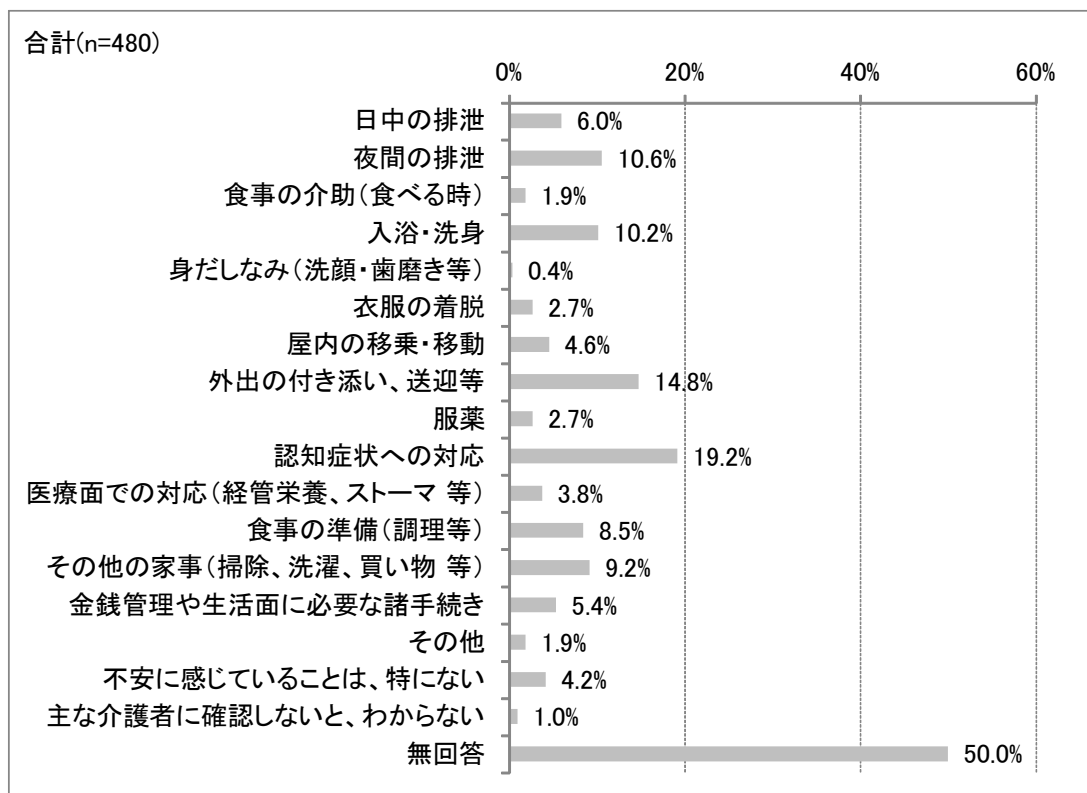
ウ 勤め先からの支援

働いている主な介護者が考える、効果がある勤め先からの支援についてみると、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の割合が最も高く 28.3% となっています。次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実（25.0%）」、「介護をしている従業員への経済的な支援（25.0%）」、「制度を利用しやすい職場づくり（19.6%）」となっています。



エ 主な介護者の方が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等をみると、「認知症状への対応」の割合が最も高く 19.2%となっています。次いで、「外出の付き添い、送迎等（14.8%）」、「夜間の排泄（10.6%）」となっています。



(5) 居所変更実態調査の結果

① 回答事業所の属性

ア 医療処置を受けている人の状況

医療処置を受けている人の人数は、「特定施設」が145人、「特別養護老人ホーム」が39人となっています。

	住宅型有料老人ホーム	軽費老人ホーム	サ高住	グループホーム	特定施設	特別養護老人ホーム	無回答
点滴の管理	0	0	0	0	31	0	0
中心静脈栄養	0	0	0	0	1	0	0
透析	0	0	0	0	2	0	0
ストーマの処置	0	0	1	1	1	5	0
酸素療法	0	0	6	0	12	1	2
レスピレーター	0	0	0	0	1	0	0
気管切開の処置	0	0	0	0	1	1	0
疼痛の看護	0	0	0	0	20	0	0
経管栄養	0	0	2	0	13	11	0
モニター測定	0	0	0	0	0	0	0
褥瘡の処置	1	0	0	0	18	8	0
カテーテル	0	0	1	0	26	10	2
喀痰吸引	0	0	0	0	11	0	0
インスリン注射	1	0	0	0	8	3	0
合計	2	0	10	1	145	39	4

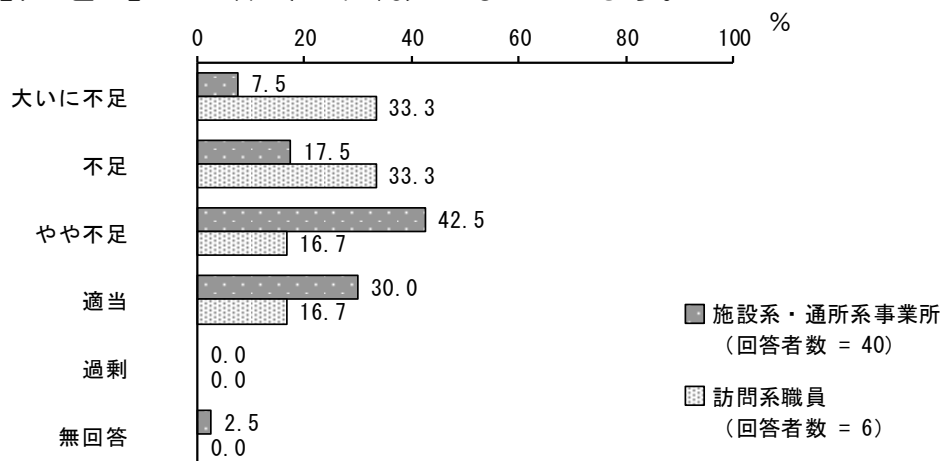
(6) 介護人材実態調査の結果

① 介護職員の流出入について

ア 従業員の過不足状況

施設系・通所系事業所で「やや不足」の割合が42.5%と最も高く、次いで「適当」の割合が30.0%、「不足」の割合が17.5%となっています。

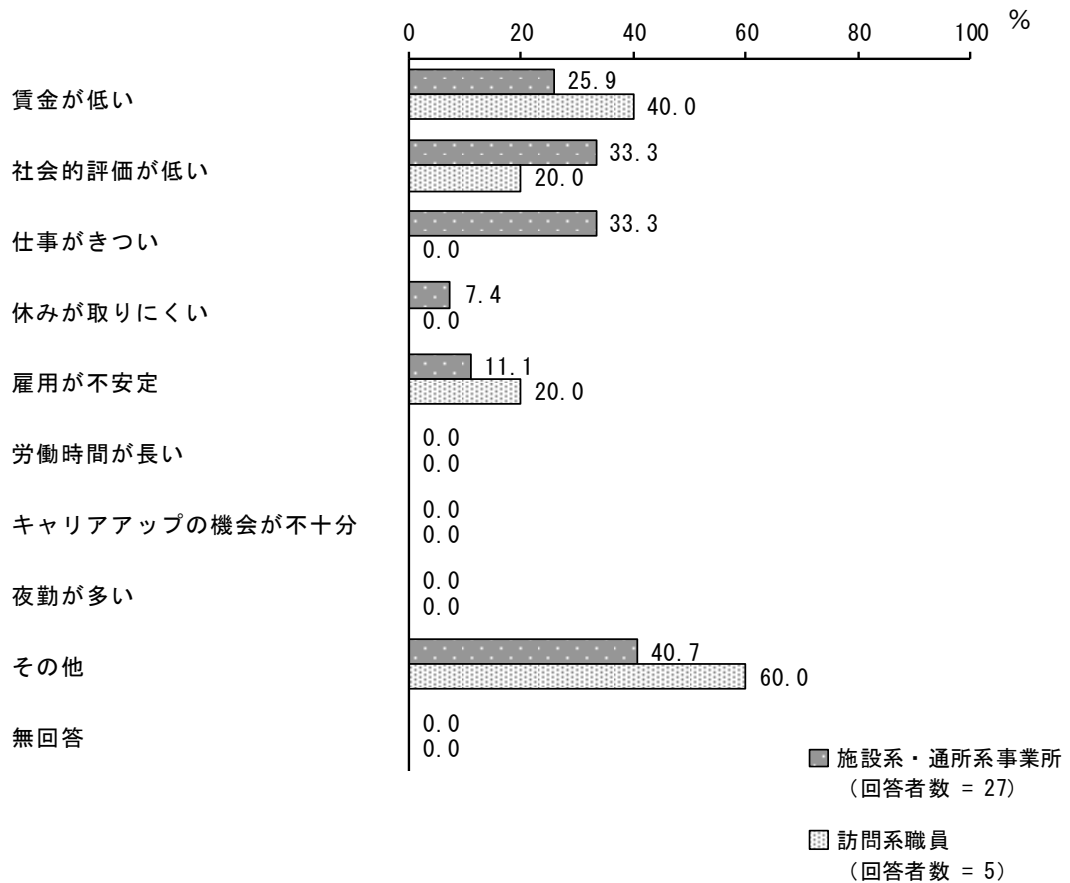
訪問系事業所で「大いに不足」、「不足」が2件（33.3%）となっています。「やや不足」、「適当」が1件（16.7%）となっています。



② 不足している理由

施設系・通所系事業所で「社会的評価が低い」、「仕事がきつい」の割合が33.3%と最も高く、次いで「賃金が低い」の割合が25.9%となっています。

訪問系事業所で「賃金が低い」が2件（40.0%）となっています。「社会的評価が低い」、「雇用が不安定」が1件（20.0%）となっています。

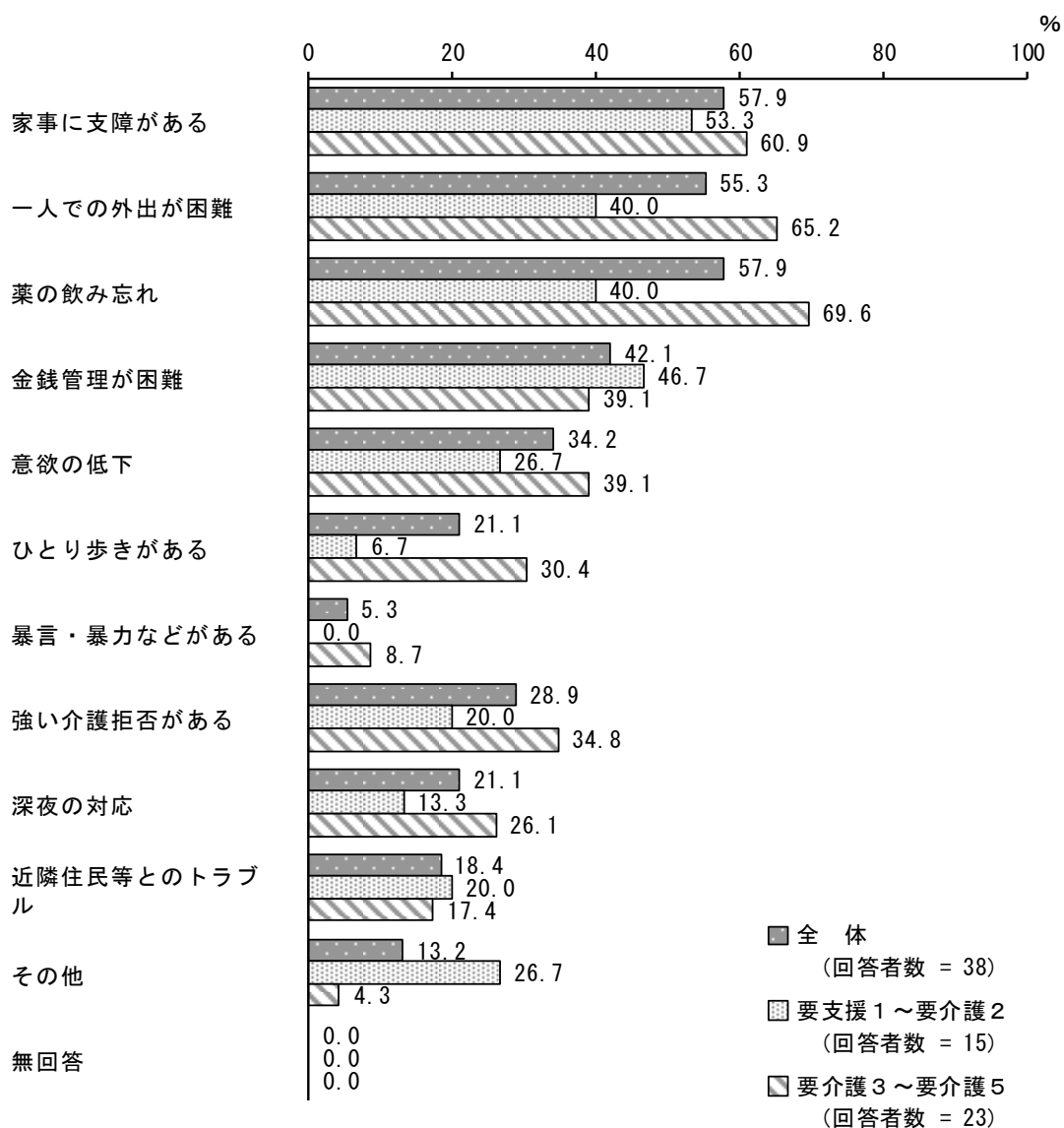


(7) 在宅生活改善調査の結果

① 認知症の症状

認知症の症状についてみると、「家事に支障がある」「薬の飲み忘れ」の割合が57.9%と最も高く、次いで「一人での外出が困難」の割合が55.3%、「金銭管理が困難」の割合が42.1%となっています。

要介護度別にみると、要支援1～要介護2では「金銭管理が困難」の割合が高く、要介護3～要介護5では「薬の飲み忘れ」の割合が高くなっています。



8 高齢者の現状からみた課題と対応

(1) 元気高齢者

項目	内容	
就労支援	現状・課題	・多くの方が65歳以上になっても今の仕事を継続したいまた新たに仕事を始めたいと考えており、収入のためだけではなく、健康や、生きがい、社会参加のため等の働きたい理由も多様化しています (P. 49)。
	対応	⇒就労の場で活躍する意欲のある高齢者の割合は高く、引き続き高齢者の就労に関する情報提供や就労の機会とのマッチングなどを支援していくことが必要です。 ⇒団塊の世代が高齢期を迎え、就労機会の増大及び開拓を図るとともに、これまで培ってきた技能やノウハウを活かした働きがい、生きがいを生み出す活躍の場を提供することが必要です。
ボランティア・担い手の創出	現状・課題	・ボランティアグループに参加している人は1割程度となっており、外出の付添・送迎、定期的な声かけや話し相手などの支援が必要な方への支援活動を行いたいと考えている方は、徐々にその割合を増やしているものの、特にないと回答する高齢者も多く見受けられます (P. 48)。
	対応	⇒高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが重要です。 ⇒地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人 (NPO) や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
健康づくり支援	現状・課題	・健康状態について、健康だと思う高齢者は、8割以上と多く見受けられ、健康意識についても高くなっています (P. 48)。
	対応	⇒生活習慣病は予防することで健康寿命の延伸につながるため、適切な食事や運動、ストレス管理など、健康を維持するための取組を行っている高齢者を増やしていくことが必要です。 ⇒健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。
趣味・生きがい対策	現状・課題	・趣味や生きがいの有無について、多くの高齢者が「ある」と回答しました (P. 47)。
	対応	⇒様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら、利用促進を図っていくことが必要です。 ⇒高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活するためには、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が急務です。

(2) ハイリスク高齢者

項目	内容	
介護予防の推進	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・興味のある介護予防の取組について、多くの高齢者が体力の維持・向上や就労と回答しています (P. 42)。 ・介護予防のための取組に参加しやすい・参加したいと思う条件について、「いっしょに取り組む仲間がいる」が 36.5%と最も高く、次いで「からだの機能の回復が実感できる」が 31.1%、「楽しみながら参加できる活動である」が 27.7%となっています (P. 43)。
	対応	⇒介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動などを増やし、通いの場や集いの場をより一層提供していくことが必要です。 ⇒介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。
認知症の予防	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人からもの忘れがあるとされた人は 1 割程度となっています (P. 44)。 ・認知症に関する相談窓口の認知度について、「知らない」と回答した方が 7 割以上います (P. 47)。
	対応	⇒認知症に関する相談窓口の認知度が低いことから、認知症予防に早期に取り組めるよう周知・啓発が必要です。 ⇒認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めることが必要です。
生活基盤の確保	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなサービスや条件が整えば、介護が必要になっても在宅で安心して暮らし続けることができるかについて、「24 時間必要に応じて、ヘルパーや看護師が来てくれる」が 65.1%と最も高く、次いで「介護や医療費に対する経済的負担が軽減される」が 54.7%、「配食や買い物、ゴミ出し等の生活面を支援してくれる」が 50.6%と高くなっています (P. 46)。
	対応	⇒介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。 ⇒また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。
健康維持・増進と疾病予防	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・この一年間に健康診断を受けた人は、71.1%になっています (P. 41)。 ・「1 週間の中で運動（散歩・体操などを含む）をする頻度はどれくらいですか」について、「ほぼ毎日」の割合が 29.3%と最も高く、次いで「週 2、3 日」の割合が 24.8%、「週 4、5 日」の割合が 18.0%となっています (P. 47)。
	対応	⇒介護者に対して、心身の負担軽減や健康管理などを支援していくことが重要になります。

(3) 要介護者

項目	内容	
医療と介護の連携強化	現状・課題	・日常生活の健康について相談するかかりつけの医師はいない人が6割と高くなっています (P. 40)。
	対応	⇒医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。 ⇒多職種協働による医療・介護の一体的提供体制を構築する必要があります。また、在宅医療に関する相談支援についても一体的に行っていく必要があります。
介護者の負担軽減	現状・課題	・主な介護者の年齢についてみると、「50代」の割合が最も高く24.4%となっています。次いで「70代(22.5%)」、「60代(22.1%)」となっており、老老介護の傾向にあります (P. 50)。 ・主な介護者の勤務形態について、働いている人が約4割おり、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があるかについて、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「介護をしている従業員への経済的な支援」などの意見が上位に挙がっています (P. 53、P. 54)。
	対応	⇒介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、介護者に携わる家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。 ⇒ひとり暮らし高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が必要な福祉サービスを適切に利用できるような効果的な制度周知を行っていく必要があります。
認知症になっても共生できる社会づくり	現状・課題	・悪化している認知症の症状についてみると、全体では「家事に支障がある」、「薬の飲み忘れ」、「一人での外出が困難」などの割合が高くなっています (P. 58)。
	対応	⇒認知症の人が安心して生活を送ることができる地域の人との関わりや環境づくりの必要性について一層の周知・啓発が必要です。 ⇒認知症の人やその家族、地域住民やボランティア等が、認知症カフェを気軽に利用できるよう、周知啓発が必要です。また、地域住民が、より身近な場所で参加できるよう、認知症カフェの増設や運営にボランティア等が参加できる体制づくりが必要です。
介護保険事業の効果的運営	現状・課題	・仕事やボランティア、地域活動、サークルなど活動・交流の場を紹介している「アクティブ・シニア応援窓口」を知っている人は3割未満となっています (P. 49)。 ・介護保険サービスを利用していない理由について、「利用料を支払うのが難しい」「サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない」、「以前、利用していたサービスに不満があった」、「利用したいサービスが利用できない、身近にない」などの意見が挙がっています (P. 52)。 ・従業員の介護職員の過不足の状況について、全体的に不足している傾向にあり、不足している理由について、「社会的評価が低い」、「仕事がつい」、「賃金が低い」などの意見が上位に挙げられています (P. 56、P. 57)。
	対応	⇒今後、要介護認定者数が増加する中、介護サービスのニーズに対応するため、引き続き、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。 ⇒介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。そこで、利用者の視点に立ったサービスを担保するためには、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化をより一層推進していくことが重要となります。 ⇒介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要となります。 ⇒安定的で質の高い介護サービスを提供していくため、「アクティブ・シニア応援窓口」による介護分野への重点的な就労支援など、より効果的に人材の確保が望める取組が重要となります。

項目	内容	
支援提供基 盤整	現状 ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの利用についてみると、利用していない人が3割半ばとなっています。また、介護保険サービスを利用していない理由について、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」、「家族が介護をするため必要ない」、「本人にサービス利用の希望がない」などの意見が上位に挙がっています (P. 51、P. 52)。
	対応	<p>⇒介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。また、地域密着型サービスについては、介護が必要な状況となっても、その地域で生活し続けられるよう支えるためのものであることから、必要なサービスが提供される取組が必要です。</p> <p>⇒高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実が必要です。</p>

1 基本理念

本市では、将来像を「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」と掲げ、この将来像の実現に向けて、本市に関わる一人一人が“つたえる”を大切にし、共に“つながる”を生み出しているまちになることを目標に、強い社会関係資本に基づいた持続的な成長・発展を続けるまちづくりを進めています。

その中で、高齢者福祉分野では、「元気高齢者の就労希望の実現」や「元気高齢者の地域等での活躍の場の創出」等を重点的に進めています。

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取組との連続性、整合性から第8期計画の理念「安心と笑顔で過ごす自分らしい毎日を目指して」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、高齢者が「生きがい」を持って、「健康」でいきいきとした生活を送り、「笑顔」で毎日を過ごすことのできるまちづくりを目指すとともに、介護が必要となった場合でも「安心」して住み慣れた地域で「快適」に過ごすことができるよう、適切なサービスの提供を進めます。

【 基 本 理 念 】

安心と笑顔で過ごす自分らしい毎日を目指して

2 地域包括ケアを推進するための3つのサブシステム

(1) 元気高齢者社会参加システム

団塊の世代を含む高齢者が地域や社会で知識と経験を生かし、就労や社会参加を促進するための施策を展開します。

また、健康づくりにおいて、生活習慣病予防を重視し、高齢者の適切な食事、運動、ストレス管理などの取組を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、趣味や生きがいの対策では、高齢者が地域社会で役割を果たし、持っている技術や知識を発揮できる場や社会参加の仕組みを整備し、住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう支援します。

(2) ハイリスク高齢者介護予防システム

介護予防の推進において、地域でのサロン活動や集いの場を増やし、高齢者の交流や健康づくりの機会を充実させ、専門職と連携してフレイル対策やオーラルフレイル対策を強化していきます。

また、認知症に関する情報の周知・啓発とともに、認知症やその家族の視点を尊重し、共生と予防の両面からアプローチし、認知症にやさしいまちづくりを推進します。さらに、高齢者とその家族が健康で充実した生活を送るための包括的な支援体制の構築を図ります。

(3) 要介護者総合支援システム

高齢者支援においては、医療と介護の連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を受けられる体制を構築するとともに、多職種協働と相談支援を重層的に行い、介護者の負担を軽減する支援を強化します。

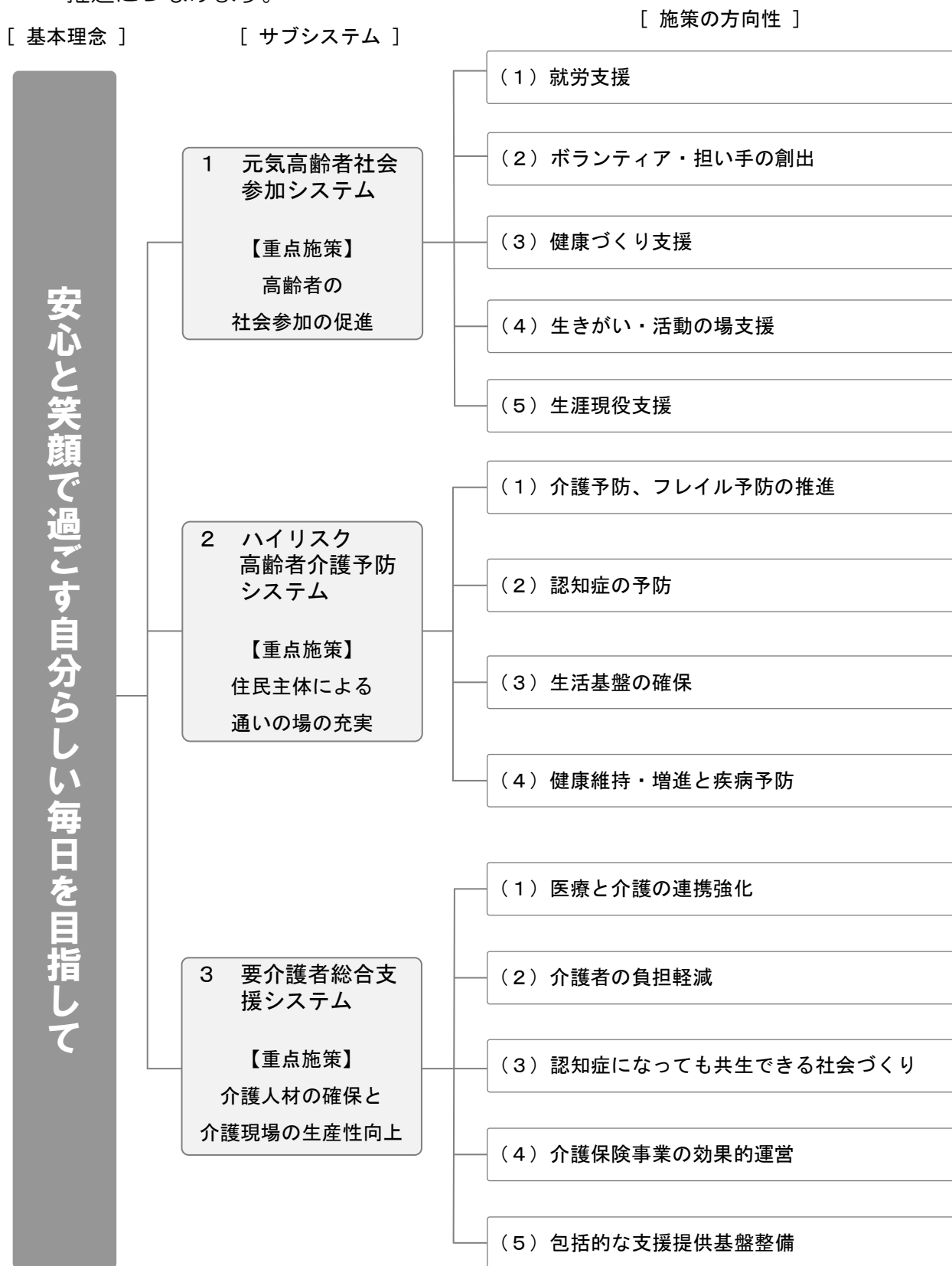
また、共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、高齢者支援の基盤整備を進め、高齢者が自分らしく、安心して生活できる社会を目指します。

この3つを、綾瀬市独自の地域包括ケアシステムのサブシステムとして位置づけ、全体としての地域包括ケアの深化・推進を図ることとしています。

3 施策体系

本計画では、3つのサブシステムを推進することで、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

各サブシステムについては、重点施策を設定し、より効果的なシステムの推進につなげます。



第4章

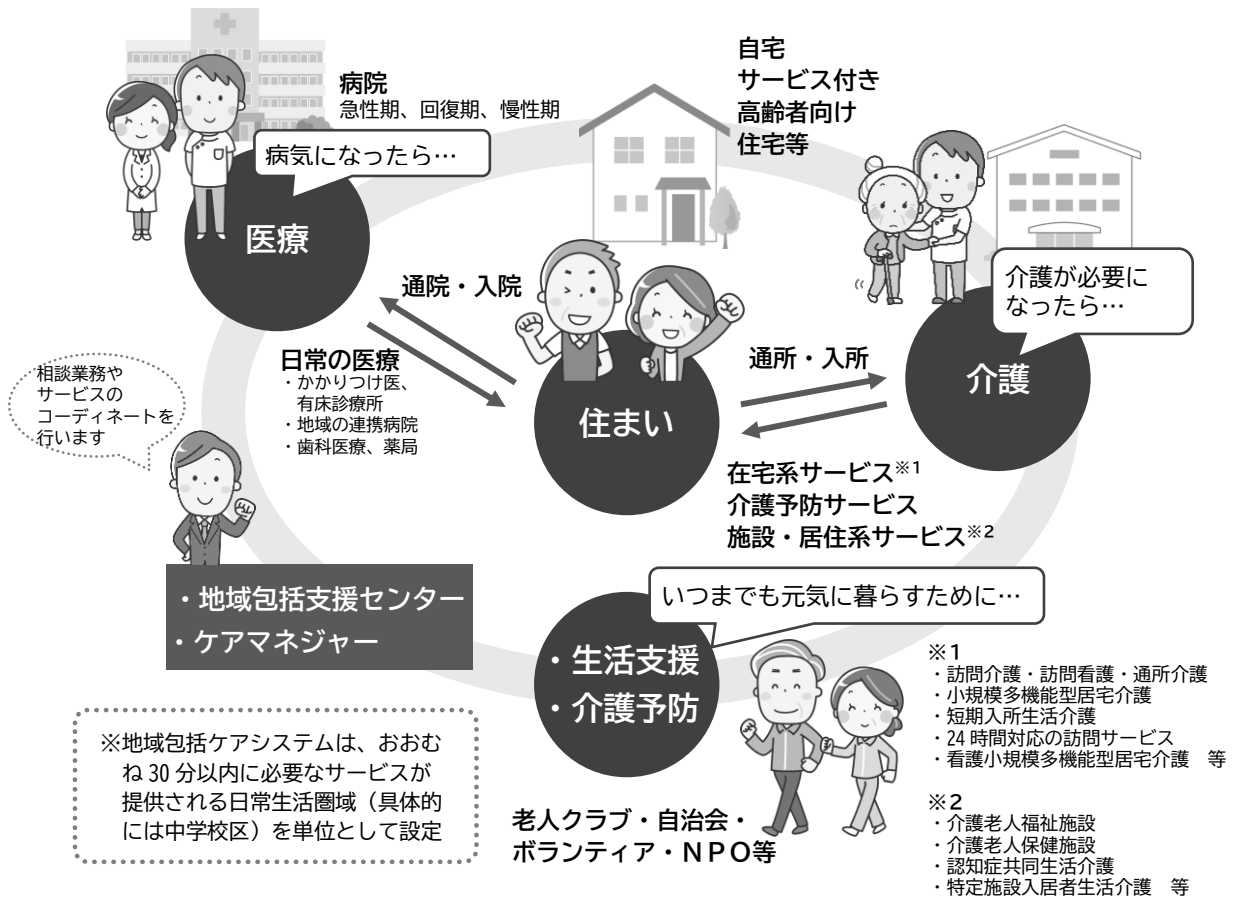
施策の方向性

1 地域包括ケアシステムの推進と施策の展開

地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことを言います。団塊の世代が75歳以上になる令和7年までにその構築に努めることとされており、本市でも第6期計画から構築に向けた取組を行ってきました。

本市では、国の指針に沿って、高齢者自身の参加を得ながら、地域包括ケアシステムの構築を進めることとしています。

■地域包括ケアシステムの姿



2 元気高齢者社会参加システム

重点施策 「高齢者の社会参加の推進」

健康寿命の延伸に伴い、高齢者の仕事やボランティア、地域活動、趣味などへの参加意欲は高まっていますが、著しい高齢者人口の増加により、高齢者が抱えるニーズも多様化しています。

「元気高齢者社会参加システム」では、第8期計画から引き続き、「綾瀬市総合計画2030」の戦略プロジェクトの1つとして位置付けられている「アクティブ・シニア応援プロジェクト」と連動し、高齢者と事業所の双方の多様なニーズに対応した就労希望の実現を図るとともに、高齢者が生きがいを持って人生を送ることができるよう、ニーズに応じた活躍の場を創出します。

【主な取組】

- ・ アクティブ・シニア応援窓口
- ・ スマホ相談会（教室含む）
- ・ ライフプランニングセミナー
- ・ ライフプラン形成支援相談窓口

【施策一覧】

施策の方向性	事業名
(1) 就労支援	①アクティブ・シニア応援窓口（就労支援）
	②シルバー人材センター助成事業
(2) ボランティア・担い手の創出	③アクティブ・シニア応援窓口（社会参加）
	④認知症サポーター養成事業
	⑤食生活改善推進員養成
	⑥生活支援体制整備事業
(3) 健康づくり支援	⑦地域介護予防活動支援事業
	⑧温水プール利用料助成
	⑨スマホ教室【新規追加】
(4) 生きがい・活動の場支援	⑩スマホ相談会【新規追加】
	⑪老人クラブ活動助成
	⑫高齢者福祉会館の活用
	⑬高齢者憩いの家の活用
	⑭生きがいの集い
(5) 生涯現役支援	⑮敬老事業
	⑯ライフプランニングセミナー【新規追加】
	⑰ライフプラン形成支援相談窓口【新規追加】

※P. 68～P. 73 の表中「第8期（実績値）」のうちR5は見込値になります。

(1) 就労支援

①アクティブ・シニア応援窓口（就労支援）

【施策内容・方針】

「アクティブ・シニア応援窓口」で、高齢者の就労支援を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
マッチング件数	77件	102件	110件	110件	110件	110件

②シルバー人材センター助成事業

【施策内容・方針】

市内在住の健康で働く意欲を持つ高齢者の就労機会を提供するため、シルバー人材センターの運営費の一部を助成します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
正会員数	623人	619人	619人	623人	623人	623人

(2) ボランティア・担い手の創出

③アクティブ・シニア応援窓口（社会参加）

【施策内容・方針】

「アクティブ・シニア応援窓口」で、地域活動、ボランティア、サークル活動のコーディネートを行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
マッチング件数	351件	9,620件	9,620件	9,620件	300件	300件

④認知症サポーター養成事業

【施策内容・方針】

要請等により、認知症に関する基礎知識の習得、認知症の人やその家族への支援のあり方など、認知症について正しく理解していただくための講座を実施するため、講師（キャラバンメイト）を派遣します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成人数	470人	534人	530人	500人	500人	500人

⑤食生活改善推進員養成

【施策内容・方針】

地域において食育や低栄養予防の普及啓発を实践する「食生活改善推進員」を養成します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成人数	5人	2人	7人	7人	7人	7人

⑥生活支援体制整備事業

【施策内容・方針】

地域に支え合いのネットワークを広げていくために、地域住民同士で話し合う協議体（ささえあい井戸端会議）を設置します。市内全域を対象とした第1層協議体を設置した上で、エリアごとに第2層協議体を設置し、生活支援コーディネーターを中心として地域の資源の把握や、情報共有、協働による資源開発等を進めます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
会議開催数	—	—	—	84回	84回	84回

⑦地域介護予防活動支援事業

【施策内容・方針】

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を効果的・効率的に支援します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域サロン事業 助成件数	32件	39件	44件	48件	50件	52件

（3）健康づくり支援

⑧温水プール利用料助成

【施策内容・方針】

65歳以上の方に高座施設組合屋内温水プール利用料の2分の1（1回200円）を助成します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
助成件数	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑨ スマホ教室

【施策内容・方針】

高齢者の新たな社会参加促進とデジタルデバイドの解消を図るため、民間企業と連携し、高齢者を一堂に会した、初心者向けスマホ教室を開催します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	—	253人	200人	100人	100人	—

⑩スマホ相談会

【施策内容・方針】

高齢者の新たな社会参加促進とデジタルデバイドの解消を図るため、民間企業と連携し、スマホの使い方などで分からないことを個別に相談できる、スマホ相談会を開催します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	—	76人	100人	100人	100人	100人

（4）生きがい・活動の場支援

⑪老人クラブ活動助成

【施策内容・方針】

地域における各種活動を通して、高齢者相互の親睦を深めるとともに、健全で豊かな生活を実現するため、老人クラブ連合会、地域の単位老人クラブに対して助成を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
クラブ数 加入率	6.8%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%

⑫高齢者福社会館の活用

【施策内容・方針】

60歳以上の方に、健康増進、各種相談、レクリエーションなどの活動場や、交流・参加の機会・場の提供を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者福社会館						
利用者数	11,287人	14,689人	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人
自主グループ						
グループ数	29団体	32団体	32団体	30団体	30団体	30団体

⑬高齢者憩の家の活用

【施策内容・方針】

憩の家を各地域に指定・設置し、60歳以上の方が身近な地域で気軽に利用でき、歓談、会食、レクリエーション、趣味の活動を提供するため、各地域の憩の家の運営委員会を支援します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域高齢者憩の家						
設置数	20カ所	19カ所	19カ所	19カ所	19カ所	19カ所
延べ利用者数	8,029人	15,858人	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人
綾西高齢者憩の家						
開所日数	168日	294日	300日	300日	300日	300日
延べ利用者数	1,720人	3,831人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人

⑭生きがいの集い

【施策内容・方針】

毎月15日（1・8・9・10月を除く）を「生きがいの集いの日」と定め、60歳以上の方を対象に、歌や踊りなどを披露できる場として、高齢者福祉会館で開催します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
開催回数	中止	1回	1回	4回	4回	4回
延べ参加者数	中止	—	—	40人	40人	40人

⑮敬老事業

【施策内容・方針】

長寿高齢者に対して、長寿をお祝いするとともに地域での敬老事業を通じて高齢者福祉への関心を高め、高齢者の生活向上の意欲等を高めます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
敬老会助成						
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
敬老祝金配布						
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
高齢者訪問						
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(5) 生涯現役支援

⑯ライフプランニングセミナー

【施策内容・方針】

自分らしく生涯現役で過ごすため、セカンドキャリア形成を含めたライフプランニングを考えるきっかけづくりとなるセミナーを開催します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
セミナーを受講した等で、セカンドキャリアへの意識が向上した割合	—	—	—	50%	50%	50%

⑰ライフプラン形成支援相談窓口

【施策内容・方針】

専門のコーディネーターによるセカンドキャリア形成や、資産運用等のライフプランニングに係る支援を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談件数	—	—	—	10件	10件	10件

3 ハイリスク高齢者介護予防システム

重点施策 「住民主体による通いの場の充実」

ハイリスク高齢者介護予防システムは、高齢者の生活の質を向上させ、医療費の削減や介護負担の軽減を通じて、高齢化社会における健康づくり、保健事業、医療ケアの持続可能性を向上させることがもとめられます。

そのため、「住民主体による通いの場の充実」を通じて、高齢者の健康維持や社会参加を促進するとともに、高齢者が通いの場の担い手あるいは参加者として参加することを通して介護予防の取組を強化していきます。

【主な取組】

- ・ 介護予防・フレイル予防普及啓発事業
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

【 施策一覧 】

施策の方向性	事業名
(1) 介護予防、フレイル予防の推進	①通所型サービス事業
	②介護予防ケアマネジメント事業
	③介護予防・フレイル予防普及啓発事業【新規追加】
	④地域リハビリテーション活動支援事業
	⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業【新規追加】
(2) 認知症の予防	⑥認知症初期集中支援チーム（物忘れ相談）
	⑦認知症ケアパスの普及啓発
(3) 生活基盤の確保	⑧老人保護措置事業
	⑨ひとり暮らし高齢者等ごみ戸別収集事業
	⑩救急医療情報キット配布事業
	⑪訪問型サービス事業
	⑫栄養改善配食事業【新規追加】
	⑬緊急通報システム事業
	⑭地域ケア会議
(4) 健康維持・増進と疾病予防	⑮特定保健指導実施事業
	⑯生活習慣病重症化予防事業
	⑰重複・頻回受診者対策事業
	⑱健康度見える化コーナー
	⑲胃がんリスク検診

施策の方向性	事業名
(4) 健康維持・増進と疾病予防	⑳成人歯科健診
	㉑健康診査【一部新規追加】
	㉒がん検診
	㉓健康手帳交付
	㉔訪問指導
	㉕訪問栄養指導
	㉖集団健康教育
	㉗重点健康相談
	㉘聴覚相談
	㉙高齢者ヘルスアップ相談
	㉚肺炎球菌・インフルエンザ予防接種
	㉛食生活改善推進協議会事業

※P. 76～P. 86 の表中「第8期（実績値）」のうちR5は見込値になります。

(1) 介護予防・フレイル予防の推進

①通所型サービス事業

【施策内容・方針】

通所介護事業所において、食事や入浴・排せつ介助、健康管理、機能訓練などを受けるサービスを提供します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所介護従前相当サービス						
利用者数	3,240人	3,486人	3,863人	4,172人	4,289人	4,374人
通所型サービスC						
利用者数	151人	146人	225人	255人	262人	267人

②介護予防ケアマネジメント事業

【施策内容・方針】

要支援者及び事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者が自ら目標達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取組（介護予防・生活支援サービス等）を生活の中に取り入れるケアプランを作成します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	2,949人	3,047人	3,194人	3,290人	3,382人	3,450人

③ 介護予防・フレイル予防普及啓発事業

【施策内容・方針】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組として、介護予防の普及啓発を目的に運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上等に係るフレイル予防教室等を開催します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業参加者数	実施	実施	165人	220人	220人	220人

④地域リハビリテーション活動支援事業

【施策内容・方針】

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、介護職員等へ介護予防に関する技術的助言をするほか、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援を行い、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取組を総合的に支援します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
リハビリ専門職の派遣回数	—	—	—	10回	10回	10回

⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

【施策内容・方針】

地域の健康課題の分析・対象者の把握、事業の企画・調整・評価を行い、医療専門職が高齢者に対する個別的指導（ハイリスクアプローチ）事業と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）事業実施し、フレイルと介護予防に取り組めます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施日常生活圏域数	—	1圏域	2圏域	3圏域	4圏域	4圏域

（2）認知症の予防

⑥認知症初期集中支援チーム（物忘れ相談）

【施策内容・方針】

認知症の不安がある方やその対応に困っている方を対象に、医師と認知症地域支援推進員で構成されたチーム員が適切に対応できるよう支援します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	0回	1回	12回	12回	12回	12回

⑦認知症ケアパスの普及啓発

【施策内容・方針】

認知症ケアパスを全戸配布することで、認知症の段階に応じた症状と対応方法及び、認知症の相談先等の周知を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 生活基盤の確保

⑧老人保護措置事業

【施策内容・方針】

居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させることで、高齢者の健康保持と生活の安定を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑨ひとり暮らし高齢者等ごみ戸別収集事業

【施策内容・方針】

65歳以上の方でごみを出すのが困難な方を対象に、戸別収集を実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑩救急医療情報キット配布事業

【施策内容・方針】

75歳以上の方、65歳以上でひとり暮らしの方を対象に、救急医療情報キットを配布し、医療情報などを入れた容器を冷蔵庫に保管することで救急時の迅速な処置・連絡につなげます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑪訪問型サービス事業

【施策内容・方針】

ホームヘルパー等による食事・入浴・排せつなどの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助サービスを提供します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問介護従前相当サービス						
利用者数	1,317人	1,345人	1,369人	1,396人	1,435人	1,464人
訪問型サービスA						
利用者数	467人	412人	385人	393人	404人	412人

⑫栄養改善配食事業

【施策内容・方針】

低栄養の在宅高齢者の健康増進を図るため、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、定期的に管理栄養士が栄養状態の改善状況を評価します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	—	—	5人	10人	10人	10人

⑬緊急通報システム事業

【施策内容・方針】

世帯全員が 65 歳以上で要介護 2 以上又は 75 歳以上の方のみなどを対象に、緊急通報機器を貸与し、緊急時には安否確認や救急要請などを行います。

【実績値及び計画値】

	第 8 期（実績値）			第 9 期（計画値）		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
設置台数	2 0 3 台	2 2 6 台	2 4 2 台	2 5 9 台	2 7 7 台	2 9 6 台

⑭地域ケア会議

【施策内容・方針】

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うと共に、地域のネットワークの構築を図ります。

【実績値及び計画値】

	第 8 期（実績値）			第 9 期（計画値）		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
開催数	1 2 回	1 7 回	1 3 回	2 1 回	2 1 回	2 1 回

（４）健康維持・増進と疾病予防

⑮特定保健指導実施事業

【施策内容・方針】

特定保健指導対象者に保健指導を実施し、生活習慣病のリスク減少を図ります。

【実績値及び計画値】

	第 8 期（実績値）			第 9 期（計画値）		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
実施率	16.7%	20.0%	20.0%	25.0%	25.0%	25.0%

⑩生活習慣病重症化予防事業

【施策内容・方針】

特定健診受診者で、要治療値で未治療の者を対象に、受診勧奨の通知や架電・訪問等を実施し、受診勧奨者の医療機関非受診率を減らします。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
非受診率	9.4%	7.6%	7.6%	7.6%	7.6%	7.6%

⑪重複・頻回受診者対策事業

【施策内容・方針】

向精神薬を内服している重複、頻回受診者に対して、通知や訪問等で適切な受診を勧奨します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問件数	2件	4件	4件	4件	4件	4件

⑫健康度見える化コーナー

【施策内容・方針】

20歳以上の方を対象に、健康度を測定できる、体組成計、血管年齢、血圧計、骨健康度、脳年齢の5つの機器を設置し、健康づくりの取組を実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	1,863人	2,675人	2,675人	2,675人	2,675人	2,675人

⑱胃がんリスク検診

【施策内容・方針】

30歳から65歳までの5歳刻み年齢の方を対象に、胃がんになりやすい状態（危険度）かどうかを調べる血液検査を実施します。（費用負担あり）

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ受診者数	実施	実施	実施	150人	150人	150人

⑳成人歯科健診

【施策内容・方針】

40歳から70歳までの10歳刻み年齢の方を対象に、歯及び口腔の健康チェックを実施します。（費用負担あり）

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ受診者数	実施	実施	実施	154人	156人	157人

㉑健康診査

【施策内容・方針】

心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防するため、疾病の早期発見を図り、適切な保健指導を実施します。（費用負担あり）

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定健康診査（40歳～74歳）						
受診率	35.4%	34.5%	34.5%	40.0%	40.0%	40.0%
後期健康診査（75歳～）						
受診率	37.7%	37.4%	37.4%	40.0%	40.0%	40.0%
後期高齢者検診						
延べ受診者数	4,662人	4,637人	4,637人	5,039人	5,104人	5,168人
肝炎ウイルス検査						
延べ受診者数	495人	429人	495人	500人	505人	511人
前立腺がん検査						
延べ受診者数	2,240人	2,179人	2,242人	2,265人	2,288人	2,311人

⑫がん検診

【施策内容・方針】

がんの早期発見、早期治療のための検診を実施します。(費用負担あり)

【実績値及び計画値】

	第8期(実績値)			第9期(計画値)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
胃がん						
延べ受診者数	3,568人	3,166人	3,615人	3,710人	4,240人	4,770人
大腸がん						
延べ受診者数	5,273人	5,120人	5,328人	5,830人	6,360人	6,890人
肺がん						
延べ受診者数	5,210人	5,166人	5,309人	5,830人	6,360人	6,890人
乳がん						
延べ受診者数	1,788人	1,688人	1,767人	1,776人	2,072人	2,369人
子宮がん						
延べ受診者数	2,060人	1,983人	2,545人	2,645人	2,976人	3,307人

⑬健康手帳交付

【施策内容・方針】

40歳以上の希望者を対象に、健康管理を自ら行うため、医療、検診、健康教育、介護保険等を記録する健康手帳を交付します。

【実績値及び計画値】

	第8期(実績値)			第9期(計画値)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑭訪問指導

【施策内容・方針】

40歳以上で、健康診査で要指導と判断され、訪問の必要な方を対象に、正しい生活習慣や食生活に関する指導を行い、生活習慣病や要介護状態になることを予防します。

【実績値及び計画値】

	第8期(実績値)			第9期(計画値)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

㉕訪問栄養指導

【施策内容・方針】

介護予防の観点から訪問指導が必要と判断される方を対象に、保健師、管理栄養士が家庭を訪問して、個々に合った指導を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

㉖集団健康教育

【施策内容・方針】

- ・生活習慣病・認知症の予防、健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・高血圧、脂質異常症、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）の知識と予防のための食事療法及び運動療法教室を開催します。
- ・骨密度測定を実施し、骨粗しょう症予防の知識の普及を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	実施	実施	28回	28回	28回	28回
参加者数	実施	実施	88人	88人	88人	88人

㉗重点健康相談

【施策内容・方針】

病態別の健康・栄養に関する相談を実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談人数	27人	20人	20人	20人	20人	20人
実施回数	18回	24回	24回	24回	24回	24回

⑳聴覚相談

【施策内容・方針】

聞こえ・認知症に関する相談を実施します。認知症の簡易検査も実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	8回	12回	12回	12回	12回	12回

㉑高齢者ヘルスアップ相談

【施策内容・方針】

心身の健康・栄養等に関する相談を実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	8回	11回	12回	12回	12回	12回

⑳肺炎球菌・インフルエンザ予防接種

【施策内容・方針】

65歳以上の方や60～64歳の方で身体障害者手帳1級相当を所持している方を対象に、重症化を防ぐための予防接種を実施します。（費用負担あり）

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
肺炎球菌予防接種						
人数	6,777人	5,644人	5,644人	5,644人	5,644人	5,644人
インフルエンザ予防接種						
人数	10,961人	11,424人	11,424人	11,424人	11,424人	11,424人

③食生活改善推進協議会事業

【施策内容・方針】

食生活改善推進員が食育啓発事業等を開催し、より良い食生活の普及・啓発を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	68回	73回	73回	73回	73回	73回

4 要介護者総合支援システム

重点施策 「介護人材の確保と介護現場の生産性向上」

介護人材の確保と介護現場の生産性向上は、介護ニーズが複雑化し、介護人材の不足が見込まれる超高齢社会における重要な課題であり、質の高い介護を提供し、介護者の働きやすさを向上させていくことが必要です。

今後も、安定的で質の高い介護サービスを提供していくため、「要介護者総合支援システム」では、市で現在行っている人材確保事業の効果を明確にするとともに、「アクティブ・シニア応援窓口」による介護分野への就労支援など、より効果的に人材の確保が望める取組に注力します。また、介護職の労働条件を改善し、適切な給与、労働時間、休暇を提供するため、働きやすい環境づくりを支援するとともに、介護業界における ICT 機器やデジタルツールの導入を促進し、業務プロセスの効率化と生産性向上を図り、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

【主な取組】

- ・ 介護職員初任者研修開催事業
- ・ アクティブ・シニア応援窓口による介護分野への就労支援
- ・ 働きやすい職場環境の確保

【施策一覧】

施策の方向性	事業名
(1) 医療と介護の連携強化	①医療・介護連携推進会議
	②人材育成研修会
	③市民向け講演会【新規追加】
	④在宅療養相談室
	⑤あやせいきいき健康だよりの配布
	⑥人生いきいき手帳の配布
(2) 介護者の負担軽減	⑦高齢者緊急一時入所事業
	⑧介護保険サービス利用者負担軽減措置補助
	⑨高額介護サービス等費
	⑩高額医療合算介護サービス等費
	⑪特定入所者介護サービス等費
	⑫家族介護慰労金支給事業
	⑬紙おむつ給付事業
	⑭家族介護者支援（ヤングケアラーを含む）【新規追加】

施策の方向性	事業名
(3) 認知症になっても共生できる社会づくり	⑮認知症地域支援推進員設置事業
	⑯認知症カフェ
	⑰チームオレンジの設置【新規追加】
	⑱成年後見人市長申立
	⑲市民後見人養成事業
	⑳成年後見制度利用支援事業
	㉑認知症等行方不明位置探索サービス
(4) 介護保険事業の効果的運営	㉒アクティブ・シニア応援窓口による介護分野への就労支援
	㉓介護職員初任者研修開催事業
	㉔外国人介護人材受入れ事業費補助
	㉕働きやすい職場環境の確保【新規追加】
	㉖介護給付適正化事業
	㉗介護サービス相談員派遣事業
(5) 包括的な支援提供基盤整備	㉘地域包括支援センター
	㉙介護保険3施設と居住系サービスの適正な整備
	㉚地域密着型サービス・施設の誘導
	㉛認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の日常生活圏域別定員数
	㉜介護予防拠点の整備・誘導
	㉝災害対策
	㉞感染症対策

※P. 89～P. 100 の表中「第8期（実績値）」のうちR5は見込値になります。

(1) 医療と介護の連携強化

①医療・介護連携推進会議

【施策内容・方針】

医療と介護の連携を推進するための関係者による会議を行い、顔の見える関係の構築と、現状の課題分析や対応策の検討を実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
開催回数	3回	1回	1回	1回	1回	1回

②人材育成研修会

【施策内容・方針】

在宅医療と介護の連携と多職種協働に向けた研修を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	46人	38人	42人	42人	42人	42人

③市民向け講演会

【施策内容・方針】

高齢者とその家族に対して、在宅医療と介護の連携が求められる4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）をテーマにした講演会を実施します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	—	—	40人	40人	40人	40人

④在宅療養相談室

【施策内容・方針】

看護師などの資格を持った相談員が、病院から退院するときや療養生活に調整が必要なときなど、医療と介護の両方が必要な方の相談・支援を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑤あやせいきいき健康だよりの配布

【施策内容・方針】

市内の医療・介護の情報が掲載された冊子を全戸配布します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑥人生いきいき手帳の配布

【施策内容・方針】

人生の最終段階の医療やケアについて考え、自分の意思を記入できる冊子を作成・配布します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 介護者の負担軽減

⑦高齢者緊急一時入所事業

【施策内容・方針】

高齢者が、本人又は介護者の緊急な事情で一時的に在宅において介護を受けられない場合、一定期間施設で保護します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑧介護保険サービス利用者負担軽減措置補助

【施策内容・方針】

社会福祉法人等が行う生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業に対して補助を行うことで、利用者の負担軽減を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑨高額介護サービス等費

【施策内容・方針】

1カ月に同一世帯で支払った金額が自己負担限度額を超えたとき、超えた分の額が支給されます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（見込値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人数（人/月）	825	852	888	921	956	992

⑩高額医療合算介護サービス等費

【施策内容・方針】

毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間の「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が、自己負担合算後の限度額を超えた世帯は、年額で限度額が設けられており、限度額を超えた分（「高額療養費」や「高額介護サービス費」として支給された額を差し引き、残った自己負担額を同一世帯で合算した年額：501円以上の場合に限る。）は、申請して認められると後から支給されます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（見込値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人数（人/月）	45	53	79	105	141	188

⑪特定入所者介護サービス等費

【施策内容・方針】

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（見込値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人数（人/月）	295	280	270	280	290	300

⑫家族介護慰労金支給事業

【施策内容・方針】

市内に1年以上住み、介護保険による要介護度が4か5に継続して1年以上該当する方と同一世帯で、在宅において1年以上介護している市民税非課税世帯の方を対象に、年額3万円（介護保険のサービスを利用していない場合は、年額10万円）の慰労金を支給します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑬紙おむつ給付事業

【施策内容・方針】

在宅の40歳以上の市民税非課税の方を対象に介護保険による要介護度が4以上又は認定調査の結果により必要が認められた方に、月額2,500円以内に相当する枚数の紙おむつを2カ月に1回給付します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑭家族介護者支援

【施策内容・方針】

家族の介護が必要となった場合に、必要な情報収集が、インターネット等を利用していつでも、わかりやすく行えるようにするため、関連団体・事業所と連携して、サービス内容の情報提供を市ホームページなどを活用して実施します。

老々介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう重層的に取り組み、関係部署間での横断的な連携を図りながら支援体制の構築に取り組みます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	—	—	—	実施	実施	実施

(3) 認知症になっても共生できる社会づくり

⑮認知症地域支援推進員設置事業

【施策内容・方針】

認知症の方がいつまでも在宅で生活できるよう、本人や家族への助言や認知症に関する普及啓発活動を行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑩認知症カフェ

【施策内容・方針】

認知症カフェを開催し、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と情報を共有し、相互理解の促進と介護家族の負担軽減を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	11回	12回	21回	24回	24回	24回

⑪チームオレンジの設置

【施策内容・方針】

認知症および若年性認知症の方やその家族の意見を取り入れ、関係機関と連携しながら認知症および若年性認知症の方やその家族のニーズと認知症サポーターをマッチングする体制の整備を検討します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置数	—	—	2	4	4	4

⑫成年後見人市長申立

【施策内容・方針】

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など自分で十分に判断することができない方を対象に、成年後見の申立てを行う者がいない場合、市長が家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行います。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑱市民後見人養成事業

【施策内容・方針】

市民後見人を希望する方を対象に、市民後見人として活動できるよう養成します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑳成年後見制度利用支援事業

【施策内容・方針】

後見人等が選任された65歳以上の方で、要件を満たす方に申立費用や後見人報酬を助成します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

㉑認知症等行方不明位置探索サービス

【施策内容・方針】

65歳以上で認知症により行方不明になる可能性のある方や40歳以上の初老期認知症で、市長が必要であると認める方を対象に、GPS機能付位置情報探索携帯端末及び付属品を貸与し、対象者の早期発見及び介護者の精神的かつ肉体的負担の軽減を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	10人	6人	8人	15人	15人	15人

(4) 介護保険事業の効果的運営

⑳ アクティブ・シニア応援窓口による介護分野への就労支援

【施策内容・方針】

介護事業所における人材不足を解消するため、担い手として活躍できる元気高齢者を介護分野へマッチングします。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
マッチング件数	15件	20件	15件	15件	15件	15件

㉑ 介護職員初任者研修開催事業

【施策内容・方針】

市内の介護事業所において就労を希望する方を対象に、介護職員初任者研修を開催します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
受講者数	8人	8人	12人	12人	12人	12人

㉒ 外国人介護人材受入れ事業費補助

【施策内容・方針】

受入れ機関が支払う初期費用の一部を補助します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

②⑤働きやすい職場環境の確保

【施策内容・方針】

県と連携しながら、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む介護施設等の事例の共有や、県が実施する生産性向上に向けた施策の周知を行うことで、介護現場における革新的な取組の横展開を図ります。

また、介護事業所が行う指定申請等の手続きの電子化や必要書類の見直しを進め、文書負担等の軽減を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	—	—	—	実施	実施	実施

②⑥介護給付適正化事業

【施策内容・方針】

介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、令和6年度から8年度までを期間とする「第6期綾瀬市介護給付適正化計画」に基づく事業を実施します。

特に、ケアマネジメントについては、必要な人に効果的に適切なサービスが提供されるよう、ケアプランの点検の実施や介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るための研修会の開催等により、介護支援専門員のスキルアップとケアマネジメントに対する理解を一層深める取組を進めます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ケアプラン点検 実施件数	15件	15件	15件	15件	15件	15件

⑰介護サービス相談員派遣事業

【施策内容・方針】

介護サービスに関する、利用者や家族の疑問、不満を解消するとともに、介護サービス事業所の質的な向上を図ります。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

（5）包括的な支援提供基盤整備

⑱地域包括支援センター

【施策内容・方針】

地域住民への支援体制として、市と地域包括支援センターが連携して、今後も地域の課題に対し、それぞれの役割を共有し必要な協働体制を持ちながら包括的な支援体制による地域づくりを推進していきます。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹型地域包括支援センター						
設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
地域包括支援センター						
設置数	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所

⑨介護保険3施設と居住系サービスの適正な整備

【施策内容・方針】

在宅での生活が困難な方を支援するため、計画に基づき介護保険3施設と居住系サービスを整備します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）						
設置数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	4カ所
定員数	234人	238人	238人	238人	238人	338人
介護老人保健施設						
設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
定員数	87人	87人	87人	87人	87人	87人
介護医療院						
設置数	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所施設						
設置数	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	6カ所
定員数	61人	57人	57人	57人	57人	67人
ケアハウス						
設置数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
定員数	45人	45人	45人	45人	45人	45人
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く）						
設置数	7カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
定員数	276人	196人	196人	196人	196人	196人
サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護を除く）						
設置数	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	4カ所
定員数	251人	251人	251人	251人	251人	211人
特定施設入居者生活介護						
設置数	6カ所	7カ所	8カ所	8カ所	8カ所	9カ所
定員数	411人	489人	549人	549人	549人	589人

※上記の設置数及び定員数は、既存の施設を含む累計値です。

⑩地域密着型サービス・施設の誘導

【施策内容・方針】

要介護高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域へ施設を誘導します。

【実績値及び計画値】

	第8期（実績値）			第9期（計画値）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
設置数	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
小規模多機能型居宅介護						
設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
定員数	25人	25人	24人	24人	24人	24人
看護小規模多機能型居宅介護						
設置数	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
定員数	0人	0人	29人	29人	29人	29人
認知症対応型共同生活介護						
設置数	5カ所	5カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
定員数	90人	90人	117人	117人	117人	117人

⑪ 認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の日常生活圏域別定員数

【施策内容・方針】

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の計画期間における日常生活圏域別定員数は、次のとおりです。

〈令和6年度〉

	北部綾北	北部寺尾	中・南部	西部	合計
認知症対応型共同生活介護					
定員数	0	18	81	18	117
地域密着型特定施設入居者生活介護					
定員数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護					
定員数	0	0	0	0	0

〈令和7年度〉

	北部綾北	北部寺尾	中・南部	西部	合計
認知症対応型共同生活介護					
定員数	0	18	81	18	117
地域密着型特定施設入居者生活介護					
定員数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護					
定員数	0	0	0	0	0

〈令和8年度〉

	北部綾北	北部寺尾	中・南部	西部	合計
認知症対応型共同生活介護					
定員数	0	18	81	18	117
地域密着型特定施設入居者生活介護					
定員数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護					
定員数	0	0	0	0	0

③②介護予防拠点の整備・誘導

【施策内容・方針】

高齢者福祉会館、高齢者憩の家を介護知識・介護方法の普及の場として活用し、綾瀬西デイサービスセンターでの実際のサービス提供と合わせて介護予防の推進を誘導します。

③③災害対策

【施策内容・方針】

施設・事業所において実効性のある非常災害対策計画・避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が徹底されるよう、防災部局と連携を図り、指導・助言を行います。

また、災害時の避難の際に自力での避難が困難であり、支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新していきます。この名簿に基づき、災害に備えた個別避難計画の作成を進めます。

③④感染症対策

【施策内容・方針】

災害・感染症発生時に必要な介護サービスが継続して提供できるように、令和6年度に努力義務から正式に義務化される業務継続計画（BCP）の策定・運用について助言・支援を実施していきます。

1 介護・介護予防サービス

介護サービスは、要介護1以上の方を対象として実施される、要介護状態の軽減・悪化の防止を目的としたサービスです。

介護予防サービスは、要支援2までの方を対象として実施される生活機能の維持・向上を目的としたサービスです。

第8期計画期間の実績等を基にした、第9期計画期間及び令和22年度における各サービスの見込み量は、以下のとおりとなります。

※P. 103～P. 114 の表中「実績値」のうちR5は見込値になります。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、身体介護や家事援助などを行うサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問介護							
回数（回/月）	12,138	11,439	13,076	13,494	14,364	15,120	16,780
人数（人/月）	450	447	511	527	562	590	631

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどの理由で自宅のお風呂での入浴が困難な在宅の要介護者等に対して、移動浴槽を運び込み、入浴介護を行うサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問入浴介護							
回数（回/月）	202	192	241	246	255	273	309
人数（人/月）	41	43	54	56	58	62	70
介護予防訪問入浴介護							
回数（回/月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

在宅の要介護者等に対して、看護師などが家庭を訪問し、床ずれの処置などの看護を行うサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問看護							
回数（回/月）	4,471	4,417	4,672	4,825	5,155	5,382	5,853
人数（人/月）	376	389	411	424	453	473	514
介護予防訪問看護							
回数（回/月）	527	605	714	742	797	837	778
人数（人/月）	67	76	90	93	100	105	97

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

在宅の要介護者等に対し、理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問し、理学療法、作業療法などのリハビリを提供するサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問リハビリテーション							
回数（回/月）	492	614	871	895	971	996	1,074
人数（人/月）	36	49	69	71	77	79	85
介護予防訪問リハビリテーション							
回数（回/月）	120	114	126	126	137	137	126
人数（人/月）	11	10	11	11	12	12	11

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅療養管理指導							
人数（人/月）	643	695	822	850	909	951	1,040
介護予防居宅療養管理指導							
人数（人/月）	26	28	30	31	33	34	32

⑥ 通所介護

在宅の要介護者等がデイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事などの介護を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
通所介護							
回数（回/月）	7,569	7,475	8,049	8,339	8,919	9,350	9,992
人数（人/月）	745	748	805	834	892	935	991

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が介護老人保健施設や病院、診療所等に日帰りで通所し、食事や入浴の介護や、理学療法、作業療法などのリハビリを受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
通所リハビリテーション							
回数（回/月）	1,199	1,241	1,232	1,266	1,357	1,419	1,541
人数（人/月）	147	153	152	156	167	175	189
介護予防通所リハビリテーション							
人数（人/月）	15	14	14	14	14	16	15

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、1日から数日間、特別養護老人ホーム等に入所して介護を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
短期入所生活介護							
日数(日/月)	1,613	1,587	1,688	1,730	1,854	1,940	2,187
人数(人/月)	139	147	156	160	171	179	199
介護予防短期入所生活介護							
日数(日/月)	18	15	24	24	24	24	24
人数(人/月)	3	3	5	5	5	5	5

⑨ 短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護(老健)

医療的なケアが必要な要介護者等が介護老人保健施設に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療が受けられるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
短期入所療養介護(老健)							
日数(日/月)	95	87	72	72	72	72	72
人数(人/月)	12	11	10	10	10	10	10
介護予防短期入所療養介護(老健)							
日数(日/月)	1	1	3	3	3	3	3
人数(人/月)	1	1	1	1	1	1	1

⑩ 短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）・
短期入所療養介護（介護医療院）・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

医療的なケアが必要な要介護者等が介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療が受けられるサービスです。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所療養介護（病院等）							
日数（日/月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）							
日数（日/月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、特殊寝台等の介護用具を貸し出すサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉用具貸与							
人数（人/月）	1,064	1,088	1,177	1,237	1,322	1,387	1,503
介護予防福祉用具貸与							
人数（人/月）	264	295	333	352	376	394	367

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

腰掛便座や特殊尿器、入浴補助用具等、特定の福祉用具を購入した場合に購入費の一部が支給されるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
特定福祉用具購入費							
人数（人/月）	18	17	15	15	15	16	17
特定介護予防福祉用具購入費							
人数（人/月）	4	4	6	6	6	7	7

⑬ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅の要介護者等に住宅の段差解消や手すりの取り付け等の改修費を支給するサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
住宅改修費							
人数（人/月）	16	16	20	20	21	22	22
介護予防住宅改修費							
人数（人/月）	9	9	9	9	9	10	9

⑭ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等において、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
特定施設入居者生活介護							
人数（人/月）	184	220	236	279	315	358	398
介護予防特定施設入居者生活介護							
人数（人/月）	11	10	9	11	11	13	15

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護と認定された方に提供され、住み慣れた地域で生活を送ることができるようにするサービスです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
人数(人/月)	3	3	4	4	4	4	4

② 夜間対応型訪問介護

定期的な巡回や通報システムを活用し、夜間専用の訪問介護を提供するサービスです。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
夜間対応型訪問介護							
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者に対し、認知症専用単独型もしくは特別養護老人ホーム等への併設型として通所介護を提供するサービスです。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認知症対応型通所介護							
回数（回/月）	28	42	51	51	51	51	51
人数（人/月）	2	4	5	5	5	5	5
介護予防認知症対応型通所介護							
回数（回/月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
小規模多機能型居宅介護							
人数（人/月）	13	15	17	20	20	22	23
介護予防小規模多機能型居宅介護							
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が生活支援を受けながら共同生活する施設であるグループホームにおいて、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認知症対応型共同生活介護							
人数（人/月）	86	86	102	115	116	117	171
介護予防認知症対応型共同生活介護							
人数（人/月）	0	1	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供するサービスです。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
地域密着型特定施設入居者生活介護							
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供するサービスです。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
看護小規模多機能型居宅介護							
人数（人/月）	1	1	1	24	28	29	29

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員18人以下のデイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事等の介護を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
看護小規模多機能型居宅介護							
回数（回/月）	1,198	1,223	1,570	1,630	1,724	1,796	1,891
人数（人/月）	124	127	164	171	181	188	196

(3) 施設サービス

施設サービスは、要介護と認定された方が施設に入所・入院して介護を受けるサービスです。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要な高齢者が入所し、食事、入浴等の介護、機能訓練、健康管理等のサービスを受ける施設です。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）							
人数（人/月）	325	333	328	331	334	337	428

② 介護老人保健施設

病院で治療が終わった安定期の高齢者が入所し、在宅復帰を目指したりハビリや看護、介護などのサービスを受ける施設です。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護老人保健施設							
人数（人/月）	168	170	178	183	188	193	193

③ 介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする高齢者や慢性期に至った認知症高齢者等の要介護者が入所し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を受ける施設です。令和6年3月末までに介護医療院等に転換されます。

※市内にサービス事業所はありません

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護療養型医療施設							
人数（人/月）	6	3	2				

④ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他の必要な医療等を受ける施設です。

※市内にサービス事業所はありません。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護老人保健施設							
人数（人/月）	4	9	14	17	18	20	25

(4) 居宅介護支援・介護予防支援

① 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）による介護サービス計画（ケアプラン）の作成とともに、適切な在宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

介護予防支援とは、要支援者が介護予防サービスを利用するために、地域包括支援センターの保健師等が行う介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅介護支援							
人数（人/月）	1,565	1,575	1,647	1,707	1,823	1,912	2,040
介護予防支援							
人数（人/月）	326	364	397	414	442	463	431

2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援します。

ア 訪問型サービス

ホームヘルパー等による食事・入浴・排せつなどの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助サービスを提供します。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問介護従前相当サービス							
人数(人/年)	1,317	1,345	1,369	1,396	1,435	1,464	1,353
訪問型サービスA							
人数(人/年)	467	412	385	393	404	412	381

イ 通所型サービス

通所介護事業所において、食事や入浴・排せつ介助、健康管理、機能訓練などを受けるサービスを提供します。また、運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防等に短期集中的に取り組む予防サービスを提供します。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
通所介護従前相当サービス							
人数(人/年)	3,240	3,486	3,863	4,172	4,289	4,374	4,044
通所型サービスC							
人数(人/年)	151	146	225	255	262	267	247

ウ 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者が自ら目標達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取組（介護予防・生活支援サービス等）を生活の中に取り入れるケアプランを作成します。

	実績値			見込み量			
				第9期計画期間			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
人数（人/月）	2,949	3,047	3,194	3,290	3,382	3,450	3,189

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、各種事業を実施する中で、評価・改善を行うことはもとより、保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組んでいきます。

ア 介護予防・フレイル予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発を目的に運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上等に係るフレイル予防教室等を開催します。

- ・レインボー健康体操教室
- ・フレイル予防教室

イ 地域介護予防活動支援事業

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を効果的・効率的に支援します。

- ・地域サロン事業助成金

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、介護職員等へ介護予防に関する技術的助言をするほか、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援を行い、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取組を総合的に支援します。

- ・リハビリテーション専門職の派遣
- ・地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の出席

(2) 包括的支援事業

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる体制を構築するために、地域包括支援センターが中核となり各種事業に取り組みます。

① 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置します。各地域包括支援センターには主任介護支援専門員、保健師（準ずる者を含む）、社会福祉士を配置し、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、総合的に高齢者やその家族を支援します。

ア 総合相談・支援

各地域包括支援センターに配置された専門職が、介護に関する悩みのほか、福祉や医療など、生活全般の相談支援を実施し、高齢者の地域での生活を支援します。

イ 権利擁護

権利擁護の観点から「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築し、高齢者の虐待問題に取り組みます。また、成年後見制度の紹介や、消費生活センターとも連携し、消費者被害などに対応します。

ウ 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の方及び事業対象者に対し、ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立して生活できるよう支援します。

エ 包括的・継続的マネジメント支援

介護支援専門員への個別的指導・相談を実施します。また、暮らしやすい地域にするため、医療機関、ボランティア等地域の社会資源との連携・協力体制の構築に努めます。

オ 地域ケア会議の開催

地域の関係者間による個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うと共に、地域ネットワークの構築及び地域課題の抽出を図ります。

② 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう事業に取り組みます。また、各種事業を行っていく中で、評価・改善を実施します。

項目	展開の場ごとの取組
ア 日常の療養支援	在宅療養相談室を運営し、医療・介護関係者間の連携を支援します。
イ 入退院支援	入退院時情報提供書の普及を図り、医療・介護間で円滑な情報共有が行われることを目指します。
ウ 急変時の対応	医療・介護連携推進会議の中で対応策の検討を実施し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。
エ 看取り	人生の最終段階の医療やケアについて考えて自分の意思を記載できる冊子を作成・配布します。

③ 認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって住み慣れた地域で自分らしく日常生活を過ごせるよう、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターへ配置された認知症地域支援推進員が中心となり、「共生」と「予防」のための各種取組を実施します。

ア 多様な主体と連携して認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する理解を促進します。

イ 認知症ケアパスの配布により、認知症の段階に応じた症状と対応方法及び、認知症の相談先等の周知を行います。

ウ 認知症カフェを開催し、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と情報を共有し、相互理解の促進と介護家族の負担軽減を図ります。

エ 認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、認知症の方のニーズ（見守り、声かけ、相談先の案内など）と、認知症サポーター等をつなげる仕組みの構築に努めます。

オ 認知症予防の普及啓発のための講座を開催します。

カ チームオレンジを設置し、認知症当事者やその家族と認知症サポーターが支援方法を一緒に考える地域づくりを目指します。

④ 生活支援体制整備事業の実施

地域に支え合いのネットワークを広げて行くために、地域住民同士で話し合う協議体（ささえあい井戸端会議）を設置します。市内全域を対象とした第1層協議体を設置した上で、エリアごとに第2層協議体を設置し、生活支援コーディネーターを中心として地域の資源の把握や、情報共有、協働による資源開発等を進めます。

また、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する観点から、就労的な活動をコーディネートするアクティブ・シニア応援窓口を運営します。

(3) 任意事業

地域の実情に応じて、介護している家族等のさまざまなニーズに対応したサービスを提供することにより、家族等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るほか、地域で自立した生活を継続することができるよう必要な支援を行います。

① 介護給付適正化事業

介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、令和6年度から8年度までを期間とする「第6期綾瀬市介護給付適正化計画」に基づく事業を実施します。

特に、ケアマネジメントについては、必要な人に効果的に適切なサービスが提供されるよう、ケアプランの点検の実施や介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るための研修会の開催等により、介護支援専門員のスキルアップとケアマネジメントに対する理解を一層深める取組を進めます。

② 家族介護支援事業

現に介護を行う家族に対する支援を通じて、介護負担の軽減等を行います。

- ・紙おむつ給付事業
- ・家族介護慰労金支給事業

③ その他事業

地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の見守り体制を整備します。

- ・緊急通報システム事業
- ・認知症等行方不明位置探索サービス事業

3 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業量の見込み

令和6年度から令和8年度までの3年間に必要となる標準給付費及び地域支援事業費は、次のように推計されます。

標準給付費の見込み

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	6,001,893	6,343,843	6,652,015	18,997,751
特定入所者介護サービス費等給付額	92,163	95,575	98,871	286,609
高額介護サービス費等給付額	157,998	163,403	168,749	490,150
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,803	23,444	24,103	70,350
算定対象審査支払手数料	5,395	5,951	6,116	17,462
審査支払手数料支払件数	119,898件	123,987件	127,408件	371,293件
標準給付費見込額	6,280,252	6,632,216	6,949,854	19,862,322

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

地域支援事業費の見込み

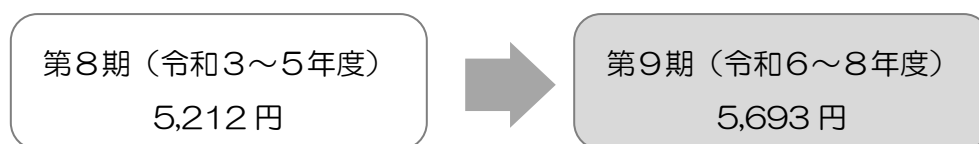
単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	155,784	154,527	153,351	463,662
包括的支援事業・任意事業	190,674	196,586	199,753	587,013
合計	346,458	351,113	353,104	1,050,675

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

(2) 保険料基準月額

国から示された推計方法に基づき、第9期（令和6～8年度）の介護保険給付費等から保険料を算定すると、次のとおりとなります。



(3) 保険料の段階

所得段階別保険料については、第8期計画の16段階から18段階に多段階化し、より負担能力に応じた保険料を設定します。

所得段階別保険料

所得段階	対象となる方	介護保険料 (年額)	基準額 × 割合
第1段階	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護法の被保護者及び本人、世帯とも市民税非課税（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	17,000円	基準額 ×0.25
第2段階	本人、世帯とも市民税非課税（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下）	23,900円	基準額 ×0.35
第3段階	本人、世帯とも市民税非課税（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超）	42,300円	基準額 ×0.62
第4段階	本人は市民税非課税で、世帯の中に課税者がいる（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	61,400円	基準額 ×0.90
第5段階	本人は市民税非課税で、世帯の中に課税者がいる（上記以外）	68,300円	基準額
第6段階	本人課税（前年の合計所得金額が120万円未満）	78,500円	基準額 ×1.15
第7段階	本人課税（前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満）	92,200円	基準額 ×1.35
第8段階	本人課税（前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満）	105,800円	基準額 ×1.55
第9段階	本人課税（前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満）	122,900円	基準額 ×1.80
第10段階	本人課税（前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満）	136,600円	基準額 ×2.00
第11段階	本人課税（前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満）	150,200円	基準額 ×2.20
第12段階	本人課税（前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満）	163,900円	基準額 ×2.40
第13段階	本人課税（前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満）	177,600円	基準額 ×2.60
第14段階	本人課税（前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満）	198,100円	基準額 ×2.90
第15段階	本人課税（前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満）	211,700円	基準額 ×3.10
第16段階	本人課税（前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満）	225,400円	基準額 ×3.30
第17段階	本人課税（前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満）	239,100円	基準額 ×3.50
第18段階	本人課税（前年の合計所得金額2,000万円以上）	252,700円	基準額 ×3.70

※第1～5段階のうち、給与所得を有する方については、課税年金収入額及びその他の合計所得金額に給与所得に係る所得金額調整控除額を加えて得た額の合計から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をもとに段階を判定します。

※第6～18段階のうち、給与所得又は公的年金に係る所得を有する方については、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をもとに段階を判定します。

4 介護保険制度の円滑な推進に向けて

(1) 推進体制の整備・充実

① 地域ケアネットワークの整備

予防重視、地域生活重視の観点から創設されている「地域包括支援センター」の運営・評価等は、「地域包括支援センター運営協議会」が審議することになっており、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保した中で、地域ケアネットワークの整備を図っていきます。

また、保健・医療・福祉の連携強化に加え、地域住民やNPO、ボランティア等の参加と協力を得ながら、地域が一体となった地域ケアネットワークづくりを進めていきます。

② 介護保険制度の周知と財源の確保

介護保険料は、制度を運営するための重要な財源です。個人ごとの負担能力に応じた公平な保険料設定により、制度の継続的・安定的な運営を確保していくことが必要です。そのため、保険料を含めた介護保険制度の周知・説明等を様々な機会を活用して推進していきます。

(2) 相談・情報提供体制の充実

① 相談体制の充実

4カ所の地域包括支援センターなどを、地域の総合相談機能として活用するとともに、ヤングケアラーや複合的な課題を抱える相談に対応するために、他分野の相談機関と連携することで、高齢者のいる世帯に対して重層的に取り組み、課題解決に努めます。

また、介護者となる家族の介護離職防止やヤングケアラー支援のために、いつでも相談できる、あやせ24時間健康相談の活用周知も行います。

② 苦情・相談体制の充実

市民が気軽に相談できるよう、地域に密着した相談体制をとり、問題の解決、利用者の保護、サービスの向上を図ります。また、苦情内容等の分析・関係事業者への情報提供等により問題の改善に取り組みます。

③ 情報提供体制の充実

介護サービスの利用者が、自らの選択により安心して適正なサービスを受けることができるよう、分かりやすいパンフレット等の作成、市広報紙への定期的掲載、市のホームページの充実を図ります。

(3) 介護サービスの質的向上

① サービスの質の確保と向上

介護サービスが必要になった高齢者にとって適正なケアプランが作成されるよう、ケアマネジャーのマネジメント機能の向上を図るため、研修会の開催、連絡会等に協力するなど、ケアマネジャーの資質の向上を支援します。

② 利用者の権利擁護

介護サービス利用者の苦情・相談体制の充実に加え、地域包括支援センターにおいて実施される総合相談・支援、高齢者の権利擁護、高齢者の虐待防止などを活用しながら介護サービス利用者の権利擁護に取り組みます。

③ 人材の確保・質の向上

介護サービス（ソフトウェア）の質の向上、介護施設（ハードウェア）の整備・充実とともに、人的資源の質的向上（ヒューマンウェア）を図ることが重要です。関係機関と連携し、介護サービスの担い手であるケアマネジャー、地域ボランティアリーダー等の育成支援を図ります。

(4) 施設の誘導・整備の適正化

高齢者の良好な生活環境を確保するため、地域密着型サービスの入居（居住）系施設の誘導・整備に当たり、参入事業者の適合状況を審査します。

- ・高齢者保健福祉計画の整備目標との整合性及び経営の基本姿勢・趣意
- ・事業者の要件及び事業の長期継続性や安定的に運営できる経営基盤
- ・土地利用規制等法令の適用状況、不動産所有状況の立地条件
- ・施設の規模・構造・設備等の法令基準等
- ・管理規程、防災体制、協力医療機関、利用者相談体制、職員配置、資金計画、個人情報保護・情報公開、市民の優先入居や市の事業との連携、地域住民の理解・説明会の状況等

(5) 介護サービスの指導・監督のための体制

① 地域密着型サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービスについては「地域密着型サービス運営委員会」の意見を聴きながら、人員や設備、運営に関する基準の決定、事業所の指定などを行います。

また、市の指導・監督機能を十分に果たし、質の高い介護サービスの確保と提供を図ります。

② 介護給付等に要する費用の適正化

提供される介護サービスが真に所期の効果をあげているか、不適正・不正な介護サービスはないか、提供されたサービスが介護者の「自立支援」につながるか否かという視点と長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、「介護給付適正化事業」等を活用しながら、介護給付の適正化を図ります。

③ 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴きながら、予防給付にかかわる適正で質の高いサービスの確保・提供に努めます。

また、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なマネジメントと一体的・総合的な運営に努め、効率的、効果的な運営を図るものとします。

1 推進体制の整備・充実

(1) 計画の周知・啓発

本計画の内容については、高齢者をはじめ市民に周知していくことが重要であり、各種事業の情報提供や介護予防や、認知症の理解などの周知・啓発を強化します。

(2) 関連機関との連携の推進

①保健・福祉・医療の連携

高齢者が健康で自立した生活を送ることができる地域づくりへ、関連する機関や団体との連携を強化するほか、市民の健康づくり、介護予防に重点をおいた取組や在宅医療・介護の連携を促進するため、保健・福祉・医療機関及び介護保険関連機関との連携を図り、事業の円滑で適正な運営を推進します。

②庁内関連部署との連携

保健・福祉分野の上位計画となる「地域福祉計画」や高齢者の健康づくり・介護予防と関連性が深い「あやせ健康・食育プラン21」などの市民の保健・福祉に関連する計画と連携していくとともに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活をいきいきと送れるよう、生涯学習や就労の分野と連携を図り、高齢者の元気な生活を推進します。

③地域の連携

地域団体との連携を図り、高齢者の経験や能力を生かす機会の提供等により地域福祉の一層の向上に努めます。また、支え手・受け手という関係性を超えて、高齢者を含めて多様な担い手の参加を図るとともに、社会福祉協議会をはじめとして、ボランティア、地域住民、NPO等による地域ぐるみの支え合い、助け合いによるコミュニティ形成を支援します。

(3) 計画の進行管理と評価

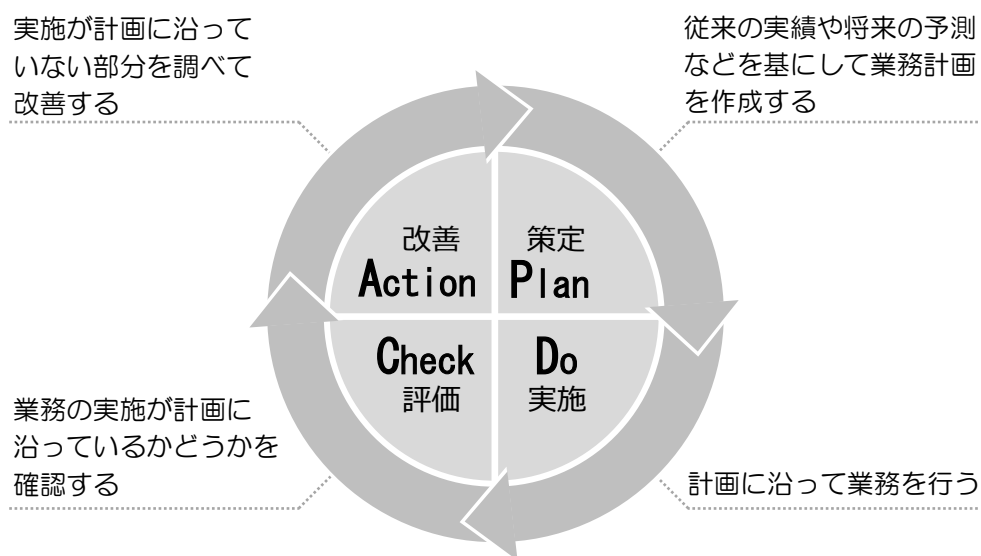
本計画の推進にあたっては、「高齢者保健福祉計画等策定委員会」を評価機関に位置づけ、客観的な評価と進行管理を図ります。

本計画の進行管理は、地域包括ケアシステムの深化・推進につなげるための3つのサブシステムに位置付けられた重点施策の達成状況の確認・評価を行います。そして、PDCAサイクルを繰り返しながらこの計画の進行管理を行うことで、事業の効果的な推進につなげます。

また、介護保険事業計画は「介護保険運営協議会」にて、地域支援事業については「地域包括支援センター運営協議会」において、進行管理・評価を行います。

また、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービスの運営評価は「地域密着型サービス運営委員会」が行います。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき定めた綾瀬市高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき定めた綾瀬市介護保険事業計画の見直しを行うため、綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 綾瀬市介護保険運営協議会の委員
- (2) 介護保険サービスの事業者の代表
- (3) 医療系サービスの従事者の代表
- (4) 綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会の代表

(所掌事項)

第4条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (2) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて必要な事項

(任期)

第5条 委員の任期は、見直し後の綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、高齢者福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

2 綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(任期：令和4年9月5日から策定終了まで)

氏名	選出区分(所属)	備考
伊藤 薫	介護保険運営協議会 (綾瀬市医師会)	委員長
柴垣 博一	介護保険運営協議会 (一般社団法人大和綾瀬歯科医師会)	副委員長
渡辺 哲也	介護保険運営協議会 (公益社団法人大和綾瀬薬剤師会)	
宮崎 晃子	介護保険運営協議会 (神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター)	※1
多田 明美	介護保険運営協議会 (綾瀬市民生委員児童委員協議会)	※2
鈴木 定公	介護保険運営協議会 (綾瀬市社会福祉協議会)	※3
奥村 弘	介護保険運営協議会 (綾瀬市老人クラブ連合会)	
居城 依子	介護保険運営協議会 (公募委員)	
武田 恵智子	介護保険運営協議会 (公募委員)	
大滝 愛子	介護保険サービスの事業者の代表	
塩原 延子	医療系サービスの従事者の代表	
貝原 孝久	綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会の代表	

※1任期：令和5年6月1日から策定終了まで

※2任期：令和4年12月1日から策定終了まで

※3任期：令和5年6月29日から策定終了まで

3 綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和4年9月5日	○委員長・副委員長の選任について ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について ○計画策定スケジュールについて
第2回	令和4年10月27日	○綾瀬市高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画令和3年度事業評価 ○アンケートの実施について
第3回	令和5年6月22日	○アンケート実施結果について ○高齢者人口、認定者の推計について ○介護保険施設等の状況・介護保険給付の評価について ○綾瀬市高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画令和4年度事業評価について
第4回	令和5年8月24日	○課題と対応について ○計画の施策体系について ○施設整備数の見込みについて
第5回	令和5年12月7日	○綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）のパブリックコメントについて
第6回	令和6年3月21日	○綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）のパブリックコメントの結果について

4 綾瀬市社会福祉審議会委員名簿

社会福祉審議会とは、綾瀬市附属機関の設置に関する条例に基づき配置される機関で、市の社会福祉に関する事項について市長の諮問に依りて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものです。

氏名	選出区分（所属）	備考
二ノ宮 要子	福祉団体 （綾瀬市民生委員児童委員協議会）	会長
浅利 修三	福祉団体 （綾瀬市自治会長連絡協議会）	副会長
鈴木 定公	福祉団体 （綾瀬市社会福祉協議会）	
川島 正夫	福祉団体 （綾瀬市老人クラブ連合会）	
金子 寿	福祉団体 （綾瀬市身体障害者福祉協会）	
高野 緑	福祉団体 （綾瀬市保育会）	
倉下 学	福祉団体 （社会福祉法人道志会）	
佐竹 泰三	福祉団体 （社会福祉法人聖音会綾瀬ホーム）	
加王 文平	学識経験者 （綾瀬市三師会）	
加藤 祐子	行政機関 （神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター）	
妹尾 洋之	行政機関 （神奈川県大和綾瀬地域児童相談所）	

5 綾瀬市社会福祉審議会諮問・答申

(諮問)

綾福第48号

令和6年2月22日

綾瀬市社会福祉審議会会長 様

綾瀬市長 古 塩 政 由

第5期綾瀬市地域福祉計画、綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）及び綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について（諮問）

次の計画について、綾瀬市附属機関の設置に関する条例に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

1 第5期綾瀬市地域福祉計画

〔 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画 〕

2 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）

〔 ・ 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者基本計画
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
・ 児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画 〕

3 綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

〔 ・ 老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
・ 介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画 〕

(答申)

令和6年3月7日

綾瀬市長 古塩政由様

綾瀬市社会福祉審議会

会長 二ノ宮要子

綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について（答申）

令和6年2月22日付け綾福第48号で諮問のありました綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、当審議会において慎重に審議した結果、内容は妥当なものと認め、ここに答申します。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、現役世代が急減する令和22年を見据えたうえで、高齢者の心身の状態に応じ必要な支援や、介護サービス基盤を整備する「綾瀬市独自の地域包括ケアシステム」を推進・深化するとのことをございます。

今後の人口減少・少子高齢化において、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれておりますが、本計画を基本とした高齢者施策を着実に進めるとともに、介護保険制度を円滑に運営し、高齢者が生きがいを持って健康でいきいきとした生活を送り、介護が必要となっても安心して住み慣れた地域で快適に過ごすことができる社会の実現に向け、今後も努められることを望みます。

6 介護保険事業にかかわる費用等の推計

(1) 介護保険サービスの見込み量の推計フロー

①人口（被保険者数）推計



②認定者数推計＝人口推計結果×性別・年齢階級別認定率



③各種施策を反映



④施設・居住系サービス利用者数推計＝給付実績等から、見込み利用者数設定



⑤在宅サービス対象者数推計＝認定者数－施設・居住系サービス利用者数



⑥在宅サービス利用者数推計＝在宅サービス対象者数×各サービス利用率



⑦在宅サービス見込み量推計＝在宅サービス利用者数×1人1月当たり利用回（日）数



⑧給付費推計＝各サービス見込み量×平均給付費

(2) 総給付費の推計

① 介護サービス

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	477,952	509,514	536,325
訪問入浴介護	38,479	39,917	42,716
訪問看護	245,397	262,513	274,084
訪問リハビリテーション	32,841	35,649	36,555
居宅療養管理指導	151,088	161,782	169,261
通所介護	778,130	833,473	873,722
通所リハビリテーション	157,005	168,253	175,910
短期入所生活介護	190,670	204,656	214,001
短期入所療養介護（老健）	10,814	10,828	10,828
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	217,748	232,766	244,241
特定福祉用具購入費	5,343	5,343	5,641
住宅改修費	21,098	22,128	23,132
特定施設入居者生活介護	697,228	788,750	896,898
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,803	6,811	6,811
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	143,461	151,684	158,378
認知症対応型通所介護	7,915	7,925	7,925
小規模多機能型居宅介護	49,680	49,743	53,658
認知症対応型共同生活介護	377,275	380,879	384,200
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	74,876	88,522	90,326
施設サービス			
介護老人福祉施設	1,105,063	1,116,028	1,126,266
介護老人保健施設	676,644	695,703	714,770
介護医療院	77,292	81,881	91,046
介護療養型医療施設			
居宅介護支援	334,791	358,013	375,475
介護サービスの総給付費（A）	5,877,593	6,212,761	6,512,169

②介護予防サービス

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	32,926	35,435	37,211
介護予防訪問リハビリテーション	4,461	4,879	4,879
介護予防居宅療養管理指導	4,062	4,334	4,460
介護予防通所リハビリテーション	6,438	6,446	7,290
介護予防短期入所生活介護	2,031	2,034	2,034
介護予防短期入所療養介護（老健）	315	316	316
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	27,298	29,150	30,557
特定介護予防福祉用具購入費	1,874	1,874	2,185
介護予防住宅改修費	9,814	9,814	10,927
介護予防特定施設入居者生活介護	10,358	10,371	12,302
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	24,723	26,429	27,685
介護予防サービスの総給付費（B）	124,300	131,082	139,846

総給付費（A+B）	6,001,893	6,343,843	6,652,015
-----------	-----------	-----------	-----------

(3) 第1号被保険者の保険料の推計

①標準給付費

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	6,001,893	6,343,843	6,652,015	18,997,751
特定入所者介護サービス費等給付額	92,163	95,575	98,871	286,609
高額介護サービス費等給付額	157,998	163,403	168,749	490,150
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,803	23,444	24,103	70,350
算定対象審査支払手数料	5,395	5,951	6,116	17,462
審査支払手数料支払件数	119,898件	123,987件	127,408件	371,293件
標準給付費見込額	6,280,252	6,632,216	6,949,854	19,862,322

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

②地域支援事業費

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	155,784	154,527	153,351	463,662
包括的支援事業・任意事業	190,674	196,586	199,753	587,013
合計	346,458	351,113	353,104	1,050,675

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

①第1号被保険者の保険料

(単位：人、千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	22,921	22,736	22,563	68,220
前期高齢者(65～74歳)数	8,892	8,272	7,866	25,030
後期高齢者(75歳以上)数	14,029	14,464	14,697	43,190
75歳～84歳	10,404	10,529	10,421	31,354
85歳～	3,625	3,935	4,276	11,836
所得段階別被保険者数				
第1段階	3,130	3,105	3,081	9,316
第2段階	1,684	1,670	1,657	5,011
第3段階	1,359	1,348	1,338	4,045
第4段階	2,973	2,949	2,927	8,849
第5段階	3,553	3,522	3,496	10,571
第6段階	3,191	3,166	3,141	9,498
第7段階	3,867	3,836	3,807	11,510
第8段階	1,686	1,672	1,659	5,017
第9段階	531	527	523	1,581
第10段階	291	289	287	867
第11段階	157	155	154	466
第12段階	107	107	106	320
第13段階	57	57	56	170
第14段階	43	43	43	129
第15段階	34	34	34	102
第16段階	103	103	103	309
第17段階	56	55	54	165
第18段階	99	98	97	294
合計	22,921	22,736	22,563	68,220
弾力化をした場合の所得段階別加入者割合補正後被保険者数	24,243	24,050	23,867	72,160
標準給付費見込額	6,280,252	6,632,216	6,949,854	19,862,322
地域支援事業費	346,458	351,113	353,104	1,050,675
第1号被保険者負担分相当額	1,524,143	1,606,166	1,679,680	4,809,989
調整交付金相当額	321,802	339,337	355,160	1,016,299
調整交付金見込交付割合	2.49%	3.35%	4.06%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0529	1.0177	0.9880	
所得段階別加入割合補正係数	1.0533	1.0533	1.0533	
調整交付金見込額	160,257	227,356	288,390	676,003
財政安定化基金拠出金見込額				—
財政安定化基金拠出率	—	—	—	
財政安定化基金償還金	—	—	—	—

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
準備基金残高 (令和5年度末見込額)				294,173
準備基金取崩額				264,756
審査支払手数料1件当たり単価	@45円	@48円	@48円	—
審査支払手数料支払件数	119,898件	123,987件	127,408件	371,293件
審査支払手数料差引額	—	—	—	—
市町村特別給付費等	—	—	—	—
市町村相互財政安定化事業負担額	—	—	—	—
市町村相互財政安定化事業交付額	—	—	—	—
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				0
保険料収納必要額	—	—	—	4,885,530

予定保険料収納率	99.1%
----------	-------

保険料基準額	年額	68,300円
	月額	5,693円

(4) 総給付費の推計（令和12年度、令和22年度）

①介護サービス

(単位：千円)

サービス種類	令和12年度	令和22年度
居宅サービス		
訪問介護	593,402	593,794
訪問入浴介護	47,551	48,304
訪問看護	302,902	298,863
訪問リハビリテーション	39,742	39,365
居宅療養管理指導	187,094	185,354
通所介護	967,799	945,745
通所リハビリテーション	195,280	192,548
短期入所生活介護	238,490	242,025
短期入所療養介護（老健）	10,828	10,828
短期入所療養介護（病院等）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	270,803	269,014
特定福祉用具購入費	5,939	6,036
住宅改修費	24,161	23,132
特定施設入居者生活介護	996,927	996,927
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,811	6,811
夜間対応型訪問介護	0	0
地域密着型通所介護	172,830	169,593
認知症対応型通所介護	10,001	7,925
小規模多機能型居宅介護	57,574	55,919
認知症対応型共同生活介護	472,183	561,010
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	90,326	90,326
施設サービス		
介護老人福祉施設	1,427,790	1,427,790
介護老人保健施設	714,770	714,770
介護医療院	113,683	113,683
介護療養型医療施設		
居宅介護支援	415,580	402,839
介護サービスの総給付費（A）	7,362,466	7,402,601

②介護予防サービス

(単位：千円)

サービス種類	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防サービス		
介護予防訪問入浴介護	0	0
介護予防訪問看護	39,782	34,555
介護予防訪問リハビリテーション	5,291	4,466
介護予防居宅療養管理指導	4,852	4,193
介護予防通所リハビリテーション	7,846	7,002
介護予防短期入所生活介護	2,034	2,034
介護予防短期入所療養介護（老健）	316	316
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
介護予防福祉用具貸与	33,074	28,563
特定介護予防福祉用具購入費	2,495	2,185
介護予防住宅改修費	12,039	9,814
介護予防特定施設入居者生活介護	14,233	14,233
地域密着型介護予防サービス		
介護予防認知症対応型通所介護	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0
介護予防支援	29,839	25,774
介護予防サービスの総給付費（B）	151,801	133,135
総給付費（A+B）	7,514,267	7,535,736

(5) 第1号被保険者の保険料の推計（令和7年度、令和22年度）

①標準給付費

（単位：千円）

区分	令和12年度	令和22年度
総給付費	7,514,267	7,535,736
特定入所者介護サービス費等給付額	134,083	127,672
高額介護サービス費等給付額	166,378	158,423
高額医療合算介護サービス費等給付額	24,611	23,434
算定対象審査支払手数料	6,784	6,460
審査支払手数料支払件数	141,341件	134,583件
標準給付費見込額	7,846,124	7,851,725

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

②地域支援事業費

（単位：千円）

区分	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	149,367	157,741
包括的支援事業・任意事業	194,777	156,369
合計	344,144	314,110

③第1号被保険者の保険料

(単位：千円)

区分	令和12年度	令和22年度
第1号被保険者数	21,977	23,209
前期高齢者(65～74歳)数	7,646	11,704
後期高齢者(75歳以上)数	14,331	11,505
75歳～84歳	8,972	6,128
85歳～	5,359	5,377
所得段階別被保険者数		
第1段階	3,001	3,169
第2段階	1,614	1,705
第3段階	1,303	1,376
第4段階	2,851	3,011
第5段階	3,405	3,595
第6段階	3,060	3,231
第7段階	3,708	3,916
第8段階	1,616	1,707
第9段階	510	538
第10段階	279	295
第11段階	150	159
第12段階	103	109
第13段階	55	58
第14段階	41	44
第15段階	33	35
第16段階	100	105
第17段階	53	56
第18段階	95	100
合計	21,977	23,209
弾力化をした場合の所得段階別加入者割合補正後被保険者数	23,247	24,551
標準給付費見込額	7,846,124	7,851,725
地域支援事業費	344,144	314,110
第1号被保険者負担分相当額	1,965,664	2,123,117
調整交付金相当額	399,775	400,473
調整交付金見込交付割合	5.85%	1.88%
後期高齢者加入割合補正係数	0.9158	1.0635
所得段階別加入割合補正係数	1.0533	1.0533
調整交付金見込額	467,736	150,578
財政安定化基金拠出金見込額		
財政安定化基金拠出率	-	-
財政安定化基金償還金	-	-

区分	令和 12 年度	令和 22 年度
準備基金の残高（各前年度末の見込額）	0	0
準備基金取崩額	0	0
審査支払手数料 1 件当たり単価	@48 円	@48 円
審査支払手数料支払件数	141,341 件	134,583 件
審査支払手数料差引額	-	-
市町村特別給付費等	-	-
市町村相互財政安定化事業負担額	-	-
市町村相互財政安定化事業交付額	-	-
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0	0
保険料収納必要額	1,897,703	2,373,012

予定保険料収納率	99.10%	99.10%
----------	--------	--------

		令和 12 年度	令和 22 年度
保険料基準額	年 額	82,300 円	97,500 円
	月 額	6,864 円	8,128 円

7 用語集

ア行

運動器

骨・関節・筋肉・神経など、身体を動かす組織・器官の総称。

運動器の機能向上

地域支援事業の1つで、理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、簡易な器具を使った運動などを行う介護予防プログラム。

栄養改善

地域支援事業の1つで、管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行うプログラム。

カ行

介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するための介護保険施設。「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えたもの。

介護予防ケアマネジメント

自立度が高い要支援者、総合事業対象者について、生活機能の維持・向上を積極的に目指し、利用者の動機付けを促し（予防、自立への意欲、目標の共有と主体的なサービス利用）、それをサービスの選択・提供につなげるケアマネジメントのこと。

介護予防・生活支援サービス事業（地域支援事業）

要支援者及び認定を受けていない基本チェックリストに該当する第1号被保険者を対象として、介護予防や生活支援のためのサービスを提供する地域支援事業。介護予防・生活支援サービス事業には、自立した生活を送るための介護予防や生活支援のサービスを自宅で受ける訪問型サービスと通所施設で同様のサービスを受ける通所型サービスがある。

介護予防・日常生活支援総合事業

市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成 24（2012）年の改正介護保険法の施行により創設された事業。平成 27（2015）年の改正法施行により再編され、現在までに全市町村で導入されている。事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」からなる。

介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設で、令和 6 年 3 月末までに介護医療院等に転換される。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護を受ける施設。元々は老人福祉法に基づいた施設で、特別養護老人ホームと言われたが、介護保険制度の導入により、介護老人福祉施設として位置付けられている。

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している要介護者が入所し、在宅復帰を目指したりハビリや看護・介護などの介護サービスを受ける施設。

看護小規模多機能型居宅介護

第5期計画の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスのひとつで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する介護保険サービス。

基本チェックリスト

厚生労働省が作成した要介護の原因となる生活機能の低下の有無を判断する質問表のこと。全25問で構成され、回答は原則「はい」、「いいえ」の2択式となっており、「生活機能全般」、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防・支援」、「認知症予防・支援」、「うつ予防・支援」の7項目についてリスク判定が可能。認定を受けていない高齢者でもこのどれかに該当すると、介護予防・生活支援サービス事業の対象者になる。

旧二次予防事業

要支援・要介護状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の人を対象とした介護予防事業で、現在は介護予防・日常生活支援総合事業に引き継がれている。

居宅介護支援・介護予防支援

介護認定の申請手続きや更新手続きの申請の代行、介護サービス計画（ケアプラン）の作成及びサービス提供の支援、介護サービスに関する利用者からの苦情や疑問の受け付け・対応などを行う介護保険サービス。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う介護保険サービス。

ケアマネジメント

介護支援専門員（ケアマネジャー）による介護サービス計画の調整や管理を行うこと。第3期計画策定の際の法改正で見直され、包括的・継続的マネジメントの強化、ケアマネジャーの資質・専門性の向上、独立性・中立性の確保といった方向性が打ち出された。要介護度による報酬体系の見直しも行われている。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度において、ケアマネジメントを行う専門職。介護支援専門員。

高齢者虐待

高齢者または65歳未満の介護サービス利用者の権利利益の擁護に資することを目的に、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成17年11月に成立している。法律では、養護者による高齢者虐待に該当する行為として、身体的虐待、介護等放棄（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類を定義している。

口腔機能の向上

地域支援事業の1つで、歯科衛生士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行うプログラム。

サ行

住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給する介護保険サービス（事前の申請が必要）。

手段的自立度（IADL）

“Instrumental Activities of Daily Living”の略で、「手段的日常生活動作」と訳されます。日常生活を送る上で必要な動作のうち、買い物や金銭管理等の動作を指します。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

第3期計画の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスのひとつで、介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせてサービスが受けられる介護保険サービスのこと。

生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与している慢性の病気のこと。具体的には、がん、脳血管疾患、心疾患など、かつては加齢に着目して用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」と言われるようになった。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約でも判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。成年後見制度は、このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度で、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をする制度。

タ行

短期入所生活介護／療養介護・介護予防短期入所生活介護／療養介護

（ショートステイ）

在宅の要介護・要支援者が福祉施設や医療施設に1日から数日間入所して介護や支援を受ける介護保険サービス。介護老人福祉施設に入所する短期入所生活介護と、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所する短期入所療養介護がある。

地域密着型サービス

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期計画から創設された介護保険のサービス類型。地域密着型サービスは、原則としてその市町村の被保険者のみがサービスを利用でき、指定や指導監督権限は保険者である市町村が有する。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者を対象としたサービスで、定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所して日常生活上の世話や機能訓練などを受ける介護サービス。

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者を対象としたサービスで、有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居して日常生活上の世話や機能訓練などを受ける介護サービス。

地域包括ケア

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるケアの考え方のこと。

通所介護（デイサービス）

在宅の要介護者がデイサービスセンターに日帰りで通所し、食事や入浴などの介護や支援を受ける介護保険サービス。要支援者に対する通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業に移行した。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護・要支援者が介護老人保健施設や病院、診療所などに日帰りで通所し、食事や入浴などの介護や支援、理学療法、作業療法などのリハビリを受ける介護保険サービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第5期計画で創設された地域密着型サービスで、要介護者宅を定期的に巡回して短時間の訪問サービスを提供するほか、24時間365日体制で相談できる窓口を設置し、随時の対応も行う介護保険サービス。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、高齢者の医療の確保等に関する法律に基づき、平成20年4月から、医療保険者に実施が義務付けられている内臓脂肪型肥満に着目した健康診査。特定保健指導は、特定健康診査で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者又は予備群等と判定された方に対して行う保健指導。高齢者のうち、74歳以下は特定健康診査・特定保健指導の対象となっている。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、施設内で行われた日常生活上の支援や介護などのサービスが介護保険の適用を受ける介護保険サービス。

特定入所者介護サービス費・特定入所者予防サービス費

低所得の要介護者、要支援者が介護保険施設に入所（入院）したときや短期入所サービスを利用したとき、食費や居住費（滞在費）について補足給付として支給される費用。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

要介護・要支援者を対象に、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に、10万円を上限として費用を支給する介護保険サービス。

ナ行

日常生活圏域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して設定する圏域。国の例示では、中学校区単位などが示されている。

日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとの高齢者の生活実態を調査・分析することによって、介護保険事業計画に必要な客観的基礎データを整備しつつ、①どこに、②どのような支援を必要としている高齢者が、③どの程度生活しているか、といった高齢者の生活支援のためのデータを把握するために行うもの。回答のあった高齢者には、生活機能の面からアドバイスを作成して送ることにより、介護予防の普及啓発も図ることができる。

認知機能

知覚や記憶、学習、思考、意思疎通、判断といった知的な機能全般のこと。認知機能に関する評価指標は多数あるが、認知活動尺度（CPS）による評価は、短期記憶、意思決定の能力、意思の伝達能力、食事の可否の状況から、0レベル（障がいなし）から6レベル（最重度の障がいがある）までの7段階の評価が可能となっている。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）

認知症の要介護・要支援者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームで行われた介護などのサービスが介護保険の適用を受ける介護保険サービスのこと。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護。

ハ行

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援者を対象に、自立支援に効果のある車いすや歩行器などの福祉用具を貸与する介護保険サービス（要介護度によって貸与品に制限あり）。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅の要介護者に対して、ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、身体介護や家事援助などを行う介護保険サービス。

訪問看護・介護予防訪問看護

在宅で疾患などを抱えている要介護・要支援者に対して、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う介護保険サービス。

訪問入浴介護・介護予防入浴介護

寝たきりなどの理由で自宅での入浴が困難な在宅の要介護・要支援者に対して、移動浴槽を自宅に運び込み、入浴介護を行う介護保険サービス。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

在宅の要介護・要支援者に対して、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを提供する介護保険サービス。

ヤ行

夜間対応型訪問介護

要介護者を対象に、24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行うサービス。

予防給付（介護保険）

要支援認定を受けた軽度の認定者で、心身の状態が改善する可能性がある方を対象に提供される介護保険サービス。平成 18 年度から従来の予防給付の内容から、予防に重点を置いて大幅に見直されている。歩けても外出をあまりしないなど、不活発な生活で機能が低下している方などは、改善可能性が高いとして予防給付の対象となる。予防給付には、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、福祉用具購入、住宅改修、介護予防支援がある。

綾瀬市高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

発行年月／令和6年3月

発 行／綾瀬市

編 集／綾瀬市 福祉部 高齢介護課 地域包括ケア推進課

〒252-1192

綾瀬市早川550番地

TEL 0467 (77) 1111 (代表)